

新庁舎建設に関する調査特別委員会（第13回）

日 時：平成27年7月31日（金）

10:00～

場 所：本庁舎6階第1会議室

日 程

1 開 会

2 内 容

- (1) 「みんなでつくるとっとり市庁舎の考え方」について
 - ・市民政策コメントの結果について
- (2) 鳥取市新庁舎建設委員会について

3 閉 会

第6回 鳥取市新庁舎建設委員会

日時：平成27年7月21日（火）

午前9時半～

場所：鳥取市役所本庁舎6階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

(1) 「みんなでつくるとっとり市庁舎の考え方」について ··· 資料1

4 協議事項

(1) 設計者の選定について ··· 資料2

(2) その他

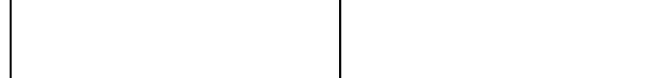
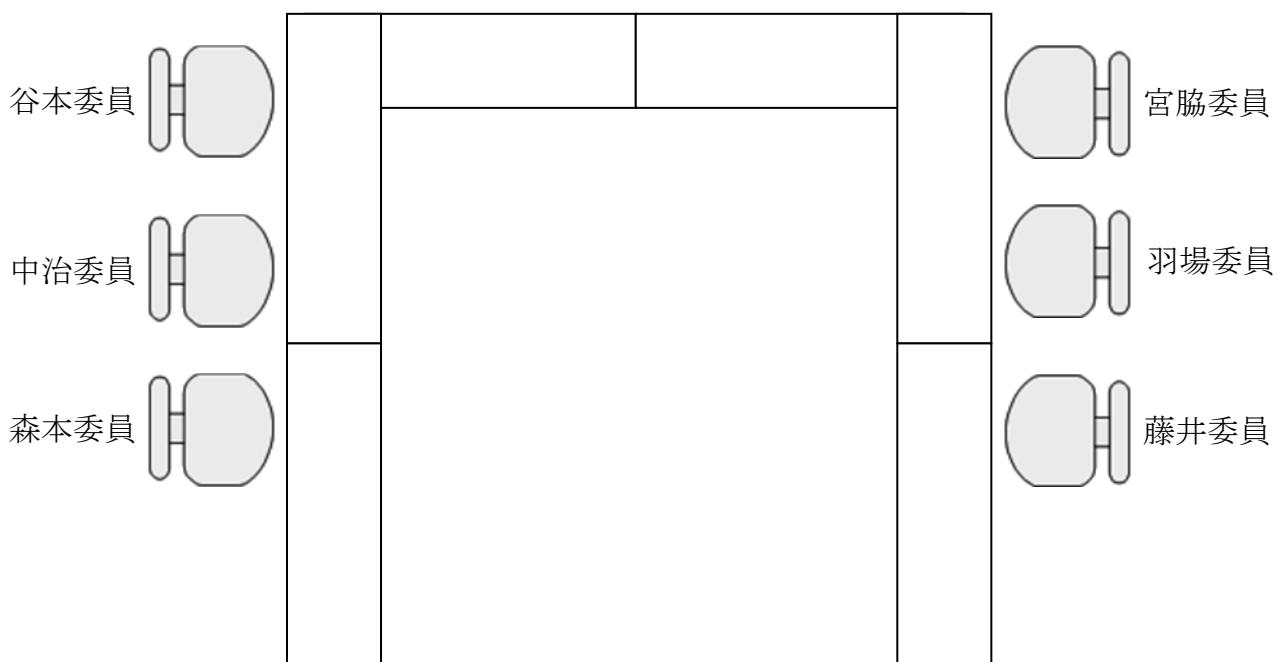
5 閉 会

鳥取市新庁舎建設委員会（第6回） 委員名簿

氏名	所属・役職	区分	備考
遠 藤 由美子	公立鳥取環境大学 環境学部環境学科准教授	学識経験者 (建築環境)	副委員長
谷 本 圭 志	鳥取大学 大学院工学研究科教授	学識経験者 (社会基盤)	
中 治 弘 行	公立鳥取環境大学 環境学部環境学科准教授	学識経験者 (建築構造)	
松 原 雄 平	鳥取大学 大学院工学研究科教授	学識経験者 (防災計画)	委員長
森 本 博 美	鳥取県建築士会会长	有識者 (建築士)	
宮 脇 儀 裕	鳥取県 営繕課長	行政関係者 (県)	
羽 場 恒 一	鳥取市 副市長	行政関係者 (市)	
藤 井 光 洋	鳥取市 都市整備部長	行政関係者 (市)	

配席図

松原委員長 遠藤副委員長



(鳥取市新本庁舎建設基本計画)

みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方



平成27年5月公表
平成27年7月決定

鳥 取 市

目 次

0 はじめに	1
1 基本的な考え方	2
(1) 5つの方針とそれに基づく検討（全体構想）	2
(2) 建設場所を旧市立病院跡地に決定（市議会の議決）	3
(3) 中核市への移行	3
2 実現します！	4
(1) 総合防災拠点として安全性・信頼性の高い庁舎を実現します！	4
防災機能	4
(2) 市民サービスの向上を実現します！	7
窓口機能	7
ユニバーサルデザイン	9
駐車場等	10
(3) 市民に開かれた、効率的、効果的な市政運営を進めます！	11
議会機能	11
事務空間	12
情報化、セキュリティ	14
(4) 市民交流、まちづくりに寄与します！	15
市民交流機能	15
外部空間	16
(5) 長期的な視点に立ち、費用を抑制します！	17
庁舎維持、運用管理	17
環境配慮	18
3 基本指標	20
(1) 想定職員数、議員数	20
(2) 建物面積	20
4 建設計画	22
(1) 立地特性、敷地特性	22
(2) 敷地利用計画	26
(3) ゾーニング、配置部署	28
5 建設費等	29
(1) 建設費等	29
(2) 財源	29
6 事業手法	32
7 スケジュール	32
別冊 資料編	33
(1) 検討経緯	34
(2) 参考資料、用語説明	36
(3) 関連計画	44

0 はじめに

昨年12月、市役所本庁舎の位置を旧市立病院跡地に定める条例が、鳥取市議会において可決されました。これにより、事業の方向性が定まったことを受け、現在、新本庁舎の建設に向けた取り組みを進めています。

市役所本庁舎は、市民サービスはもとより、防災、まちづくりの拠点であり、市民が親しみとぬくもりを感じる場である、将来の鳥取市の発展を支える市民共有の資産です。

本市は、平成30年4月の中核市移行をめざした取り組みを進めているところであり、鳥取市のみにとどまらず、山陰東部圏域の発展のために必要となる機能や役割なども考えていかなければなりません。

この「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」は、鳥取市のめざす新本庁舎のあり方について、広く市民のみなさんから寄せられるアイデア、市民ワークショップでの話し合い、新庁舎建設委員会の専門的見地からのご意見などを踏まえ、まとめたものです。

平成31年度の完成に向け、今後も引き続き、「市役所本庁舎は市民のものである」という原点に立ち、費用の抑制に最大限努めるとともに、市民の安全、安心なくらしを支える拠点となるよう、市民のみなさんからご意見をいただきながら取り組みを進めています。

鳥取市長 深澤 義彦

1 基本的な考え方

(1) 5つの方針とそれに基づく検討（全体構想）

平成25年11月に策定した、鳥取市庁舎整備全体構想（素案）では、鳥取市庁舎整備専門家委員会の報告（平成25年5月）を踏まえ、市庁舎整備に関し、現状の課題とめざす方向を整理するとともに、5つの方針を定めました。

この方針のもと、市庁舎に求められる機能を整理したうえで、他都市の事例などを踏まえ、必要となる建物面積やその時点の建設単価などの基準を統一して、現本庁舎を耐震改修する場合としない場合、駅南庁舎などを活用してもなお不足する面積を現本庁舎駐車場に新築する場合と旧市立病院跡地に新築する場合の組み合わせができる4つのパターンについて、機能面、費用面（長期的に要する費用）で比較検討しました。

その結果、耐震性の確保された駅南庁舎を活用しつつ、旧市立病院跡地に本庁舎を移転新築することを柱とした整備内容を最も望ましいとしました。

【5つの方針】

① 防災機能の強化

防災対策の拠点は、災害発生時こそ機能しなければなりません。そのためには、地震に強い建物であるだけではなく、常設の災害対策本部会議室、途絶えることないライフライン設備、市民にしっかりと情報を伝える通信設備、さらには屋外に十分な災害対策のための平面スペースが必要です。これら防災機能の強化は、「市民の命とくらし」を守ることを最優先に新たな施設の整備で実現します。

② 市民サービス機能の強化

市民が最も利用する市民サービスは、建物の分散化、バリアフリーや駐車場の不足など様々な課題を抱えていますが、現在の庁舎でこれらの課題をすべて解決することは面積や設備要件などから困難です。これらの改善は、市民の利便性を最優先に新たな施設の整備で実現します。

また、市民サービス機能は十分な防災性能を備えた施設に配置する必要があり、大規模災害時には安否確認、避難者確認などで行政情報（住民基本台帳など）の活用が必要となることから、災害対策本部が設置される新たな施設と一緒に配置します。

③ 庁舎機能の適切な配置

行政事務の実施に必要な機能や窓口・相談受付スペースの適切な確保、さらにはバリアフリーなどに対応した床面積を備えるため新たな施設を整備するとともに、庁舎機能をできるだけ集約し、適切に配置することで、効率的かつ効果的な行政運営を行います。

また、将来にわたり鳥取市の発展を支える社会基盤として、市民の行政ニーズのみならず、市民の交流やまちづくりへのニーズにも応えます。

④ 活力と魅力あるまちづくりの推進

市庁舎は、将来にわたる鳥取市の発展を支える社会基盤として、地元企業の力を結集して整備し、地域経済に貢献するとともに、本市がめざす活力と魅力あるまちづくりの推進に寄与します。

⑤ 現在及び将来にわたる費用の抑制

本庁舎（築後50年）及び第二庁舎（築後46年）は建物内外の老朽化が進んでおり、いずれ建て替えることになります。市庁舎整備に当たっては、一定の耐震性が確保された駅南庁舎などを有効活用することで費用を抑制するとともに、有利な財源である合併特例債を活用し、さらにその償還には積立て済みの基金を活用します。また、ライフサイクルコスト削減のため、建設費だけではなく、維持管理費・修繕費など長期的な視野に立ち費用を抑制します。

(2) 建設場所を旧市立病院跡地に決定（市議会の議決）

本庁舎と第2庁舎の耐震性に問題があることが明らかとなった以降、市議会におかれては、数次にわたり調査特別委員会を設置され、議論が重ねられてきました。

平成26年12月26日の市議会本会議で、鳥取市役所の本庁舎の位置を鳥取市幸町71番地（旧市立病院跡地）と定める位置条例が可決されました。



出席議員：32人　うち賛成議員：22人、反対議員：10人

※地方自治法では、市役所の位置は条例で定めることとされており、その制定または変更には、出席議員の3分の2以上の賛成が必要。

(3) 中核市への移行

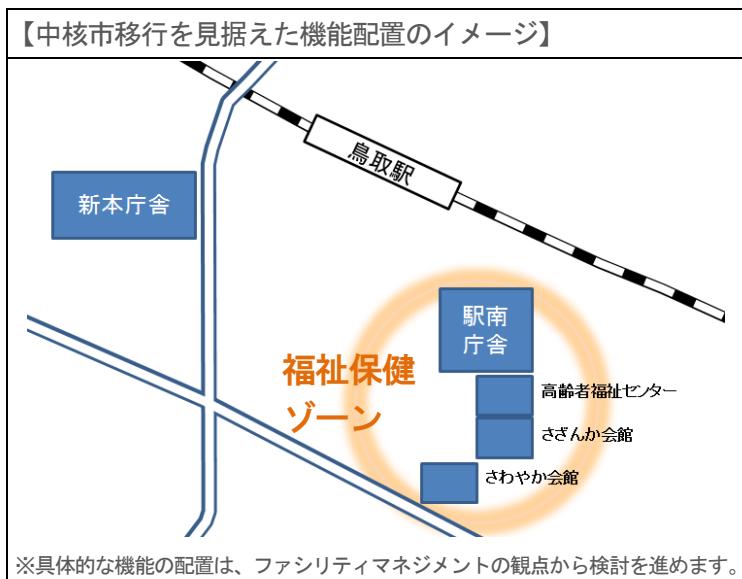
平成26年5月に地方自治法が改正され、政令指定都市に次ぐ都市制度である中核市の要件が緩和されました。そこで、鳥取市は、平成30年4月1日を目指して中核市への移行を目指すこととし、現在、鳥取県との間で中核市移行に向けた準備を進めています。

新本庁舎の建設に当たっては、中核市への移行に伴い、保健、衛生、福祉など約2,500件の事務が県から移譲されることを踏まえた職員数を想定する必要があります。

また、中核市に移行した際に設置が求められる保健所に関しては、有識者からなる検討委員会の提言などを踏まえ、駅南庁舎（現在庁舎機能を配置している部分：約6,100m²）を活用して整備する方針としています。そのため、本庁機能は、新本庁舎と環境下水道部庁舎で担うこととします。

駅南庁舎は、保健所の設置に併せて、保健センターや子育て支援機能などを配置し、保健医療、環境衛生、子育て支援の総合拠点として整備します。

これにより、駅南庁舎周辺エリアは、さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館など福祉関連施設が集積する、福祉保健ゾーンとして、健康づくりや子育てを支える拠点となります。



2 実現します！

(1) 総合防災拠点として安全性・信頼性の高い庁舎を実現します！

防災機能

鳥取市の総合防災拠点施設として、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ確実に対応でき、災害応急対策から復旧・復興に至るまで、円滑な活動が可能となる機能等を備えた庁舎を計画します。

写真：長岡市 災害対策本部会議室



①災害に強い構造

- ・大規模な地震、風水害等の災害発生時に来庁者や職員の生命を守り、市の保有する行政情報や個人情報を確実に保護し、または被害を最小限に抑えることが可能な高い防災性能を持ち、安心して利用できる施設を計画します。
- ・地震時の被害と修復の程度、建物の形状等を考慮し、制震構造、免震構造など安全性の高い最適な構造形式を採用します（耐震工法の比較検討は資料編P36参照）。
- ・建築非構造部材についても耐震安全性を確保するとともに、室内の棚やロッカー等の転倒防止等の安全対策を行います。
- ・計画敷地は地震時に液状化する可能性がある砂質土層を含んでいます。液状化を踏まえた基礎形式の選択、地盤改良工法の選択、インフラに対する対策などを行います。
- ・鳥取市総合防災マップによると、千代川が氾濫した場合に、0.5～2.0mの浸水が想定されています。建物への浸水対策を計画します。
- ・電気室や機械室、サーバー室などの設備関連室や備蓄倉庫・備蓄スペースなどは、浸水の影響を受けない高さに配置し、市庁舎が災害時でも継続して機能できるよう配慮します。
- ・落雷による情報通信機器等の損傷防止のため、電気・通信系統には雷サージ保護機能を導入します。
- ・火災発生時等など、庁舎外に避難が必要なときに、来庁者や職員が円滑に避難できる避難経路を確保します。

②継続的な活動を支える設備

市庁舎は、大地震等の災害発生後においても継続的な活動ができるとの必要となる総合防災拠点施設であることから、ライフラインが遮断されにくい引込構造や、ライフラインが途絶えた場合でも通常業務や災害応急対策活動の継続・維持が可能な設備を計画します。

(検討する設備等)

電源の確保	<ul style="list-style-type: none">・商用電力の供給停止時への対応として、72時間連続運転可能な自家発電設備と燃料保管設備の設置。非常用コンセントの明確化・電力の引込や配線経路の二重化・二系統化・太陽光発電等の自然エネルギーの活用や蓄電対応など、電力供給設備の信頼性の向上
給水・配水機能の確保	<ul style="list-style-type: none">・水道供給の途絶に備え、耐震性貯水槽を設置するなど、非常時の飲料水として使用できる機能・雨水等を利用した生活用水（トイレ等に利用する飲料水以外の水）の確保・非常時の排水機能として、災害時用汚水ピットやマンホールトイレ、下水管が破断した場合でもトイレ利用が可能となる非常用汚水貯留槽の設置

情報・通信機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆通信網の途絶等への対策として、情報通信における光ファイバー回線とメタル回線による引込の多重化やシャフトの専用化 ・防災行政無線、電話交換機やハブ、ルータ等のネットワーク機器など重要通信機器における電源、配線の二重化 ・瞬間停電対策として重要システム機器には、無停電電源装置の設置など機能確保
------------	--

◆耐震安全性の目標

建物の耐震性能は、国土交通省の「官庁施設の総合耐震計画基準」で示される耐震安全性の分類により目標を定め、構造体はI類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とします。

分類		耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材※	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、または危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保と二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※建築非構造部材：屋根ふき材、内装材、外装材など

③災害対策機能を強化した庁舎

災害発生時に総合防災拠点施設となる市庁舎は、情報の収集・伝達機能の確保、災害対応の方針決定などの指揮命令系統を機能させるために、災害対策本部室をはじめとし、災害支援関係団体の活動スペースなど防災活動に必要な諸室を効果的な場所に配置し、通信機材や情報収集に必要な機能等を整備して迅速な対応が図れるように計画します。

これら諸室は、通常時には会議室などとして有効活用が図れる計画とします。

◆災害対策機能の強化

- ・災害対策本部室を中心に災害対応関連諸室間が効率的に連携するよう、職員の動線、情報の流れ、関係設備の使用等を考慮した機能的な配置を計画します。
- ・災害対策本部として必要な防災情報システムや情報通信設備を整備し、各総合支所、防災関係機関や市民との連携を図れる設備を計画します。
- ・鳥取市消防団や鳥取県、鳥取警察本部、東部消防局、国土交通省（鳥取河川国道事務所）など災害時に派遣される防災関係機関の情報連絡員等の活動スペースの整備を計画します。

(検討する活動スペース等)

専用スペース	災害対策本部会議室、災害対策本部事務局（平常時は防災調整監／危機管理課の事務室）、鳥取市消防団本部、防災情報システム・防災行政無線管理室、放送室（防災行政無線、コミュニティFM／FM鳥取、コミュニティチャンネル／ケーブルテレビ局）など
共用スペース	各対策部からの災害対策本部詰職員の執務スペース、(仮称)災害情報センター、防災関係機関の情報連絡員などの執務場所、り災証明書発行本部、被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部など発災後に生じる事務の執務場所 など

◆備蓄倉庫・備蓄スペース

- ・「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づく備蓄品（保存食、保存水、医薬品、毛布など）、防災・水防資機材（土のう袋、投光器、パイプテントなど）、新型インフルエンザに備えたマスク等の専用の保管倉庫の整備を計画します。
- ・適切な温度管理が必要な備蓄品の保管については、空調設備の導入を計画します。
- ・災害対応等に従事する職員や、来庁者など緊急対応として一時的に市庁舎に避難される市民のための簡易トイレや毛布等の備蓄スペースの庁舎内での確保を計画します。
- ・コピーや印刷用の用紙やトナー等各種の消耗品についても、災害等の発生時には、事業者からの継続的な補充は困難となる場合も想定されるため、継続的に消費される物資（消耗品）については、平時の利用にも配慮した保管スペースの導入を計画します。

（備蓄倉庫等の配置場所）

- ・備蓄品や資機材の倉庫は、エレベーターを使用することなく、停電時でも効率的に搬出・搬入ができる構造となるよう、計画敷地内での確保を検討

◆多目的スペース

- ・災害時に、来庁者など市民が一時的に避難することできる一時避難スペース、派遣されてくる要員やボランティア団体などの災害支援関係団体の連絡指令本部の活動スペース、支援物資の受入れや中継・分配スペース、被災に関する相談窓口スペースなどとして、多目的に活用できるスペースの整備を計画します。
- ・平常時には、地域の活動団体の催しや市民の交流のための機能として、また職員研修の会場としての活用など、様々な利用に対応できる空間・柔軟なスペースとして計画します。

◆災害等における職員の長時間勤務に対応するための施設

- ・災害時には、職員は市庁舎に24時間体制で対応に従事することが想定されます。仮眠室としても利用できる和室やシャワー室を備えるものとし、災害応急対応に従事する職員に配慮します。なお、和室などのスペースは、平常時には職員の福利厚生等に利用するなど、効率化を図ります。

④総合的な防災機能の強化

- ・災害時には予測不可能な状況が起りえるため、用途を定めていないオープンスペースの存在は、貴重かつ必要です。隣接する都市公園の幸町棒鼻公園の活用について検討します。
- ・近隣にある、一定の耐震安全性を持っている駅南庁舎への代替（バックアップ）機能の確保などについても検討します。
- ・緊急時にヘリコプターが離発着できる、電線等の障害物がないスペースの確保を検討します。

(2) 市民サービスの向上を実現します！

窓口機能

市民が最も利用する窓口空間は、市民の満足度向上のため、さまざまなプッシュ型サービス（市民へ積極的にサービスをお知らせする窓口）の実現を図るなど、便利で分かりやすいことを第一に計画します。



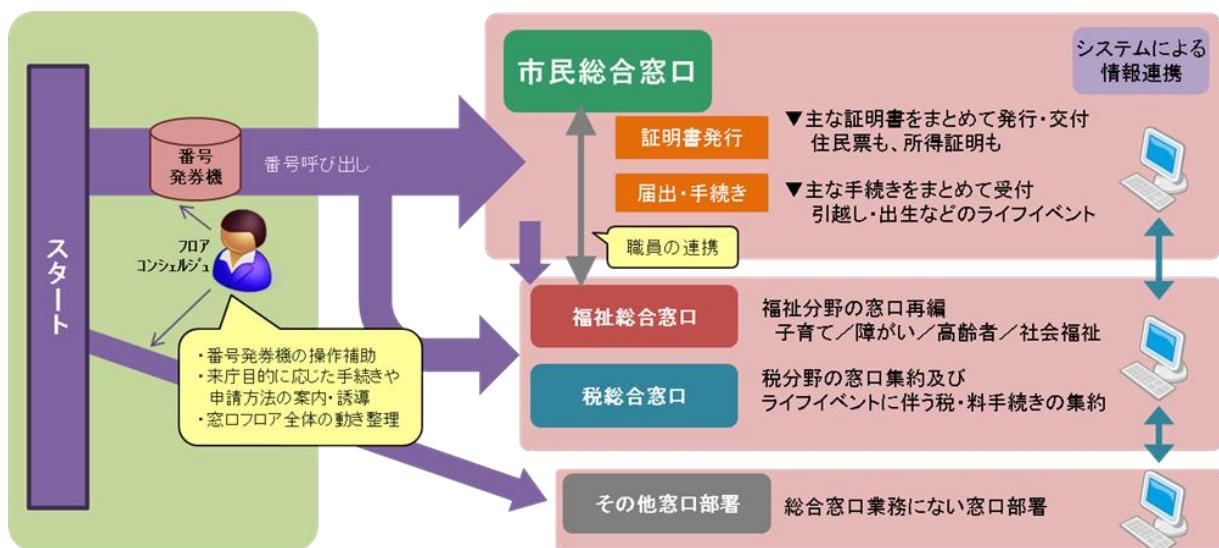
写真：松山市 窓口スペース

①3つの総合窓口の構築

- 手続きをまとめてわかりやすく提供する「3つの総合窓口」を構築することで、ワンストップサービスの実現など、窓口サービスの向上を図ります。

市民総合窓口	住民異動や戸籍関係の手続きに加え、これらライフィベントに伴う諸手続きが1箇所の窓口で完結する窓口です。また、クイックサービスとして複数の証明書発行も行います。
福祉総合窓口	福祉関係の手続きを市民目線で再編し、市民の移動を最小限に抑え、相談しやすい環境を整えた窓口です。
税総合窓口	税関係の窓口を集約するとともに、ライフィベントに伴って生じる税・料の還付・精算等の手続きを集約する窓口です。

(総合窓口のイメージ)



②親切・丁寧な案内サービス

- 庁舎全体の案内業務を行う総合案内は、視認性の良い位置に配置し、来庁者の利便性を高めます。
- 文字や色、ピクトサイン（案内用図記号）を組み合わせるなど、市民にとってわかりやすい、窓口フロアのサイン表示を計画します。
- カウンターの外に出て、窓口案内、番号発券補助、申請書等の記載補助等を行う「フロアコンシェルジュ」を配置し、高齢者、障がいのある方等にも配慮した、親切・丁寧な案内サービスを行います。

(その他、検討する事項)

- ・窓口サービスなどを紹介する、わかりやすいパンフレットの作成
- ・窓口や手続きの情報を表示する電子標示板の設置
- ・総合案内等の業務は、民間委託の可能性などについて検討し、効率的に運営

③利便性の高い窓口・待合ロビー

- ・市民の利用が多い窓口は、可能な限りワンフロア（低層階）に集約し、視認性が高く、分かりやすい配置とします。
- ・ロビーや待合スペースは、十分な広さとし、ゆとりのあるものとします。
- ・窓口は、プライバシーに配慮できる形状とします。
- ・記載コーナーは、プライバシーによる書類記入等のサポートに配慮した形状・配置とします。
- ・来庁者の利便性を高めるため、窓口サービスを支援するＩＣＴ機器システム（総合窓口システム・番号発券システム、順番・待ち時間表示板等）を導入します。
- ・ロビー、窓口、記載コーナー等は、休日や夜間の窓口一部開庁に配慮した配置を計画します。

(その他、検討する事項)

- ・マイナンバー制度による関係機関との情報連携を進めることで、窓口の手続き時に必要な添付書類を必要最小限に抑制
- ・確定申告や災害時など臨時の窓口の開設が必要な場合にも対応できる多目的スペースの確保

④プライバシーに配慮した相談室・相談スペース

- ・ついたての仕切りや遮音に配慮した相談室等、相談の内容に応じてプライバシーを確保します。
- ・相談室（個室）は、業務の必要性に応じ、庁舎内にバランスよく配置します。
- ・相談スペースは、利用者が落ち着いて相談できるよう配慮します。

⑤来庁いただかなくても良くなる環境の整備

- ・簡易な問合せや手続きであれば、わざわざ来庁いただかなくても目的が達成できるよう、環境整備を進めます。
- ・住民票や所得証明書といった簡易な証明書であれば、最寄りのコンビニエンスストアでも発行できるようにし、利便性を高めます。
- ・電話応対では、これまで以上にわかりやすい説明を行い、たらいまわしすることなく、簡易な問合せは即答できる、コールセンターを開設します。

(今後検討する環境整備)

- ・マイナンバー制度を踏まえた電子申請の積極的な導入
- ・コールセンターに寄せられたFAQ（よくある問合せ）は、市公式ウェブサイトを活用して市民に積極的にフィードバック
- ・総合案内、フロアコンシェルジュ、コールセンターなどの対応の正確性の向上や迅速化を図るために情報連携や人員連携
- ・市民が知りたい情報がすぐに見つけられるよう、市公式ウェブサイトのコンテンツ配置そのものの抜本的な見直し

⑥職員のスキルの向上

- ・サービスの基本は人です。すべての職員に、来庁者への「おもてなしの心」を徹底させるとともに、接遇スキルの向上や迅速で正確な事務処理の実現のための研修を強化します。

ユニバーサルデザイン

「バリアフリー法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」に定められた基準を満たすだけではなく、誰もが訪れやすく、使いやすく、親しみを持てる庁舎とするために、ユニバーサルデザインを追求します。



①誰もが訪れるやすい庁舎

- ・庁舎内外の主要な動線の十分な幅員の確保、わかりやすい誘導表示の配置、上下階への移動をスムーズに行うためのエレベーターの適切な設置など、障がいのある方や高齢者をはじめ、誰もが訪れるやすい庁舎を計画します。

(具体的な取り組み)

「バリアフリー法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく取り組み	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方の来庁に配慮し、案内板やエレベーター、各課案内など庁舎内の主要な動線に即して誘導表示や音声案内、点字表示などを適切に配置します。・エレベーター内には、車いすが転回するのに十分なスペースを確保し、鏡や手すり、車いす利用者用の操作ボタン等を設けるとともに、点字表示を行います。・階段は、昇り降りしやすいよう、適切な踏み面寸法・材質、段差を設定します。・障がいのある方や高齢者に配慮し、駐車スペースから庁舎内部へスムーズに導く動線を確保します。
ユニバーサルデザインをさらに徹底するための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・庁舎内外の主要な動線については、段差の無い計画とします。・エスカレーターを設置する場合は、視認性の高い床ステップと手すりの使用、乗降部・欄干部に照明の取り付け、乗降者への音声案内、低速運転などを検討します。・子どもから大人まで利用しやすいよう、階段は2重手すりとします。また、手すり部分に案内用の点字表示を行います。・駐車場は、歩行者と自動車の動線を明確に区分します。・車いす利用者、妊娠婦、介護・介助が必要な方にとって使い勝手のよい屋根付きのハートフル駐車場を設けます。・屋外の歩行者用通路や駐車場への融雪装置、融雪点字ブロックの設置を検討します。

②誰もが使いやすい庁舎

- ・障がいのある方や高齢者、親子連れなどの利便性に配慮し、誰もが使いやすい庁舎を計画します。

(具体的な取り組み)

「バリアフリー法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく取り組み	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児を連れた来庁者の利便性に配慮し、授乳や調乳、おむつ替えができるスペースを設置します。・窓口には、来庁者が座れるローカウンターを設置します。ローカウンターは車いす利用者に配慮した高さ、ひざがカウンターの下に入る十分な奥行きとします。・誘導ブロックの敷設は、高齢者や車いす利用者の通行にも配慮した計画とします。
ユニバーサルデザインをさらに徹底するための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・各階に多目的トイレ（オストメイト対応）を設けます。・市民の利用の多い女性用トイレは化粧台と洗面台を別とします。・子どもが遊んで時間を過ごせるキッズスペースや、庁舎での諸手続きや庁内で行われる講習会やイベントへの参加を容易にするための託児スペースなどを計画します。・来庁者が休息しやすいよう、フリースペース等に、机やベンチを設置します。・高齢者に配慮して座って記載ができる記載台を設置します。・筆談器など聴覚障がいのある方とのコミュニケーション支援ボードの設置を検討します。

③わかりやすいサイン・案内

- ・誰にでもわかりやすい、案内表示を計画します。
 - ・案内表示は、組織や窓口の配置変更に柔軟に対応できるよう工夫します。
- (具体的な取り組み)

「バリアフリー法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づく取り組み	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方や高齢者などに配慮した、誰にでもわかりやすい案内表示とします。・案内表示は、視力の弱い方でも見やすく、白内障や弱視の方にも見やすい色、サイズとします。・視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方の利用に配慮した触知案内図、音声案内を設置します。
ユニバーサルデザインをさらに徹底するための取り組み	<ul style="list-style-type: none">・重要な案内表示については多言語表記を検討します。・文字情報端末等の設置について検討します。

駐車場等

誰もがアクセスしやすく、安全で便利な駐車場・駐輪場を計画します。



写真：青梅市 ハートフル駐車場

①安全で便利な駐車場

◆駐車場

- ・一般車と公用車を明確に区画し、安全で利便性の高い効率的な配置計画とします。
- ・周囲の道路に影響を与えない進入路と駐車場管制システムを採用します。
- ・車いす利用者等の屋根付き駐車スペースは、利用しやすいよう出入口近くに配置し、段差のない計画とします。
- ・地域の賑わいづくりに貢献し、イベントなどでも活用でき、隣接する幸町棒鼻公園と一体となって災害時には多目的に利用できる屋外広場としての活用を計画します。

(その他、検討する事項)

- ・融雪装置など積雪に対する設備の導入
- ・一般車や公用車のための電気自動車用充電器の設置

◆公共交通

- ・タクシーの乗降場を計画します。
- ・バス停を設置する場合は、庁舎出入り口付近の設置を検討し、屋根やベンチなどの設置により、待ち時間が快適になるよう計画します。

②利用しやすいバイク置場・駐輪場

- ・出入口近くの利便性の高い位置に配置し、屋根付きとします。
- ・バイク置場は自転車とは別ルートでアクセスできる計画とし、分離も検討します。
- ・来庁者用と職員用とを区分します。

(3) 市民に開かれた、効率的、効果的な市政運営を進めます！

議会機能

市民に開かれ、議会機能が十分発揮される議会関連諸室を計画します。



写真：長岡市 本会議場

①議場

◆議会活動を活性化する議場

- ・議場は、庁舎と一体的に整備します。
- ・自然光を取り入れた明るく開放的な空間とともに、円滑な議事運営ができるよう、動きやすく使いやすい動線計画や機能配置とします。
- ・音響設備、放送用設備の整備など運営設備の充実を図ります。
- ・車いすに対応可能とするなど、議場内のバリアフリー化を図ります。

(その他、検討する事項)

- ・電子投票システムを導入のための大型モニターの設置
- ・音響設備、放送用設備の操作室を議場外に確保
- ・将来のIT化を視野に入れた、議席へのパソコン端末、LAN、電源の配置

◆市政参加を促す傍聴席

- ・傍聴席は、市民と議会の距離が近く、議員側、行政側、双方に視線が行き届くよう工夫します。
- ・バリアフリーや車いす用スペースを含めて十分な傍聴スペースを確保し、すべての人が気軽に傍聴できるよう配慮します。

②議論を促す委員会室

- ・委員会室は、傍聴スペースを備え、更に音響設備、情報通信設備の整備など運営設備の充実を図ります。

(その他、検討する事項)

- ・他の会議室も活用した、4つの常任委員会の同時開催
- ・休会中等、議会の利用がない時に、他の用途に利用できるレイアウトや配置

③議会運営を補助するその他諸室

- ・正副議長室をはじめ、全員協議会室、議会会議室、議員控室、議会応接室、議会図書室等の諸室は近接配置とし、業務の効率性を高めます。併せて、諸室の特性に応じ、セキュリティや防音対策、プライバシーの確保等を行います。
- ・議員控室は、会派構成の変化に対応できるものとします。
- ・議会図書室は、誰もが利用しやすいよう、開放的で分かりやすい空間とします。
- ・議会情報の閲覧や談話が可能なロビーを計画します。

(その他、検討する事項)

- ・議会事務局は、議会フロアへの入室者が確認できる場所に配置
- ・議会フロア、ロビーに議員出退表示板を設置
- ・多目的に利用できる可動間仕切り等を備えた会議室の整備

事務空間

機能的で効率的な行政運営を実現する、働きやすく、フレキシビリティ（用途や機能の変化、間取りの変化などへの対応能力）の高い事務空間とします。

倉庫は、省スペース、書類の重要度に応じた管理保管、計画的な収納スペースの配置等を計画します。

各総合支所など各庁舎と本庁舎が連携し、一体となつた市政運営が実現できる機能を計画します。



写真：青梅市 事務空間

①機能的で効率的な事務空間

- ・家具レイアウトのしやすい平面構成とし、開放的で視認性のよいオープンフロアを基本とします。
- ・業務効率の向上やコミュニケーションの活性化を図ることができる、事務空間を目指します。
- ・組織の変化や市民のニーズに柔軟に対応ができる空間構成とします。
- ・円滑な業務推進が図れるよう、関連性の高い課所室を隣接・近接させて配置します。
- ・事務空間の効率性を確保するため、部署ごとに調節できる空調方式の導入や、業務に応じた照明器具の設置、職員数に応じたスペースの確保等を計画します。
- ・事務空間と廊下との間の仕切りは、移動可能なローカウンターを基本とし、柔軟な家具レイアウトと視認性を確保します。

②様々なニーズに対応できる会議室・打合せスペース

- ・日常的な打合せスペース、各種の協議・調整を行う打合せブースや会議室など、打合せ人数や、打合せ内容に応じたスペースを配置します。また、情報管理の観点から、来庁者との打合せスペースは事務空間の外に設けます。
- ・課所室の利用実態を踏まえて、各フロアに共用会議室を配置し、利用効率を向上します。
- ・可動間仕切りにより分割できる会議室を設けることで、税申告の受付や納税通知書などの大量発送業務、期日前投票や職員研修などに対応します。

(その他、検討する事項)

- ・審査室、監査室、入札室など、通常の業務において定期的かつ特定の目的のために使用する、専用会議室の設置
- ・会議等に必要となる情報設備、音響設備、映像設備や障がいのある方に配慮した設備などの設置

③倉庫・書庫・収納

◆省スペースの実現

- ・ファイリングシステムなどの導入を検討し、文書の性質に応じた保管方法とそれに応じた書庫の選定により、保管スペースの省スペース化を図ります。
- ・書類の電子化の促進や、適切な文書管理による紙文書の縮減等により、書庫スペースの抑制を図ります。

◆重要書類・情報の安全な管理・保管

- ・重要書類や、市民のプライバシーに関する個人情報について、徹底した管理が図れる計画とします。
- ・保存文書など重要なものを保管する書庫・倉庫は、文書の劣化を防ぐために採光を遮断し、空調設備の導入により適切な温度・湿度管理をします。
- ・重要書類の書庫は耐火構造とし、棚については地震による転倒防止対策等を施し、災害後でも庁舎機能に影響がない対策を計画します。

◆計画的な収納スペースの配置

- ・視認性や開放性に配慮しつつ、ローキャビネットや天井までの壁面収納等を使い分けた、効率的な収納スペースを計画します。
- ・法令により保管が義務付けられかつ日常的に業務で使用する台帳、レセプト等については、専用スペースを確保します。
- ・書類の保管形式に対応した床荷重（床の積載能力）を設定します。
- ・現場作業道具など業務に必要な物品を保管する倉庫は、業務内容を踏まえ、効率的な場所に配置します。

④他の庁舎との連携

- ・本庁舎と駅南庁舎、環境下水道部庁舎、各総合支所、または各総合支所間の情報共有やコミュニケーションの向上を図ることに配慮し、日常的な打合せスペースや会議室などを計画します。

(その他、検討する事項)

- ・本庁、支所の役割を明確化し、窓口等の連携強化を実現する設備の導入
- ・ＩＣＴ（情報通信技術）によるテレビ会議ができる会議室の設置

⑤働きやすい職場環境の整備

- ・休憩室を、庁舎内にバランスよく配置し、すべての職員の利用に配慮します。また一般の来庁者からの視線に配慮した配置とします。
- ・各フロアに男女の更衣室を設け、ロッカーも個別にフロア毎に計画します。
- ・災害時の対応をはじめ、現場作業を伴う職員や宿泊勤務をする職員が使用するシャワー室、畳スペース等の仮眠可能なスペースを確保します。
- ・職員の健康管理のため、保健室、メンタルヘルス室、産業医の事務室などを計画します。また医務休養室を男女別に計画します。
- ・喫煙は、受動喫煙の防止や来庁者への配慮の観点から検討します。喫煙所を設置する場合は、分煙や視環境に配慮した場所に計画します。

(その他、検討する事項)

- ・窓口フロアなど多くの来庁者や職員が行き来するフロアは、動線計画に応じて、来庁者用トイレと職員用トイレを区分

情報化、セキュリティ

現在の情報化への対応だけでなく、今後更新される情報化にも対応できる柔軟性の高い計画とします。

また、人・物のセキュリティ管理、情報管理に配慮した、安心な庁舎を計画します。



写真：つくば市 入庁管理システム

①情報化に対応した機能

- ・情報更新への柔軟な対応が求められる事務空間には、フリーアクセスフロアを採用し、OA機器設置や配線の自由度を向上します。
- ・サーバー室はセキュリティの確保を確実に行います。また、日常のシステムのメンテナンスおよび更新のための十分なスペースを確保するとともに、大規模災害等を考慮し、上層階に配置することとします。
- ・市域全体の情報ネットワークや防災ネットワークへの対応が可能な計画とします。
- ・各階に、情報用E P S（配線区画）などのスペースを計画的に配置します。
- ・サーバー室には機器の発熱を考慮した空調設備を完備します。

（その他、検討する事項）

- ・情報システムの効率的な構築と運用を実現するための自治体クラウド（地方公共団体が情報システムを庁舎ではなく、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする仕組み）の活用

②安全、安心のセキュリティ

- ・庁舎内のゾーニングを明確にすることで、セキュリティ区分のしやすい計画とします。
- ・明るさや人の気配が感じられる、親しみと安心感のある庁舎とします。
- ・市民と職員の動線を明確に分離します。
- ・機械設備や防犯設備等を一元的に管理するシステムを導入し、安全性を高めます。
- ・I Cカード認証システムなど、セキュリティシステムを計画します。
- ・出退管理システムを導入し、職員の入退庁管理を行います。
- ・個人情報などの電子情報の漏洩や、無断アクセスの防止を図れるシステムを計画します。
- ・重要情報の滅失を防止するため、電子情報のバックアップ体制の強化を図ります。また、非常時にも情報の取り扱いができるよう非常用電源を確保します。

(4) 市民交流、まちづくりに寄与します！

市民交流機能

協働のまちづくりを促し、多様な交流を育むために、市民交流機能を充実させます。



写真：青梅市 市民スペース

①市民交流スペース

◆様々な活動に対応する市民交流スペース（多目的オープンスペース）

- ・市民交流スペースは低層階に配置し、開放的で明るく、市民が気軽に集い利用できるものとします。
- ・様々な活動に対応できるよう、フレキシビリティの高い空間とし、災害時にも多用途利用できる空間とします。また、市民による小規模なイベントが実施できるよう、音響性能、展示機能などに配慮した空間とし、夜間や休日の市民利用に配慮した形態や配置とします。
- ・椅子やテーブルなどを設置し、誰もが使いやすいよう、高齢者や障がいのある方に配慮した空間とします。

（その他、検討する事項）

- ・市民活動・ボランティア等各種市民団体や自治組織の支援窓口として、協働のまちづくりを進められる活動拠点の配置

◆様々なニーズに応える飲食スペースと利便施設

- ・市民も職員も食事ができ、誰もが気軽に利用でき、鳥取市の地産地消を推進する食堂を計画します。
- ・気軽に入れる喫茶店、飲料水の自販機コーナーを計画します。
- ・訪れる市民の利便性を高めるため、コンビニエンスストア、金融機関ATMなどを計画します。
- ・喫煙は、受動喫煙の防止や来庁者への配慮の観点から検討します。喫煙所を設置する場合は、分煙や規環境に配慮した場所に計画します。

（その他、検討する事項）

- ・食堂は、来庁者の満足度向上とPR効果を高めるため、鳥取市の魅力あるメニューを提供
- ・食堂や喫茶店は、込み合う時間帯を除き、市民がテーブルや椅子を自由に使える場所として提供
- ・障がいのある方の支援の視点を取り入れた、喫茶店の出店や運営

②市民・行政による情報発信スペース

- ・来庁者の行き来が多い場所に、情報発信スペースを配置し、市民や市民団体などの日常的な活動状況や催しなど、積極的に発信します。また、鳥取市の魅力、各地域の取り組み、市庁舎を訪れた人のまちなか散策を促す、まちなかのイベント情報、店舗情報などを積極的にPRします。
- ・情報発信スペースには、資料閲覧コーナー（行政資料、議会資料、防災関係情報、姉妹都市情報、書籍等の閲覧・コピーなど）や、市公式ウェブサイトの情報等を検索・閲覧できる情報端末コーナーを計画します。
- ・市民が気軽に利用でき、市民と行政をつなぐ情報発信の拠点となるコミュニティスタジオ（ラジオ、ケーブルテレビ）を計画します。
- ・情報発信スペース、コミュニティスタジオは、災害時の情報発信に対応できるものとします。

外部空間

市民の「安全・安心」「快適性」「憩い」「にぎわいの創出」「バリアフリー」「環境への配慮」などを十分に考慮し、市民にとって使いやすく、訪れやすい庁舎となるよう計画します。

鳥取市の玄関口に賑わいが生まれる庁舎をめざします。

写真：立川市 庁舎周辺の緑化



①市民の憩いの場となり賑わいを生む屋外広場

- ・幸町棒鼻公園を含む庁舎周辺を憩いの空間として活用し、木陰を作ったり芝生化するなど、快適で、誰もが憩えるよう開放的なつくりとします。
- ・ベンチ等を設置し、子どもから大人まで市民の憩いの場となる休憩コーナーを計画します。
- ・庁舎に隣接する平面駐車場は、地域の賑わいづくりに貢献し、イベントなどでも活用でき、隣接する幸町棒鼻公園と一体となって災害時には多目的に利用できる屋外広場として活用を計画します。
(その他、検討する事項)
 - ・緑化や市民への開放など屋上空間の有効利用。

②市民に親しまれる外観

◆周辺環境と調和する庁舎

- ・鳥取市の歴史や文化を踏まえ、周辺環境との調和を図り、良好な都市景観の形成に寄与します。
- ・平面駐車場に隣接する幸町棒鼻公園と連携しながら、市民の交流、くつろぎ、子どもたちも集える憩いの場、災害時の活用など、多目的な利用に配慮した、ポケットパーク（小さな公園）やプロムナード（歩行者専用通路）、緑の整備を行います。
- ・鳥取市の木（さざんか）や因幡地域の植物など、鳥取らしい植栽をほどこします。
- ・砂像の設置など、鳥取市をPRする工夫を行います。

◆鳥取市をイメージした庁舎

- ・鳥取をイメージできる外観とします。
- ・安心感と親しみを与えるデザインを採用します。
- ・地元産材の活用など地域の特性を生かします。

(5) 長期的な視点に立ち、費用を抑制します！

① 庁舎維持、運用管理

ライフサイクルコストの低減のため、施設の耐用性やメンテナンス性を適切に確保するなど長寿命化を図り、永きにわたって市民が使いやすい庁舎を計画します。



写真：立川市 高強度躯体の採用

① 庁舎維持

◆長寿命なスケルトン（構造躯体）（くたい）

- ・長期間にわたりスケルトンが十分な強度を保つため、高強度・高耐久な構造材料の使用、堅牢（けんろう）な外壁・耐久性の高い外部建具等を採用します。
- ・間仕切壁の変更や、設備更新等の将来の変化に追随できる、自由度の高い空間（ユニバーサルスペース）をつくるために、ロングスパンの柱配置、階段・エレベーター・設備シャフトなどの集約、余裕のある階高等の採用を計画します。

◆更新の容易なインフィル（間仕切り、設備機器等）

- ・建築非構造部材と建築設備については、耐久性やメンテナンス性に配慮して選定を行います。
- ・間仕切り壁は、乾式壁など改修時の対応が容易なものを採用します。
- ・設備機器、配管や配線の更新・改修の柔軟性に配慮して、工法、更新経路、配管ルートなどを計画します。

◆容易な維持管理

- ・メンテナンス頻度を低減でき、メンテナンス対応の行いやすい計画・材料を選択します。
- ・内外装の仕上げ等は、汚れにくく、清掃が容易な材料を選定します。
- ・維持管理を日常的に行うもの、定期的に行うもの、必要に応じて行うものに分類し、計画的に対応できる計画とします。
- ・メンテナンスや材料、機器等の更新を考慮した機械室等の配置とします。

② 新たな運用管理方式の導入

- ・ファシリティマネジメントの手法を取り入れ、中長期的な視点に立ち、運用していきます。
- ・運用管理は、専門的な知識を持っている技術者の確保、業務の効率化などの観点から、適切な委託方式を計画します。
- ・将来にわたって省エネルギー性能を維持していくとともに、ライフサイクルコストの低減を図るため、建物の使用エネルギーや室環境を一元管理できるBEMS（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）等の導入を計画します。

環境配慮

自然エネルギーの活用、エネルギーの有効利用、エネルギー負荷の低減などのさまざまな環境貢献項目を積極的に取り込み、環境との共生が図れる庁舎を計画します。



写真：出雲市 屋上太陽光発電

①自然エネルギーの活用・省エネルギー化

◆自然エネルギーの活用

- ・光庭、アトリウム（吹き抜け空間）、ライトシェルフ（採光用のひさし）の設置など、効果的に光を取り込む工夫を行います。
- ・効果的に自然換気が行える開口部の配置に加え、ソーラーチムニー（煙突のような空気の通り道を作り、太陽熱で上昇気流を作り出して自然換気を行うシステム）など自然換気を促進する環境項目を導入します。
- ・太陽光発電、小型風力発電、地熱利用等の自然エネルギーの効果的な利用を計画します。
- ・雨水利用など、水資源の有効活用を計画します。

◆エネルギーの有効利用

- ・最適な維持管理を図るため、建物の使用エネルギーや室内環境の把握、電力量の見える化など、省エネルギーに役立てていくためのシステム（BEMS）の導入を計画します。
- ・細かい単位で調節ができる空調設備および照明設備の導入やLED等の省エネ機器の積極的採用により、エネルギー使用量の効率化を図ります。
- ・電力負荷の低減と平準化を図ります。

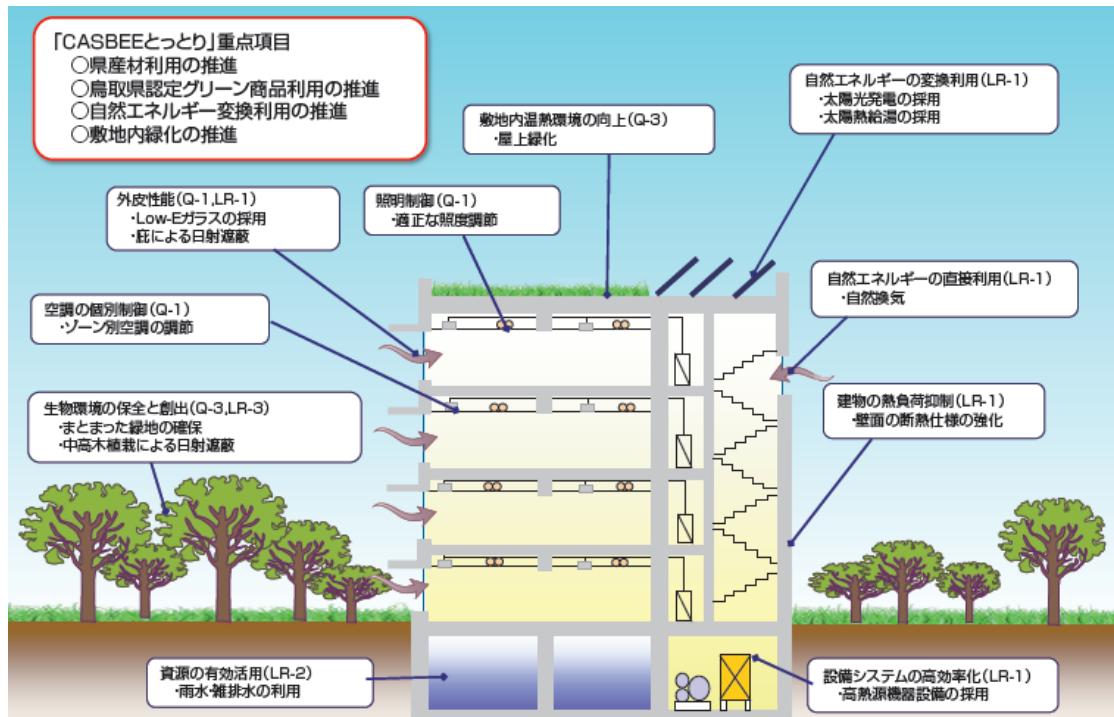
（その他、検討する事項）

- ・非常時に必要な電力を常時発電できる設備の導入。
- ・一般車や公用車のための電気自動車用充電器の設置。
- ・モバイルエネルギーとして活用できる電気自動車（公用車）の導入。

②エネルギー負荷の低減

- ・よりよい環境品質・性能の建築物をより少ない環境負荷によって実現するため、CASBEE とっとり（鳥取県建築物環境総合性能評価システム）のSランク（素晴らしい）を目指します。
- ・熱負荷を考慮した建物の向きや室の配置、開口部の設置、高断熱化などにより熱負荷の低減を図ります。
- ・敷地内緑化、屋上緑化などを積極的に行い、環境に対する市民の意識を高めるとともに、建物への熱負荷の低減やヒートアイランド現象の抑制を図ります。
- ・敷地内舗装については、保水性か透水性のある舗装材を使用するとともに、凍結・積雪を考慮した構造とします。

参考：CASBEEとつり（鳥取県建築物環境総合性能評価システム） 環境配慮項目のイメージ



③資源の有効利用

- ・建設副産物の発生抑制、再使用と再利用を図ります。
- ・廃棄物等を再利用した資機材の使用に努めます。

3 基本指標

(1) 想定職員数、議員数

①想定職員数

鳥取市定員適正化計画（資料編P37参照）に基づき、現在の本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館で行っている市の業務（本庁機能）と、さざんか会館の窓口業務（ライフイベント手続きに限る）の実施に必要な職員数を863人（平成27年4月1日現在：881人、臨時・嘱託職員等を含む）と想定します。

上記に加え、本市は、平成30年4月の中核市移行を目指しており、県からの事務移譲に伴う職員数の増加見込みのうち、新たに設置する保健所で行うことを想定している業務以外の業務（環境分野、民生分野など）を約15～20人と想定します。

これらを踏まえ、新本庁舎に配置する職員数を約880人とします。

※環境下水道部庁舎は、引き続き下水道担当課など本庁機能を配置する庁舎として活用します。駅南庁舎は、保健所等を配置することから、本庁機能を配置する庁舎として活用しないこととします。

※設計に当たっては、平成27年度策定予定の鳥取市定員管理計画を踏まえ精査します。

②想定議員数

鳥取市議会の議員の定数を定める条例に基づき、想定議員数は32人とします。

(2) 建物面積

①面積の算定方法

市庁舎に求められる機能を実現するため、総務省が示す標準的な面積の算定方法（総務省起債対象事業費算定基準）を参考に、事務機能と議会機能に必要な面積を算定したうえで、防災機能、市民交流機能に必要な面積を加算します。

②算定結果

区分	計算方法等	面積(m ²)
事務機能	事務室+倉庫+会議室等	13,899
事務室	換算職員数1,522人×4.5m ² （総務省基準）	6,849
倉庫	事務室面積6,849m ² ×13%（総務省基準）	890
会議室等	職員数880人×7.0m ² （総務省基準）	6,160
防災機能	災害対策本部室、放送室、備蓄倉庫等	500
市民交流機能	食堂・喫茶、売店（国土交通省基準） 338m ² （800人以上）+（880人×0.085）	413
	多目的オープンスペース、情報発信スペース等	800
玄関、通路等	（事務機能）13,899m ² ×40%（総務省基準） ※玄関、待合ロビー等10%含む	5,560
	（防災機能+市民機能）1,713m ² ×30%	514
議会機能	議員定数32人×35m ² （総務省基準）	1,120
	通路等（上記面積×30%） ※庁舎内で独立した空間となるため通路等も機能に含む	336
合計		23,142

※換算職員数

区分	特別職	部長	次長 課長	補佐 係長	一般	嘱託等	一般 製図	計
職員数	4	16	66	139	409	196	50	880
換算率	20	9	5	2	1	1	1.7	
換算職員数	80	144	330	278	409	196	85	1,522

※総務省起債対象事業費算定基準では、部長・次長が同じ換算率となっていますが、本市では、次長は課長と同じ換算率を採用するとともに、一般職を除くその他の役職についても見直しています。

◆事務機能、議会機能

スリムな組織体制、効率的な配置を進めることで、他都市（特例市の調査結果の中央値）と比較し、事務機能、議会機能とも約5%の圧縮を想定します。

区分	他都市	本市の想定	比較
職員一人当たり面積	24.4 m ² /人	23.2 m ² /人	94.9%
議員一人当たり面積	48.3 m ² /人	45.5 m ² /人	94.2%

◆防災機能

災害対策本部会議室（約100 m²）、防災情報システム管理室・防災行政無線室（約100 m²）、防災・備蓄倉庫（約300 m²）など、災害対策の強化のための機能を想定します。

◆市民交流機能

市民も利用できる食堂・喫茶・売店（約400 m²）、市民に開かれた多目的な利用ができるスペース（約400 m²）、市民と行政が情報を発信する情報発信スペース（約400 m²）など、市民交流を進めるための機能を想定します。

③必要な庁舎面積

これらを踏まえ、必要な庁舎面積を次のとおり想定します。

設計時において、各機能に必要な面積を精査するとともに、将来の人口減少に伴う職員数の変動を見据え、効率的なレイアウトの配置などにより、事務室面積の縮減に努めます。

想定面積 約23,000 m²

将来にわたる新本庁舎の有効活用

新本庁舎の建設に当たっては、中核市となる本市の将来のまちづくりや市庁舎のあり方を見据えつつ、可能な限りライフサイクルコストを抑制できるよう取り組むことが求められます。

必要な庁舎面積は上記のとおり想定しますが、人口減少、地方制度改革など社会情勢の変化に伴う業務量や職員数の変動により、将来的に、新本庁舎に余剰空間または面積不足が生じる可能性があります。

このような状況変化に柔軟に対応できるよう、フレキシビリティ（可変性や柔軟性）の高い建物を計画し、市民の資産である新本庁舎を長期にわたって有効活用していきます。

（将来的に余剰空間ができた場合の有効活用の例）

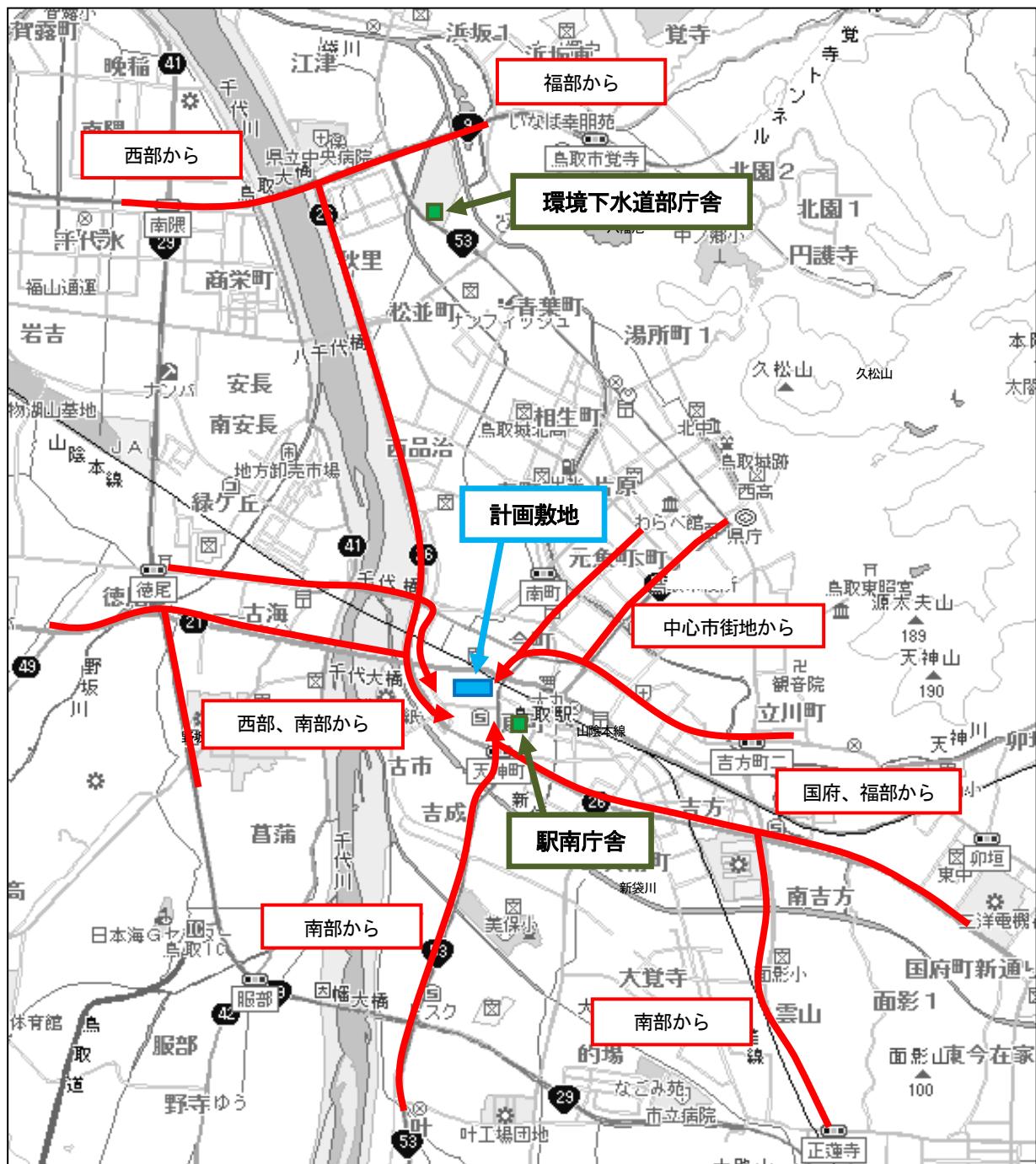
- ・市民や民間団体などが有効利用できるスペースへの転用
- ・今後、他の公共施設に必要な更新費用の抑制のため、環境下水道部庁舎（昭和53年建築）、駅南庁舎（平成元年建築）などの更新時期に分散する機能の集約や最適化を実現など

4 建設計画

(1) 立地特性、敷地特性

①位置図

計画敷地の位置と車両による各方面からの主なアクセス経路の想定は次のとおりです。



②自然条件

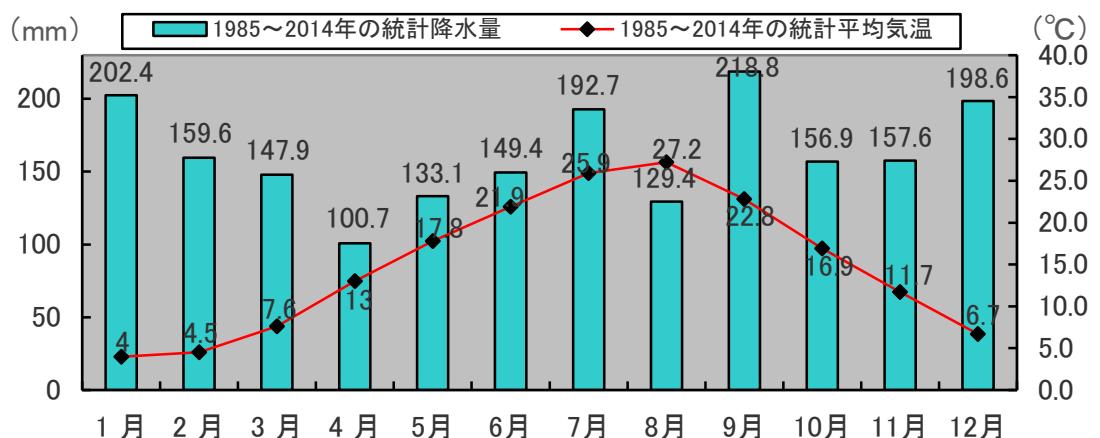
敷地周辺の自然条件は次のとおりです。

鳥取地方気象台における平年値												
(統計期間1985年～2014年 資料年数30)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	4.0	4.5	7.6	13.0	17.8	21.9	25.9	27.2	22.8	16.9	11.7	6.7
最高気温の平均 (°C)	7.8	8.8	12.6	18.7	23.4	26.7	30.6	32.4	27.7	22.2	16.6	10.9
最低気温の平均 (°C)	0.9	0.9	2.9	7.4	12.6	17.8	22.3	23.1	18.9	12.6	7.5	3.0
日照時間 (h)	70.6	80.1	123.9	179.0	196.2	154.3	164.8	204.0	145.1	148.2	110.9	87.9
相対湿度 (%)	76.2	74.4	70.1	66.5	68.6	74.3	76.1	73.5	77.3	75.9	74.3	74.3
降水量 (mm)	202.4	159.6	147.9	100.7	133.1	149.4	192.7	129.4	218.8	156.9	157.6	198.6
降雪の深さの合計 (cm)	68.0	55.3	13.6	0	0	0	0	0	0	0	0.1	26.3
積雪の深さの最大 (cm)	29.2	29.1	9.8	0	0	0	0	0	0	0	0	15.4
雪日数 (日)	16.3	13.3	5.8	0.4	0	0	0	0	0	0	0.5	8.8

※資料：鳥取地方気象台

全国平均値との比較												
降水量	年合計降水量1914mm※1。 (全国平均1677mm※1)											
気温	年平均気温14.9°C※1。 (全国平均14.8°C※1)											
湿度	年平均相对湿度74%※1。 (全国平均71%※1)											
風速	年平均風速3.1m/s※2。 (全国平均3.2m/s※2)											
日照	平均年間日照時間1663時間※1。 (全国平均1864時間※1)											

月別平均気温と降水量の推移



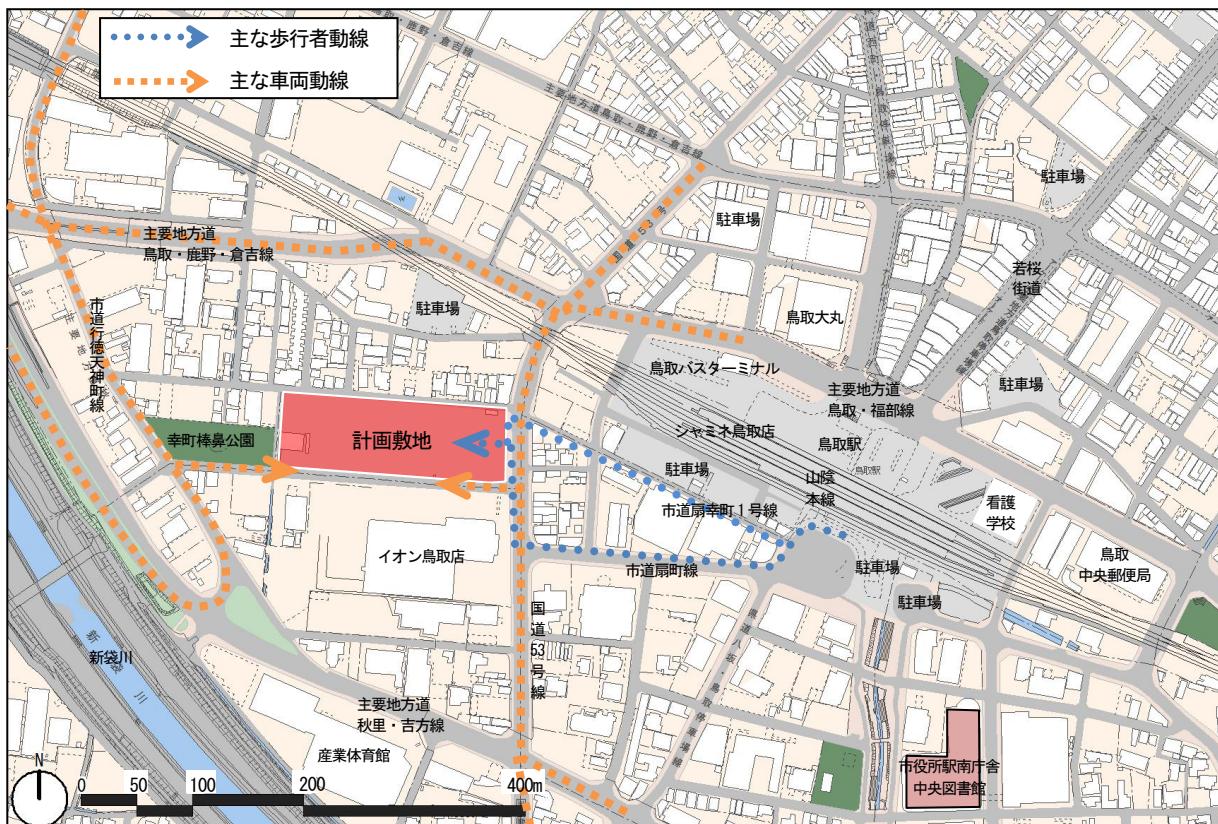
※資料：鳥取地方気象台

※1 全国 56 地点における平年値（昭和 56 年～平成 22 年）を平均。総務省統計局「第六十三回 日本統計年鑑 平成 26 年」からの数値により算出。

※2 全国 56 地点における平成 24 年度値を平均。総務省統計局「第六十三回 日本統計年鑑 平成 26 年」からの数値により算出。

③敷地周辺状況、動線

敷地周辺の状況、主な動線は次のとおりです。



区分	特性
立地条件	<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺には産業体育館、中央図書館、駅南庁舎などの公共施設が集積しています。 鳥取駅やバスターミナルから徒歩圏内です。JR鳥取駅南口からは西に約300mの距離に位置します。 敷地周辺には、イオン鳥取店、鳥取大丸、シャミネ鳥取店などの大型商業施設が立地するほか、医療施設、飲食店などもあり、一定の都市機能が集積しています。
車両動線	<ul style="list-style-type: none"> 3方を道路に囲まれており、主要道路（鳥取・鹿野・倉吉線、鳥取・福部線）からも程近いため、道路交通の利便性が高いです。 東側からの車両の主アクセスは国道53号線が想定されます。 西側からの車両の主アクセスは主要地方道秋里吉方線（鳥取環状道路）が想定されます。 国道53号線北側からアクセスした車両の右折に留意が必要です。（信号位置、交差点からの距離）
歩行者動線	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取駅からのアクセスは、駅南口と敷地を結ぶ扇幸町1号線の整備が進められており、完成すれば主要動線となることが想定されます。 駅南口より扇町線を通り、国道53号線に出て敷地へと繋がる動線も想定されます。

④敷地特性

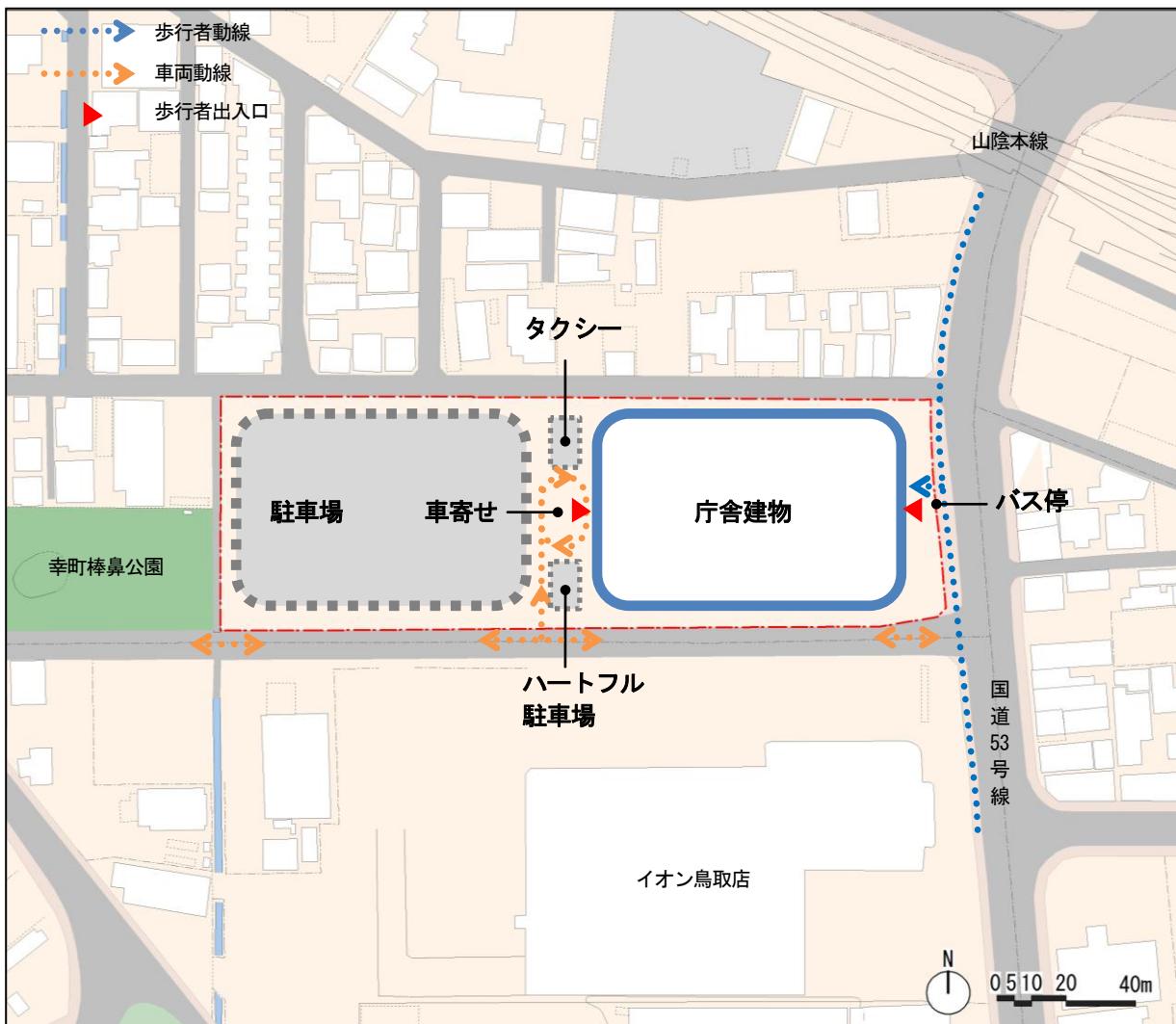
敷地の状況、特性は次のとおりです。

基本要件		敷地図
所在地	鳥取市幸町71他	
敷地面積	約13,867m ²	
地域地区	近隣商業地域 一部商業地域	
防火地域	建築基準法22条区域	
建ぺい率	60%（近隣商業地域） 一部80%（商業地域） ⇒約62%	
容積率	300%（近隣商業地域） 一部400%（商業地域） ⇒約312%	
道路幅員	北側道路：5.25m～6.28m 東側道路：22m～23m 南側道路：7.22m～9.39m	

区分	特性
敷地の状況	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は平坦で、T.P.（標高）約5.4m～6.3mです。 敷地形状はほぼ整形で、東西約200m、南北約70mの広さです。 千代川が氾濫した場合の浸水想定は、敷地の東側約3分の2が0.5～1.0m、敷地の西側約3分の1が1.0m～2.0mです。
敷地周囲の状況	<ul style="list-style-type: none"> 東側の国道53号線は駅からの歩行者のメインアプローチであり、車両動線としても主要動線の一つであるため、東側にはふさわしい顔をつくる必要があります。 南側の道路（市道天神町4号線）を挟んで大型のショッピングセンターであるイオン鳥取店が位置しており、当該道路がイオン鳥取店と市庁舎へのアクセス道路となるため、配慮が必要です。 北側には住宅地が近接しており、現況の生活環境への配慮が必要です。 北側の道路（市道幸町1号線）は6m前後のため、車両からの歩行者の安全性の確保や、配慮が必要です。
周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 南側と北側の道路の歩行者空間の充実や、周辺環境向上のための街路樹の整備等の積極的な緑化への配慮が必要です。 西側に幸町棒鼻公園が隣接しており、一体的な整備を考慮する必要があります。
形態規制等	<ul style="list-style-type: none"> 南側と北側の道路の道路斜線制限を考慮する必要があります。

(2) 敷地利用計画

立地特性、敷地特性を踏まえた敷地利用例のイメージは次のとおりです。



区分	イメージ
配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取駅からの歩行者のアクセスに配慮し、敷地東側に庁舎、西側に一般駐車場を配置します。
車両動線	<ul style="list-style-type: none"> 一般車両のアクセスは南側の道路を基本とします。 一般車両の車回しは庁舎西側に設けます。 ハートフル（車いす）駐車場を車回し付近に設け、屋根付とし、利用者の利便性を向上します。 タクシー乗り場は庁舎建物と駐車場の間の、庁舎出入口からできる限り近い位置に配置し、歩行者と車両動線の交錯ができる限り避ける計画とします。また、タクシー待機スペースを確保し、待ち行列の影響が出ない計画とします。 市民の利便性向上に配慮し、コミュニティバス「くる梨」のバス停を計画します。バス停は国道53号線に面した場所に配置し、歩行者と車両動線の交錯ができる限り避ける計画とします。 大型車両の駐車場、臨時バス停についても検討します。

	<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設、事業者等との駐車場の共同利用について、今後検討します。
歩行者動線	<ul style="list-style-type: none"> 建物への入口は、駅からの歩行者用に東側と、駐車場利用者用に西側に、それぞれ設けます。 庁舎周辺にプロムナード（歩行者専用通路）を設け、雨天の歩行の安全性と利便性を高めます。 駐車場内の歩行者の安全の確保に配慮します。 駐輪場を庁舎出入り口付近に設け、自転車利用者の利便性に配慮します。
広場の検討	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に広場を設け、気軽に立寄り、憩える場とします。また、来庁者が庁舎に入りやすい計画とします。 駐車場は臨時のイベント広場や、防災訓練、災害時の防災広場など多目的に使える計画とします。 幸町棒鼻公園と庁舎敷地を一体的に整備し、常時は庁舎を訪れる市民に憩いを提供する広場として、また、大規模災害発生時には庁舎の応災機能を補完する空間として活用するなど双方の相乗効果を図るとともに周辺環境に寄与する計画とします。
周辺地域への影響と配慮の整理	<ul style="list-style-type: none"> できる限り低層の建物とするなど、北側住宅地への日影や圧迫感の軽減に配慮します。 南側（市道天神町4号線）と北側（市道幸町1号線）の道路の歩行者の安全確保に配慮します。 南側の道路が大型のショッピングセンターであるイオン鳥取店のアクセス道路となるため、交通渋滞などについて配慮します。 敷地周辺の緑化等周辺地域の環境向上を図ります。 周辺施設、事業者等との機能連携について、今後検討します。

◆駐車場等の必要台数

区分		台数	備考
来 庁 者 用	駐車場	約 200 台	$1,770 \text{ 人} \times 62.4\% \div 1.3 \text{ 人} \times 18.1\% \times 1.3 \text{ 倍} = 199.9$ ※周辺事業者との駐車場相互利用も検討します。
	駐輪場 (バイク含)	約 90 台	$1,770 \text{ 人} \times 13\% \times 18.1\% \times 2 \text{ 倍} = 83.3$
公 用	駐車場	約 135 台	可能な限り敷地内に計画し、不足する台数は、駅南庁舎など他の駐車場の利用を検討します。※庁舎の統合効果や効率的な運用などにより台数削減をめざす。
	駐輪場 (バイク含)	約 340 台	(公用) 30 台 (職員用) 職員数 880 人 × 通勤率 32% × 通勤手段変動率 1.1 = 309.76

【算出方法】

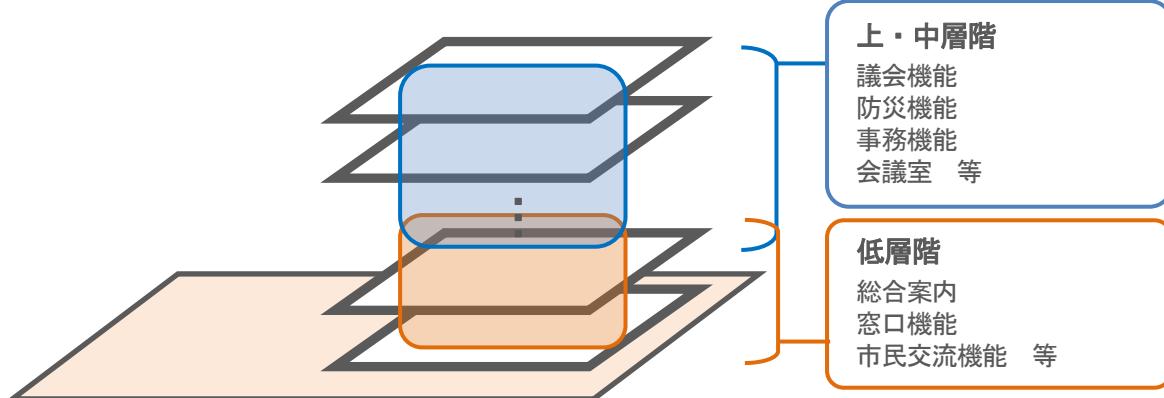
平成 23 年度の調査結果に基づき算出しています。1 日当りの来庁者は約 1,770 人とし、来庁者の駐車場は、自家用車利用率を約 62.4%、来庁ピーク率を約 18.1%（午前 10 時）、1 台当りの平均乗車人数を約 1.3 人、来庁自動車台数ピーク月を 1.3 倍（3 月：調査月の 12 月との比較）として試算しています。駐輪場は、来庁者の自転車利用率（バイク含む）を約 13%、ピーク月やイベント時などのピーク増を 2 倍として試算しています。

来庁者数は、証明書等のコンビニ交付などによる減少や市民交流機能の充実などによる増加が見込まれ、交通手段は、公共交通の利用増により自家用利用者率が減少する可能性があるため、今後も精査します。

(3) ゾーニング、配置部署

新本庁舎の各階の利用方法は、おおむね次のとおり想定しますが、建物の階数や具体的な機能の配置は設計時に検討します。

- 防災機能は、迅速な意思決定や他の会議室との連携を考慮し、適切な階に配置します。
- 市民利用の多い窓口は、市民の利便性を考慮し、低層階に配置します。隣接して、市民交流機能を配置し、積極的な利用を促します。
- 事務機能は、上・中層階に配置し、機能性を重視します。
- 議会機能は、独立性に配慮した配置とします。



【新本庁舎への配置予定部署】

部署名（平成27年4月1日時点）	
総務部	総務課、行財政改革課、職員課、検査契約課
総務調整監	財産経営課、情報政策課、債権管理課、市民課、市民税課、固定資産税課、徴収課
防災調整監	危機管理課
人権政策監	人権推進課、男女共同参画室
企画推進部	政策企画課、創生戦略室、秘書課、広報室、協働推進課、市民総合相談課、文化芸術推進課
地域振興監	地域振興課
福祉保健部	高齢社会課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、生活福祉課、保険年金課、医療費適正化推進室、鳥取中央地域包括支援センター
健康・子育て推進局	児童家庭課
経済観光部	経済・雇用戦略課、企業立地・支援課、観光戦略課、鳥取砂丘・ジオパーク推進課
農林水産部	農業振興課、生産流通振興室、林務水産課、農村整備課
都市整備部	都市企画課、交通政策課、中心市街地整備課、都市環境課、道路課、建築指導課、建築住宅課
環境下水道部	生活環境課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、校区審議室、文化財課、生涯学習・スポーツ課、学校保健給食課
市議会	市議会事務局
その他	出納室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

※今後の社会情勢の変化や国の制度改革などにより、組織変更を行う場合があります。

◆参考

駅南庁舎には、おおむね次のような機能を配置します。

- ・中核市への移行に伴い設置が必要となる、鳥取市保健所を設置します。
- ・保健所の設置に併せて、保健センターや子育て支援機能などを配置し、保健医療、環境衛生、子育て支援の総合拠点として整備します。

環境下水道部庁舎には、おおむね次のような機能を配置します。

- ・現状どおり、下水道関連部署（建設、維持管理など）を配置します。

5 建設費等

(1) 建設費等

建設費等の概算事業費は、次のとおり想定しますが、設計時に建設単価の精査や新本庁舎の建物面積の縮減などに取り組み、費用の抑制に努めます。

区分	事業費	説明
設計・監理費	約 3.2 億円	業務報酬基準（国土交通省告示第 15 号）に基づき算定
建設費	約 93.2 億円	新本庁舎の想定面積（約 23,000 m ² ）に、建設単価（約 40.5 万円/m ² 、下記参照）を乗じて算定
その他経費	約 2.0 億円	調査費、移転費など これまでの調査検討の結果や見積もりなどを基に算定
計	約 98.4 億円	

※消費税等を含む。現在の本庁舎と第二庁舎の敷地活用方法が未定であることからそれぞれの解体費は含めず想定しています。

◆想定する建設単価

建設単価は、近年の建築資材や労務単価の高騰、消費税率の増、鳥取地域の換算率を勘案し、次のとおり約 40.5 万円/m²に想定しますが、今後も変動の可能性があることから、設計時に精査することとします。

区分	単価	説明
建設単価の想定	約 42.1 万円/m ²	平成 29 年度の建設単価(税込)の想定（資料編 P38 参照）。
鳥取地域の換算単価	約 40.5 万円/m ²	上記に鳥取県の地域別工事費指数（0.96）を乗じて算定。

※地域別工事費指数…国土交通省新営予算単価に基づく、東京の工事費単価を 1 としたときの各地域別の工事費指数。鳥取県における鉄骨鉄筋コンクリート造の地域工事費指数は 0.96。

(2) 財源

財源は、次のとおり想定します。

有利な財源である合併特例債、積立て済の基金を活用するとともに、今後も国庫補助金など他の有利な財源の活用などの検討を積極的に進め、市の負担を抑制します。

名称	金額	説明
合併特例債	約 90.9 億円	制度の説明は次項参照。
基金	約 7.5 億円	公共施設等整備基金（残高：約 45.5 億円、H26 決算見込）
計	約 98.4 億円	

◆市の実質負担額 約 38.5 億円

①当初 約 7.5 億円 + ②合併特例債の返済額のうち市の実質負担分 約 31.0 億円

①当初の支払額	約 7.5 億円	建設時の負担額。
②毎年の返済額 (30 年間)	約 1.0 億円	合併特例債の実質返済額。1 年据置、元利均等年 2 回 30 年償還、利率 0.85% で試算。市の実質負担は返済額の 3 割（約 31 億円）。残る 7 割は毎年の地方交付税として国が支援。

これは、庁舎整備のために計画的に積立ててきた基金（約 45.5 億円）でまかなうことができます。

合併特例債とは

通常、庁舎建設を行う場合に活用できる国の支援はありません。合併市町村のみに認められている合併特例債は事業費の95%に活用でき、その元利償還の際に国から7割の支援が得られる有利な借入金です。

◆ライフサイクルコスト

新本庁舎の建設から解体までのライフサイクルコスト（維持管理費も含めた市の実質負担額の累計額）の試算結果は、次のとおりです。

区分	累計(億円)	説明
建設時	38.5	新本庁舎の設計・監理費、建設工事費などの市の実質負担額
1年目から10年目	70.4	
1年目から20年目	102.3	
1年目から30年目	134.2	
1年目から40年目	166.1	
1年目から50年目	198.1	
1年目から65年目	254.6	

ライフサイクルコストの抑制

新本庁舎は、フレキシビリティ（可変性や柔軟性）の高い建物を計画するとともに、長寿命化や環境配慮に積極的に取り組むことで、ライフサイクルコストの抑制に努めます。

また、将来的に余剰空間ができた場合は、他の公共施設に必要な更新費用の抑制のため、環境下水道部庁舎（昭和53年建築）、駅南庁舎（平成元年建築）などの更新時期に、分散する機能の集約や最適化を実現することで、全体としてのライフサイクルコストの抑制にも努めます。

◆鳥取市の財政状況

市町村合併に伴う財政支援である普通交付税の合併算定替え措置（平成26年度ベースで約50.2億円）が、平成27年度から平成32年度にかけて廃止されることに備えて、本市は、市債発行（借入金）の抑制、定員適正化の推進、行革による余剰金を活用した基金の積み増しなどを計画的に進めてきました。その結果、公債費（借入金償還金）や人件費といった固定経費は着実に減少し、基金の残高は市町村合併時の1.4倍超にまで増えています。

これらの取り組みも順調に進んでいることもあって、合併算定替えの廃止には、これまで基金積み増しなどに回していた余剰金（平成26年度ベースで約18.8億円）を活用することと合わせて、今後も減り続ける公債費を通して生まれる新たな財政的余力、目標を立てて積み増してきた基金の取り崩しなどで対応できる目途が立っていました。このような中、平成27年1月、国が合併市町村の実情を考慮し、合併算定替え廃止の影響を当初の3割（平成26年度換算値：約15億円）に留める方針を明らかにしました。このことで、本市の合併算定替え廃止への対応は、既に生まれている余剰金だけで可能な状況となり、積み増してきた基金は万が一の事態に備えて、留保しておくことができる見通しです。

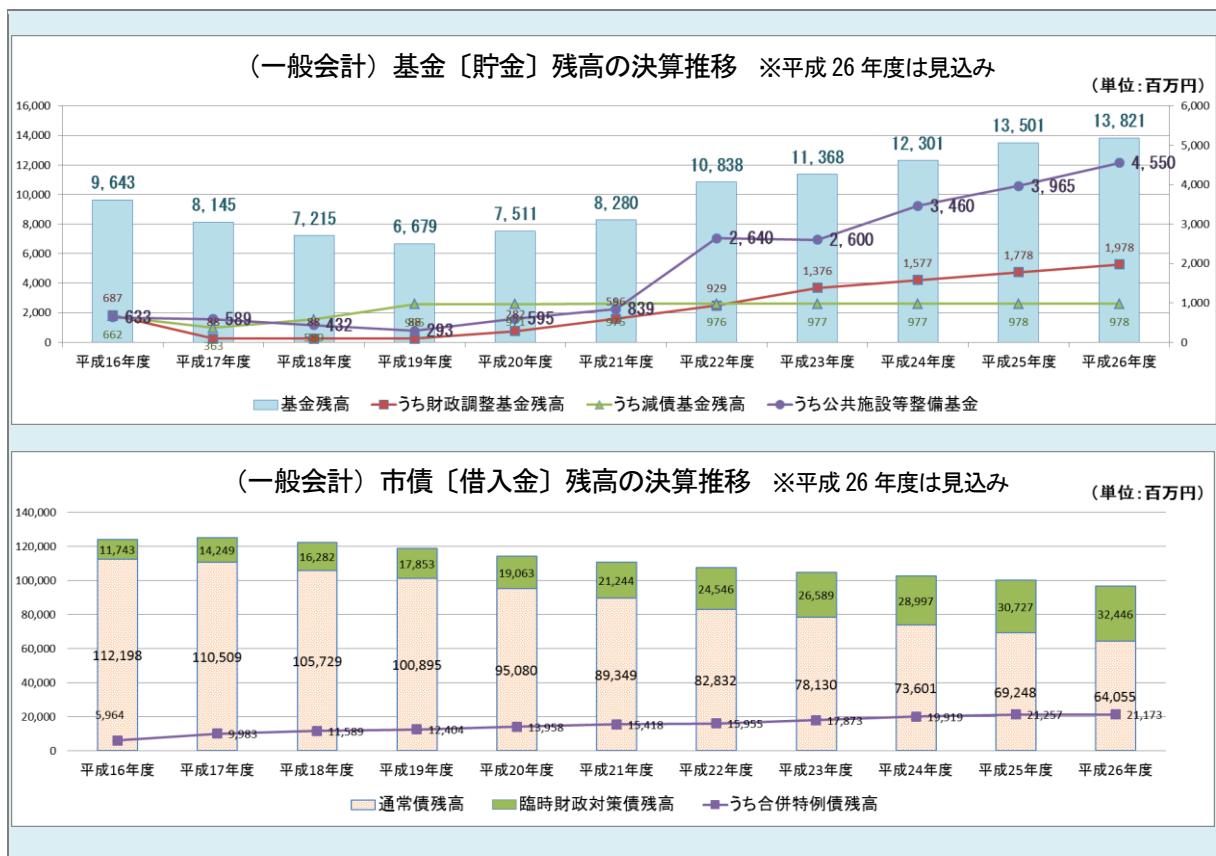
なお、今回の新庁舎整備に係る事業費の見直しにより、合併特例債の活用額が増えることになりますが、このことを勘案しても、今後の公債費は、予定通り遞減していきます。（平成27年度の臨財債を除く公債費：約84.7億円→平成37年度：約57.5億円）

これらに加え、本市は、今後見込まれる人口減少に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実、企業誘致、鳥取環境大学の公立化、医療・看護専門学校の誘致、中核市への移行などを攻めの姿勢で進めてきており、その成果も徐々に上がってきています。

以上のことから、本市の今後の財政運営は、引き続き、健全性を維持できます。

※合併算定替え

合併後10年間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を配分する取り決め



◆全体構想（素案）からの変動

鳥取市庁舎整備全体構想（素案）策定時（平成 25 年 11 月、P2 参照、概算事業費約 65.6 億円、新本庁舎の想定面積約 17,400 m²）からの主な変動は次のとおりです。

①庁舎機能の配置の変動

駅南庁舎（現在庁舎機能を配置している部分：約 6,100 m²）は、本庁業務を配置する予定でしたが、中核市への移行に伴い、新たに鳥取県から移譲を受ける保健所業務のほか、保健センターや子育て支援機能を配置（P3 参照）し、活用することとします。

全体構想(素案)		とっとり市庁舎の考え方	
新本庁舎 約 17,400 m ²	4つの庁舎（現在の本庁舎、第 2 庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館）に分散している本庁機能を 2 庁舎に再配置	新本庁舎 約 23,000 m ²	4つの庁舎（現在の本庁舎、第 2 庁舎、駅南庁舎、福祉文化会館）に分散している本庁機能を新本庁舎に集約
駅南庁舎 約 6,100 m ²			

※各総合支所、環境下水道部庁舎は、現在の用途で使用

②概算事業費の変動

平成 26 年度以降の資材や労務単価の増加（約 18%増加、資料編 P38 参照）	約 10 億円
消費税率の増加（5%→平成 29 年 4 月に 10%へ増加）	約 4 億円
駅南庁舎に配置予定だった本庁機能を新本庁舎に集約することによる新本庁舎の面積の増加	約 19 億円

6 事業手法

公共事業には、良好な品質の社会資本整備の推進、また、その担い手となる地元業者の育成や支援という大きな目的があります。

この基本的な考え方方に立ち、新本庁舎の建設に当たっては、品質や競争性の確保に十分に配慮しつつ、地域経済に貢献ができるよう取り組んでいくこととします。

◆事業方式

各事業方式の比較検討を踏まえ、設計+施工分離+維持管理分離発注方式（D+B+O）を採用します。（事業方式についての比較検討は資料編P39参照。）

設計+施工分離+維持管理分離発注方式とは

設計者、施工者、維持管理業者を各々別々に選定・発注する最も一般的な方式。設計者は委託契約により、基本設計および実施設計を行い、完成した設計図書を仕様として施工者への発注を行う。なお、維持管理業務は、基本的に単年度・仕様発注とする。また、施工者への発注を一括発注する方式と、工事毎に分離する発注方式がある。

◆設計者選定方式

各設計者選定方式の比較検討を踏まえ、技術提案方式（プロポーザル）を採用します。（設計者選定方式についての比較検討は資料編P41参照。）

技術提案方式（プロポーザル）とは

発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトの設計業務に対する設計体制、実施方式、プロジェクトに対する考え方等についての技術提案（具体的な設計案を求めるることはせず図形表現はイラスト、イメージ図程度）を求め、必要に応じてヒアリングを行い、「設計委託にふさわしい考え方を持っている設計者」を選ぶ方式。

7 スケジュール

事業スケジュールは、次のとおり想定します。

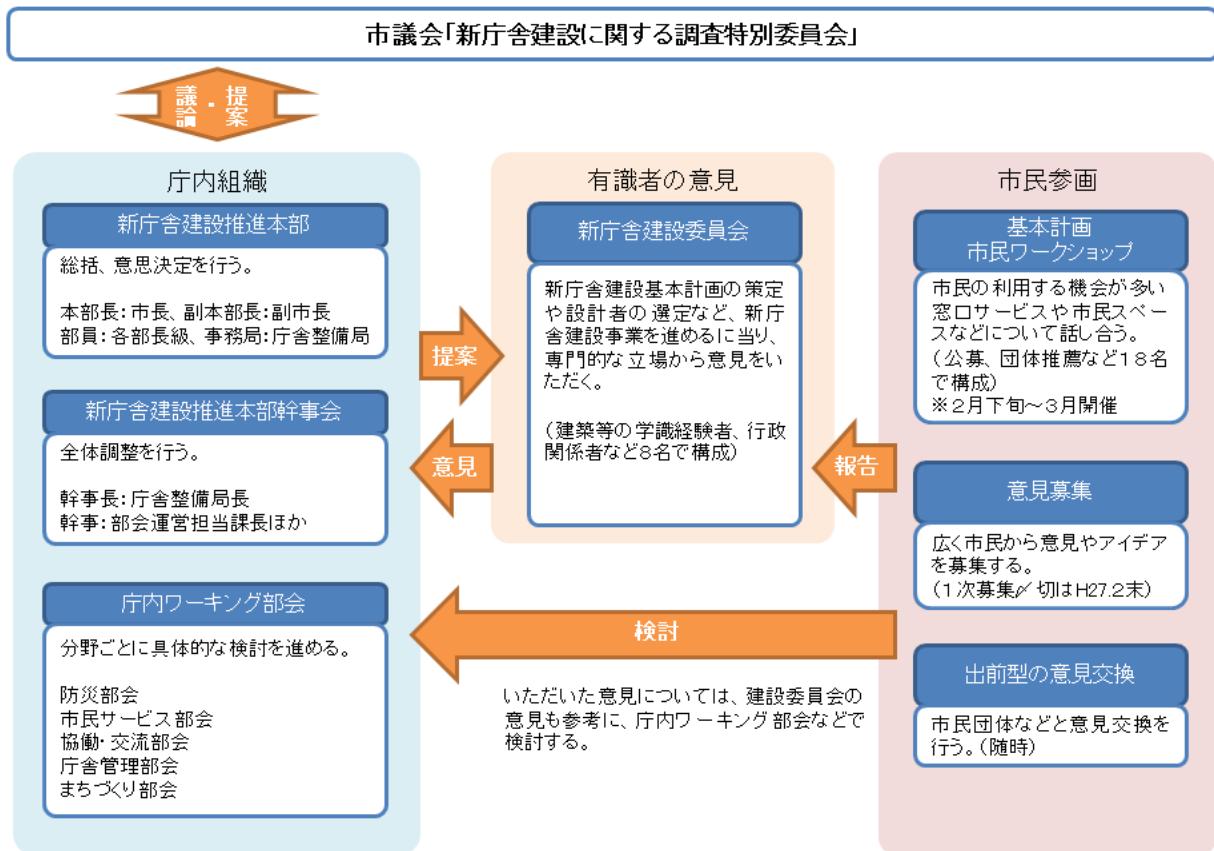
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
基本計画	➡				
設計者選定	➡ 約3ヶ月				
基本設計・実施設計		➡ 約20ヶ月			
施工者選定			➡ 約4ヶ月		
建設工事				➡ 約20ヶ月	開庁予定

※合併特例債の活用期限：平成32年3月末

別冊 資料編

(1) 検討経緯

◆推進体制



◆鳥取市新庁舎建設委員会

月日	会議名	主な内容
H27. 2. 11	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置について ・これまでの経過について ・市民から寄せられる意見、アイデアについて ・検討体制、スケジュールについて
H27. 3. 10	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ワークショップの開催状況について ・市民から寄せられた意見、アイデアについて ・基本計画の考え方について
H27. 4. 8	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市保健所の設置について ・市民ワークショップ報告書について ・基本計画の考え方について
H27. 5. 12	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでつくるとっとり市庁舎の考え方について

◆みんなでつくる新本庁舎 市民ワークショップ

月日	会議名	主な内容
H27. 2. 22	第1回 ワークショップ (両グループ同時)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・ワークショップの開催目的、スケジュール等の説明 ・グループ分け、自己紹介、グループリーダー等の選出 ・アイデア抽出
H27. 2. 28	第2回 窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の整理 ・報告案のとりまとめ
H27. 3. 7	第2回 市民交流機能	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の整理 ・報告案のとりまとめ
H27. 3. 15	第3回 ワークショップ (両グループ同時)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループごとの報告書の発表 ・意見交換 ・意見（提案）に対する市の考え方
H27. 3. 16	市長報告会 (両グループ同時)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果の報告 ・意見交換

◆鳥取市新庁舎建設推進本部

月日	会議名	主な内容
H27. 2. 2	第1回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市新庁舎建設推進本部の設置について ・推進体制について ・今後のスケジュールについて
H27. 2. 6	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制について ・基本計画のまとめ方について ・市民から寄せられる意見、アイデアについて ・今後のスケジュールについて
随時開催	府内ワーキング 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の項目別の検討
H27. 3. 4	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ワークショップの開催状況について ・市民から寄せられた意見、アイデアについて ・基本計画の考え方について
随時開催	府内ワーキング 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の項目別の検討
H27. 3. 18	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市保健所の設置に関する提言書について ・市民ワークショップ報告書について ・基本計画の考え方について
随時開催	府内ワーキング 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の項目別の検討
H27. 4. 22	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の考え方について ・今後のスケジュールについて
H27. 5. 7	第5回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の考え方について ・今後のスケジュールについて
H27. 5. 14	第2回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでつくるとっとり市庁舎の考え方について

(2) 参考資料、用語説明

◆耐震工法の比較検討

耐震工法の比較検討は、次のとおりです。

区分	一般耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ			
概要	建物の構造全体で地震力に抵抗する。(耐力壁やブレース等を配置し、建物の各部分が、破壊しないだけの強度を確保)	建物の要所に制震装置（ダンパー）を設けることにより、地震力の一部を制振装置で吸収する。	建物の基礎部分もしくは中間部に免震装置を設置することにより、建物への地震力を1/2～1/3に低減し、建物の揺れを抑える。
採用への適否	特に条件を問わない。	剛性が低く、建物の水平変位が起る建物に適する。 中層以下の建物ではダンパーの機能を十分に発揮できない場合がある。	剛性が高く、重量のある建物に適する。(中層RCなど。鉄骨構造の場合は、鉄骨柱にコンクリートを充填することで対応可能)
空間の自由度	耐力壁やブレースを多く配置する必要があるために空間の自由度に制約を受けることが多い。	ダンパーをバランスよく配置するために若干の空間の自由度の制約を受ける。	制約を受けにくい。
建設費の比率	100	103	107
工期	同様		免震層の工事が必要なため、他に比べ長くなる。
大地震後の機能確保	震度6強～7程度の地震で主架構の補修が必要になる可能性が高く、その期間は建物が使えない。	震度6強～7程度の地震では主架構の損傷を抑え、制振装置の取替えのみで済む場合もある。	震度6強～7程度の地震では主架構の損傷がほとんどなく、家具等の転倒も抑えられる。
	△	○	◎

◆職員の定員管理

鳥取市では、効率的で効果的な執行体制の確立を図り、職員の適正な定員管理を行っていくため、定員適正化計画（目標年次：平成 27 年度）を策定し、取り組みを進めてきました。

中核市の移行に向けた県との事務移譲の調整などを踏まえ、将来の行政需要に対応した計画的で適正な定員管理を行うため、平成 27 年度に新たな定員管理計画を策定する予定です。

鳥取市定員適正化計画〈第二次〉（平成 23 年 3 月策定）における職員削減の目標と実績

		H16.11.1 (合併時)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初職員数（人）	目標	-	1,394	1,375	1,351	1,317	1,292	1,258
	実績	1,572	1,391	1,360	1,325	1,289	1,267	-
合併時からの削減数累計（人）	-	▲181	▲212	▲247	▲283	▲305	-	

適正な職員数の確保

- ・鳥取市は、他都市の職員数よりも少ない目標値（約 96%）を設定し、取り組みを進めています。
※類似団体（特例市）を参考に推計した人口 20 万人に対する職員数は 1,310 人。
- ・平成 28 年度当初職員数は、合併時の 2 割減（1,258 人）を目指すこととしていましたが、中核市移行に伴う県からの事務移譲により、職員数の増加が見込まれます。
- ・今後、人口が減少しても、一方で高齢化が進めば、高齢人口の増加に伴う福祉分野の体制の強化、生産年齢人口の減少に伴う税や税外収入の増収体制の強化が必要となり、今後の人口の減少と職員数の減少は、必ずしも正比例とならない状況にあると考えられます。

◆現在の庁舎の状況

	本庁舎	第二庁舎	駅南庁舎	環境下水道部庁舎	さざんか会館	福祉文化会館
建築年	S39	S43(H1 取得)	H1(H17 取得)	S53	H2	S48
築後	50 年	47 年	26 年	37 年	24 年	42 年
構造等	RC6 階 地下 1 階	RC5 階 地下 1 階	SRC6 階 地下 1 階	RC3 階 地下 1 階	SRC6 階 地下 1 階	RC5 階 地下 1 階
耐震対策	Is 値 0.20	Is 値 0.24	新耐震基準	H20 耐震改修済	新耐震基準	Is 値 0.29
敷地面積	7,969 m ²	578 m ²	5,781 m ²	74,581 m ²	3,743 m ²	1,550 m ²
延床面積	6,809 m ²	2,252 m ²	27,648 m ²	3,104 m ²	4,217 m ²	3,741 m ²
うち 庁舎利用	6,809 m ²	2,252 m ²	6,100 m ²	3,104 m ² 下水管理諸室含む	888 m ² 共用部分含まず	576 m ² 共用部分含まず
職員数	319 人	194 人	348 人	51 人	74 人	15 人

※平成 27 年 4 月 1 日時点。嘱託職員、臨時職員を含む。

◆建設単価の推移

1 全体構想(素案)での採用単価(平成25年度)

34.1 万円/m³ 5都市(山口県岩国市、愛知県西尾市、東京都青梅市、愛知県刈谷市、福島県福島市)の
免震工法(鉄骨鉄筋コンクリート造)の新築事例の中央値(消費税5%、外構含む)

2 国土交通省新営予算単価で算定した建設単価の変動率(平成25年度を1とした場合)

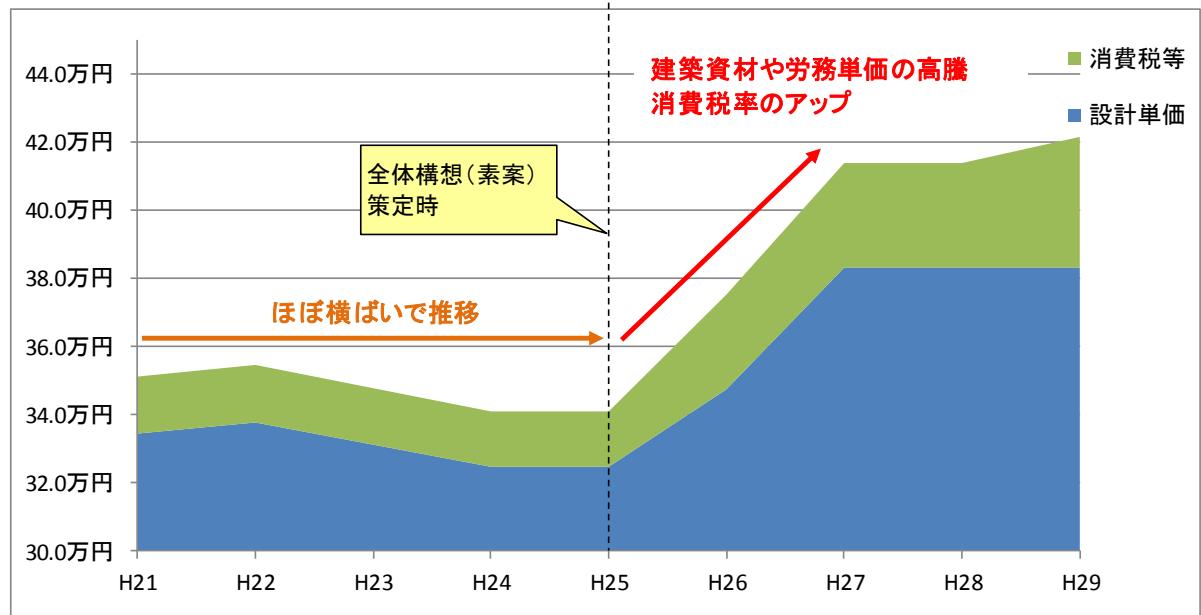
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
変動率	1.03	1.04	1.02	1.00	1.00	1.07	1.18	1.18	1.18

※H28以降は横ばいと仮定(変動の可能性あり)

3 1及び2を踏まえた庁舎建設単価の推移(地域別工事費指数を1とした場合)

(単位:万円/m³)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
設計単価	33.4	33.8	33.1	32.5	32.5	34.7	38.3	38.3	38.3
消費税率	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	10%
消費税等	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	2.8	3.1	3.1	3.8
合計	35.1	35.5	34.8	34.1	34.1	37.5	41.4	41.4	42.1



動 静 な ど
↑ 耐震対策の検討開始 (H21.3)
↑ 住民投票 (H24.5)
↑ 消費税8% (H26.4)
↑ 消費税10% (H29.4)
↑ 市議会特委
新築移転の報告(H23.6)
↑ 市議会本会議
位置条例の可決(H26.12)

(参考)近年の他都市の事例[20,000m³以上、免震]

(税抜)

自治体名	庁舎面積(m ³)	構造	予定価格(億円)	設計単価(万円/m ³)	入札日	落札率	契約額(億円)	契約単価(万円/m ³)
広島県 呉市	38,834	免震、S造(一部SRC造、RC造)、地上9階	130.3	33.6	H25.8	97.5%	127.0	32.7
栃木県 佐野市	20,403	免震、SRC造(一部S造)、地上7階地下1階	70.2	34.4	H25.8	95.5%	67.0	32.8
茨城県 日立市	24,910	免震、S造(一部RC造)、地上7階地下1階	104.0	41.7	H27.1	91.3%	94.9	38.1

※地域別工事費指数…国土交通省新営予算単価に基づく、東京の工事費単価を1としたときの各地域別の工事費指数。鳥取県における鉄骨鉄筋コンクリート造の地域工事費指数は0.96。

※S造…鉄骨造、RC造…鉄筋コンクリート造、SRC造…鉄骨鉄筋コンクリート造

◆事業方式

代表的な事業方式

代表的な事業方式として、次のような方式が挙げられます。

事業方式	概要
(ア) 設計+施工分離 +維持管理分離発注方式 (D+B+O)	設計者、施工者、維持管理業者を各々別々に選定・発注する最も一般的な方式。 設計者は委託契約により、基本設計および実施設計を行い、完成した設計図書を仕様として施工者への発注を行う。 なお、維持管理業務は、基本的に単年度・仕様発注とする。 また、施工者への発注を一括発注する方式と、工事毎に分離する発注方式がある。
(イ) 設計+施工分離 (施工技術提案) +維持管理分離発注方式 (D+B (VE) +O)	設計者、施工者、維持管理業者を各々別々に選定・発注するが、基本設計後の施工者選定に当たって、施工技術提案を求め、施工者の参画のもとで精度の高い実施設計を行い、施工者発注する方式。 維持管理業務は、基本的に単年度・仕様発注とする。
(ウ) 設計+施工分離 (施工技術提案) +維持管理包括発注方式 (D+B (VE) O)	設計者は別に選定・発注するが、施工者および維持管理業者は同時に選定・発注する方式。 基本設計後の施工者および維持管理業者の選定に当たって、施工技術および維持管理業務の提案を求め、施工者および維持管理業者の参画のもとで精度の高い実施設計を行い、施工者に発注するとともに、基本的な維持管理仕様は提案に基づいて発注する方式。
(エ) 設計・施工一括 +維持管理分離発注方式 (D B+O)	設計者および施工者を同時に選定・発注し、維持管理業者は別に選定・発注する方式。 設計者および施工者の選定に当たっては、建設工事費を含めた技術提案を求めることになる。 また、維持管理業務は、基本的に単年度・仕様発注とする。
(オ) 設計・施工・維持管理 一括発注方式 (DBO)	設計者、施工者、維持管理業者を全て同時に選定・発注する方式。 PFI方式と異なり、建設資金の調達は市が行うとともに、契約も各々別々に締結することになる。
(カ) PFI方式 (BTO)	設計者、施工者および維持管理業者をすべて同時に選定し、これらの企業が設立した特別目的会社（SPC）に対して一括発注する方式。 DBO方式と異なり、建設資金の調達は受託者が行い、市は事業期間にわたり割賦方式で建設資金をSPCに返済する。

各方式の比較検討

それぞれの方式を比較検討した結果は、次のとおりです。

事業方式	メリット	デメリット
(ア) 設計+施工分離 +維持管理分離 発注方式 (D+B+O)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理の内容に発注者の意向を反映しやすい。 ・従来同様の発注手続きで済むため、発注から業者選定まであまり時間がからない。 ・受注に要する業者の負担が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理の各段階でのマネジメントは発注者が行う。 ・施工者や維持管理業者のノウハウを活かしにくく、ライフサイクルコストを縮減する枠組みになっていない。 ・金額重視で品質が担保されない可能性がある。
(イ) 設計+施工分離 (施工技術提案) +維持管理分離 発注方式 (D+B (VE) +O)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理の内容に発注者の意向を反映しやすい。 ・施工者の早期の参画、施工技術の実施設計への反映により建設コストや維持管理コストの縮減の可能性がある。 ・設計内容と建設コストを総合的に評価することにより、設計の質の担保と建設コスト縮減を両立させる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理の各段階でのマネジメントは発注者が行うことになる。 ・施工者の選定時に技術提案を求める必要があることから、選定期間が若干長期化する可能性がある。

事業方式	メリット	デメリット
(ウ) 設計+施工分離 (施工技術提案) +維持管理包括 発注方式 (D+B(VE)O)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理の内容に発注者の意向を反映しやすい。 ・施工者の早期の参画、施工や維持管理技術の実施設計への反映により、建設コストや維持管理コストの縮減が図られる可能性がある。 ・設計内容と建設コストを総合的に評価することにより、設計の質の担保と建設コスト縮減を両立させる可能性がある。 ・施工者と維持管理業者を同時に選定することから、維持管理段階において、提案内容や施工者責任が担保される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、施工、維持管理の各段階でのマネジメントは発注者が行うことになる。 ・施工者と維持管理業者が、あらかじめ異業種共同事業体を形成する必要がある。 ・施工者の選定時に技術提案を求める必要があることから、選定期間が若干長期化する可能性がある。
(エ) 設計・施工一括 +維持管理分離 発注方式 (DB+O)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者および施工者を同時に選定することにより、建設コストの縮減が図られる可能性がある。 ・設計内容と建設コストを総合的に評価することにより、設計の質の担保と建設コスト縮減を両立させる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工者と維持管理業者が、あらかじめ異業種共同事業体を形成する必要がある。 ・設計内容と施工方法に関する技術提案を求める必要があることから、選定期間が長期化する可能性がある。 ・発注後の意向反映が難しい。
(オ) 設計・施工 ・維持管理一括 発注方式 (DBO)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者、施工者および維持管理業者をすべて同時に選定することにより民間のノウハウが発揮され、建設コストおよび維持管理コストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られる可能性がある。 ・設計内容と建設コストを総合的に評価することにより、設計の質の担保と建設コスト縮減を両立させる可能性がある。 ・PFIのように資金調達やSPC設立にかかるコストが不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案時に設計者、施工者および維持管理業者が異業種共同企業体を形成する必要がある。 ・設計・施工・維持管理の要素を提案書に盛り込む必要があることから、受注に要する業者の負担が大きく、選定期間が長期化する。 ・発注後の意向反映が難しい。
(カ) PFI方式 (BTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者、施工者および維持管理業者をすべて同時に選定することにより民間のノウハウが発揮され、建設コストおよび維持管理コストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られる可能性がある。 ・設計内容と建設コストを総合的に評価することにより、設計の質の担保と建設コスト縮減を両立させる可能性がある。 ・発注者が締結する契約は1本であり、責任所在が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案時に設計者、施工者および維持管理業者が異業種共同企業体を形成する必要がある。 ・設計・施工・維持管理・資金調達、すべての要素を提案書に盛り込む必要があることから難度が高く、受注に要する業者の負担が非常に大きい。 ・PFI法に基づき事業者の選定を行うことから、選定期間が長期化する。 ・発注後の意向反映が難しい。

◆設計者選定方式

代表的な設計者選定方式

代表的な設計者選定方式として、次のような方式が挙げられます。

設計者選定方式	特徴
(ア) 特命方式	発注者が、設計者の能力・実績・作風・評判等を調査し、自らの見識と責任において「特定の設計者」を指名する方式。
(イ) 設計競技方式 (コンペ)	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトについての「設計案」の提出を求め、その中から最も良い「設計案」を選び、その提案者を設計者として指名する方式。
(ウ) 技術提案方式 (プロポーザル)	発注者が、複数の設計者から対象プロジェクトの設計業務に対する設計体制、実施方式、プロジェクトに対する考え方等についての技術提案（具体的な設計案を求めることはせず図形表現はイラスト、イメージ図程度）を求め、必要に応じてヒアリングを行い、「設計委託にふさわしい考え方を持っている設計者」を選ぶ方式。
(エ) 資質評価方式 (QBS)	発注者が、複数の設計者に、資質・人格・実績評価の資料となる「資質表明書」やヒアリング、代表作の実地視察、その建築主・管理者の意見聴取等により、設計委託にふさわしい設計者を「資質」で選ぶ方式。
(オ) 競争入札方式	発注者が入札を行い、「一番安い設計料」を応札した設計者を選定する方式。

各方式の比較検討

それぞれの方式を比較検討した結果は、次のとおりです。

設計者選定方式	メリット	デメリット
(ア) 特命方式	・発注者が求める作風を持つ特定の建築家や建築設計事務所を指名することが可能である。	・透明性や公平性が求められる近年の公共発注において、一切競争をせずに特定の者を指名する選定方式では、市民の理解が得られない。
(イ) 設計競技方式 (コンペ)	・具体的な設計案を提出させることにより、設計者選定時にデザインやプランニングをおおむね確定させることができる。	・設計案作成に必要かつ十分な要件や条件を発注段階であらかじめ提示する必要がある。 ・提案書作成に時間がかかるとともに応分の費用負担が必要であるなど、提案者の負担が大きく、参加のハードルが高い。 ・設計案を評価して選定することから、提案に拘束され設計変更を行うことは難しく、市民の意向を反映しにくい。
(ウ) 技術提案方式 (プロポーザル)	・具体的な設計内容について、設計者選定後に協議しながら決定していくことができるため、発注者の意向を設計内容に反映しやすい。 ・提案書作成に大きな手間がかからないため、提案者の負担は比較的小さく、多くの設計者からの提案が得られる可能性が高い。	・業務の実施方針やプロジェクトに対する考え方など文章表現が中心の提案内容となるため、評価が難しい。
(エ) 資質評価方式 (QBS)	・具体的な設計内容について、設計者選定後に協議しながら決定していくことができるため、発注者の意向を設計内容に反映しやすい。 ・提案書作成の手間がほとんどないため、提案者の負担が小さい。	・具体的な提案がない中で評価を行わなければならぬため、透明性や公平性を確保したうえで設計者を選定することが難しい。
(オ) 競争入札方式	・最も安い設計料を提示した設計者を選定することができる。	・事業コストの大部分を占める建築工事費を低減させる効果はない。 ・設計者としての資質が至らない者が安値で落札する場合も想定されるため、安からう悪からうの設計内容となることが心配される。

◆用語の説明

※表中のページ欄は、各用語が初めて記載されているページ番号

ページ	用語と説明
P1	中核市 政令指定都市に次ぐ都市制度。中核市になると、今まで県が担ってきた保健所をはじめとする保健衛生、福祉、環境保全や都市計画、教育、文化の各分野で多くの事務や権限の移譲を受け、市民に身近な地域の実情に合った市独自の行政サービスが提供できるようになる。
P2	鳥取市庁舎整備専門家委員会 市庁舎整備に関し、庁舎の果たすべき役割や機能、庁舎整備の基本的な方策や効果などについて専門的な立場から客観的な視点で必要な調査や審議を行うこととして平成25年1月に条例設置された委員会。検討結果をとりまとめた報告書が平成25年5月に提出された。
P2	ライフライン 電気、ガス、水道など、生活に必須な社会基盤設備。
P2	バリアフリー ユニバーサルデザインを参照。
P2	ライフサイクルコスト 建物の存続期間において必要となる費用（設計費、建設費、維持管理費、解体費など）を、総額で考えるもの。LCCともいう。
P3	ファシリティマネジメント 企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画・管理・活用する経営活動。
P4	インフラ 道路や上下水道など社会基盤のこと。
P4	雷サージ 雷の影響により発生する一時的な異常高電圧や、その結果流れる異常大電流。
P4	ピット ピットは、穴、くぼみの意味で、底面の一部をさらに掘り下げて作る空間。
P4	マンホールトイレ 災害時に下水管路にあるマンホールのうえに簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。
P4	非常用汚水貯留槽 下水道本管の被災により放流できない場合に備え、一時的に汚水を貯留する槽。
P7	ワンストップサービス ある分野に関連するサービスをそこに1度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態。
P7	ライフイベント 「引越し」「結婚」「出産」「死亡」といった人生でのできごと（イベント）。
P7	クイックサービス 短時間で、受付から提供までを行うサービス方法のこと。
P7	ピクトサイン 何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（マーク）のこと。
P7	フロアコンシェルジュ フロアを自在に動き、来庁者の誘導や必要とする手続きの案内などを行う。
P8	I C T (Information and Communication Technology) 情報・通信に関する技術の総称。
P8	マイナンバー制度 社会保障・税番号制度。住民票のある全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。
P8	コールセンター 手続きや制度などに関する電話での問い合わせを専門的・集中的に対応する場所。
P9	ユニバーサルデザイン 『すべての人のためのデザイン』という意味。特定の人達のバリア（障がい、障壁、不便など）を取り除く「バリアフリー」の考え方をさらに進め、能力や年齢、国籍、性別などの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方。

ページ	用語と説明
P9	バリアフリー法 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。鉄道やバスターミナル等の公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」と、デパートや旅客施設等のバリアフリー化をめざす「ハートビル法」を統合し、高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的に制定された法律。
P9	鳥取県福祉のまちづくり条例 福祉のまちづくりに関し、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、バリアフリー法の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他の必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、豊かな福祉社会に実現をめざして鳥取県が策定した条例。
P9	ハートフル駐車場 障がいや高齢などで歩行が困難な方、あるいは怪我や出産前後で一時的に歩行が困難な方のために設置する専用駐車スペース。
P9	オストメイト対応 人工肛門・人工膀胱を造設している方のための設備。
P9	コミュニケーション支援ボード 話し言葉に代わる意思伝達。イラストを指さすことで、お互いの意思を伝え合えるようつくられたもの。
P12	フレキシビリティ 用途や機能の変化、増築や改修、間取りの変化などに対応可能な建物の性質。
P12	ファイリングシステム 文書の重複をなくし、必要な文書がすぐに検索できるよう文書管理する手法。
P13	レセプト 患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のこと。
P13	受動喫煙 非喫煙者が喫煙者の吐き出す煙や、たばこから直接でる煙（副流煙）を吸い込むこと。
P14	フリーアクセスフロア 床のうえにネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、そのうえに別の床を設け二重化したもの。
P17	設備シャフト 建物の各階を通じる、上下水道・電気・ガスなどの設備用の配管を収納するスペース。
P18	CASBEE とっとり（鳥取県建築物環境総合性能評価システム） 鳥取県版の建築物環境総合性能評価システム（CASBEE）。CASBEEは、建築物の環境品質・性能と環境負荷を同時に評価するモノサシとして研究・開発された。環境品質・性能、環境負荷の各項目の評価から建築物の環境性能効率を算出し、総合的に環境性能評価を5つのランクに格付けする。
P20	総務省起債対象事業費算定基準 想定職員数をもとに、標準面積に基づき、各室の必要面積を求める方法。議事堂については、議員定数を基に面積を算出する。
P20	国土交通省基準 想定職員数をもとに、執務面積、付属面積（会議室、倉庫、休憩室等）を求める方法。業務上必要だが、付属面積として含まれていない諸室（市庁舎の場合は、議事堂、待合など市民対応スペースなど）については個別に積み上げる必要がある。
P25	建ぺい率 敷地面積に対する、建築面積（建坪）の割合のこと。
P25	容積率 敷地面積に対する、建物の床面積の合計（延床面積）の割合のこと。
P25	道路斜線制限 建物の道路に面する一定部分の高さを制限すること。道路自体の採光や通風の確保、周辺の建物の採光や通風をも同時に確保することを目的としている。
P36	耐力壁 建築物において、地震や風などの水平荷重（横からの力）に抵抗する能力をもつ壁のこと。
P36	ブレース 一般に建物の縦材と横材で組んでいく工法の対角線に使用する、横方向の力に耐えるために設置する補強材のこと。

(3) 関連計画

1) 鳥取市総合計画

(1) 計画期間

基本構想：平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

基本計画：平成 23 年度～平成 27 年度（5 年間）

※平成 27 年度、第 10 次鳥取市総合計画を策定予定

(2) まちづくりの理念

「まちづくりの主役は市民です。」「まちづくりの原動力は市民のパワーであり、人づくりは大切なことです。」郷土に誇りと愛着を持ち、地域を良くしようとする心を育み、地域で活躍する「人づくり」を進めていくまちづくりの理念を「人を大切にするまち」とし、一人ひとりを大切にする心豊かなまちづくりを推進します。

(3) まちづくりの将来像

「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」とし、私たち一人ひとりが健康でいきいきと輝き、自然環境や地域の個性がきらめき、快適で、さまざまな生活環境が整った都市の実現をめざします。

(4) 庁舎整備に関する記載

① 計画推進における基本方針

【基本方針 2 行政経営基盤の強化、その 1 効率的な執行体制とサービスの強化】

● 市庁舎の整備による利便性の向上と安全性の確保

市民等の利便性の向上と災害時における安全性を確保するため、市庁舎の整備を行います。

② 施策の展開

【3 笑顔があふれ心やすらぐまちづくり、政策 3：互いに協力し、くらしの安全を守る、施策 1：地域防災力の充実】

● 庁舎耐震化の推進

災害時における防災拠点としての安全性を確保するため、市庁舎整備を進めます。

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

2) 鳥取市都市計画マスタープラン【平成18年5月策定】

※平成27年度、改定予定。

(1) 目標年次

平成37年

(2) 都市づくりの理念（抜粋）

新・生活交流都市では、恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく、安心な生活環境づくりを進め、人・物・情報などの交流が盛んな「やすらぎと、あじわいと、にぎわいのあるまち（拠点形成）」をめざします。

市街地（コンパクトゾーン）では、効率的な土地利用を展開することにより、コンパクトな市街地を形成し、山陰地方の中核都市にふさわしいにぎわいと活気のある都心再生をめざします。また、都市緑化や良好な景観形成を図るなど、環境と共生した水と緑豊かな市街地形成をめざします。（効率的な土地利用の推進）

(3) 都市の将来像

「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり

～個性ある新・生活交流都市（ハーモニーシティ）をめざして～

(4) 都市づくりの基本方針

- ① にぎわいと活力ある都心の再生とうるおいのある生活空間の実現（市街地）
- ② 自然と共生したゆとりのある田園生活空間の創造（田園地域）
- ③ 豊かな自然環境・景観、地域に根づいた伝統文化の保存・伝承と創造
- ④ 地域産業の振興と交流・連携を促進する都市基盤づくり
- ⑤ 安全・安心でいきいきとした地域づくり

(5) 庁舎整備に関する記載

① 将来都市構造（抜粋）

鳥取駅周辺市街地^{※1}と旧城下町^{※2}では「都心核」として、商業・業務・文化教育・都心居住・サービスほか多様な都市機能集積を行い、にぎわいと活気において山陰の中核都市としての「求心力」を高めます。

また、市域内外の人々が活発に交流できるアクセス環境の整備を推進するとともに、新たな文化・産業の創出及びそれらが市域全域に波及するための環境づくりを進めます。

※1 鳥取駅周辺市街地：袋川以南～鳥取駅周辺までの市街地

※2 旧城下町：袋川以北～久松山までの市街地

② 中部地域の整備方針（抜粋）

ア 駅南ふれあいゾーン

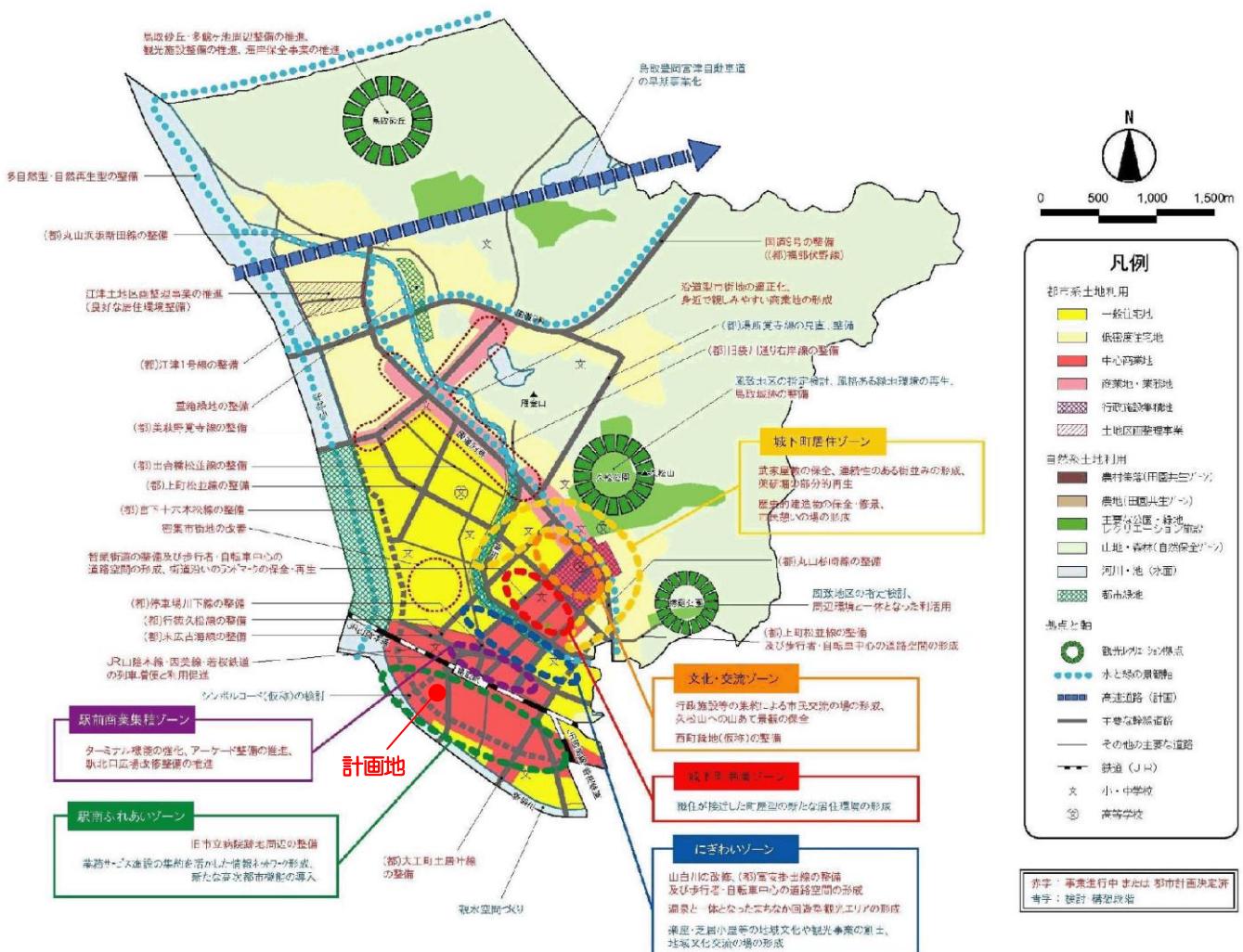
鳥取駅南側の扇町、富安などでは、福祉関係施設や公共施設に加えて、業務サービス施設の集約を活かした情報ネットワーク、新たな高次都市機能の導入により利便性を促進します。

旧市立病院跡地周辺については、都心部の都市機能の充実を図るため、生涯学習機能の充実を含めた総合的な文化・芸術施設の整備構想を検討します。

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

■ 中部地域整備構想図 ■



※下線は新本庁舎建設に関連する記載。
※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

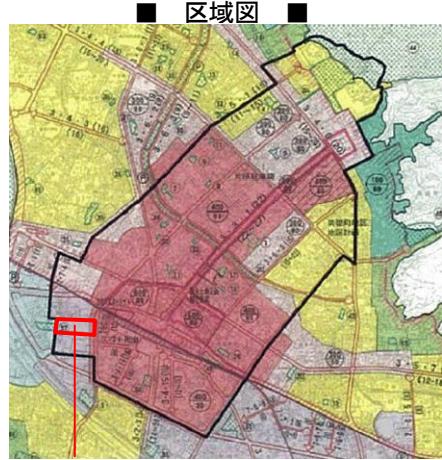
3) 第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画【平成26年7月第3回変更認定】

(1) 計画期間

平成25年4月～平成30年3月（5年間）

(2) 中心市街地区域

鳥取駅周辺地区及び鳥取城跡周辺地区の商業施設や業務、公共公益施設が集積している地区を中心として、文化教育、街なか居住、商業機能ほか多様な都市機能が集積している地区約210haを中心市街地区域とした。



(3) 中心市街地活性化の基本方針

本市は、中心市街地の活性化と、地域生活拠点の活力を維持し、それらを結ぶ公共交通の確保に努める「多極型コンパクトシティ」の実現のための取り組みを行っている。

1期計画では、鳥取駅周辺、鳥取城跡周辺の2つの核と、それらをつなぐ若桜街道、智頭街道の2つの軸（二核二軸）の都市構造を踏まえたまちづくりをめざし、「街なか居住の推進」、「賑わいの創出」、「地域資源の活用」という課題の解決に向けた活性化のテーマを「住みたい 行きたい ふるさと鳥取 因幡国の都市核づくり」としていたが、2期計画でもこのテーマを踏襲し、活性化に向け取り組むこととする。

■2期計画のエリアコンセプトのイメージ

エリアコンセプト(5年間でめざす中心市街地の姿)



※下線は新本庁舎建設に関連する記載。

※※赤字、赤丸、赤枠部分は本計画における追記。

(4) 中心市街地活性化の目標の考え方

① 街なか居住の推進

ふるさとの自然、歴史、文化などを身近に感じるとともに、日常の生活サービスを徒歩圏内に充実させ、コミュニティの維持を図ることにより、幅広い世代が自動車に頼ることなく暮らすことのできる中心市街地の形成をめざす。

② 賑わいの創出

自然、歴史、文化などの地域資源を保全・活用・発信するとともに、多様な人、物、情報が行き交う拠点や仕組みを整備することにより、賑わいと魅力が創出される中心市街地の形成をめざす。

(5) 庁舎整備に関する記載

本計画では、庁舎整備に関する記述はないが、庁舎整備に際しては、中心市街地活性化への寄与を考慮することが望まれる。

ここでは、中心市街地活性化基本計画に掲げられる「具体的な数値目標」を以下に掲載する。

■ 具体的な数値目標 ■

指 標	現況値	目標値
中心市街地内の居住人口 (社会増減数)	77 人／年 (H18～23 年度の平均)	社会増減をプラスにする (H25～29 年度の平均)
主要 10 地点歩行者・自転車通行量 【平日】	13,229 人／日 (H24)	14,000 人 (H29 年)
主要 10 地点歩行者・自転車通行量 【休日】	9,377 人／日 (H24)	9,900 人 (H29 年)
新規開業数	17.7 店舗 (H21～24 年度の平均)	20 店舗 (H25～29 年度の平均)

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

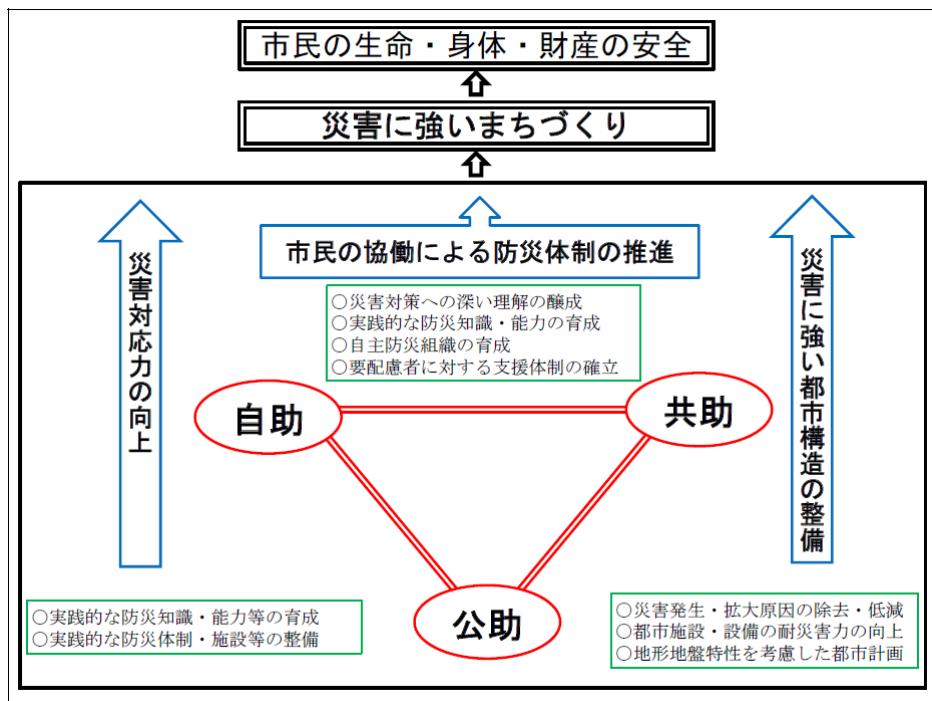
4) 鳥取市地域防災計画【平成 26 年度修正】

(1) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

(2) 計画の理念と目標

この計画の策定及び推進にあたっては、関係法令を遵守しつつ、市の防災体制を確立し、自主防災組織の育成に努めるとともに、防災関係機関の相互の協力体制を推進し、防災事業を推進することを基本とし、自助・共助及び公助の体系を構築し、災害に強いまちづくりを推進する。



(3) 庁舎整備に関する記載

① 市庁舎の災害予防対策

【第6章 建造物災害予防計画 第4節 市庁舎の市街予防対策】

災害対策本部及び支部の活動拠点となる本庁舎及び総合支所庁舎は、あらゆる災害においても機能を維持できる施設、設備等が必要である。特に、庁舎の耐震安全性の確保、電力・水道等の設備が相当期間維持できることが不可欠である。

また、災害時には、救援物資の供給やボランティアの受け入れなど防災拠点として必要かつ十分なスペースの確保などの環境整備に努めるとともに、災害対策業務従事者の安全確保に努める。

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

5) 鳥取市景観計画【平成24年11月1日変更】

(1) 景観形成の目標

本計画では、「恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり」を基本目標とし、20万人市民が豊かさを実感し、いつまでもいきいきと住み続けられる美しく魅力ある景観まちづくりを目指します。

(2) 景観形成の基本方針

- ① 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成
- ② 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成
- ③ にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造
- ④ まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成
- ⑤ 市民との協働による景観まちづくり

(3) 庁舎整備に関連する記載

- ① まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成（抜粋）

ア 公共公益施設景観

地域の景観形成の核施設として、建築物のデザインはもちろん、緑化の推進やオープンスペースの確保などに配慮し、先導的に都市景観の向上に努めます。

大規模な文化施設等は、周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個的な整備に努めます。

大規模開発や構造物の整備にあたっては、周辺環境に調和するとともに、市内の主要な眺望点からの全体景観への影響にも配慮します。

- ② 主な行為制限（抜粋）

ア 外観

周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。

イ 色彩

外観のベースカラーは、次のとおりとすること。

有彩色の色相	彩度	
	商業地域等	その他
0.1R～10R	6以下	4以下
0.1YR～5Y	6以下	6以下
上記以外の色相	6以下	2以下

ウ 素材

周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。

地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。

エ 緑化

敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）を3%以上緑化すること。

※下線は新本庁舎建設に関連する記載。

※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

6) 鳥取市緑の基本計画【平成21年4月策定】

(1) 目標年次

平成37年（中間年次：平成30年）

(2) 基本理念（抜粋）

本計画は、市民生活の充実を目指して、今ある身近な緑を守り、新たに創出していくための基本的な方針と目標を定めるものです。

そして、目標を達成するためには、行政が積極的に緑地の整備・保全に努めるとともに、市民が主体となって、本市が誇る海岸や河川、山や湖などの自然、ふるさとの木や鎮守の森など地域資源を次代へ継承する財産として「守り」、花や緑による人間の生活に安らぎを与える緑化された空間、さらには動植物の生息空間ともなる緑地を市民の身近な緑の拠点として「創り」、それら緑の拠点をネットワークにより「つなぐ」ことで、市民と行政の協働の緑のまちづくりを「広げる」ことが大切です。

私たちは、「鳥取らしい地域の風土にあったうるおいある緑」を未来へ引き継いでいくという基本理念に基づき、本計画のテーマを次のとおり定めます。

「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」

(3) 基本方針

- ① みんなで守る豊かな緑
- ② みんなで創る緑の拠点
- ③ みんなでつなぐ水と緑
- ④ みんなで広げる緑の輪

(4) 庁舎整備に関する記載

① 公共公益施設の緑化の推進

市庁舎や福祉文化会館など住民にとって身近な施設においては、質・量ともに民間建物の模範となるよう、接道部やコーナー部（敷地の隅）を可能な限り花や緑による緑化を行い、市民や来訪者に安らぎとうるおいを与えるような緑化に努め、公共公益施設の積極的な緑地の確保と緑化を推進し、敷地面積の緑化率20%を目指します。（現況14%）

② 交通広場の緑化やポケットパークの設置

多くの市民や来訪者が利用する駅やバスターミナル、主要な道路の交差点は、都市景観の上でも重要なポイントとなります。交通広場の緑化やポケットパークの整備を進め、緑地空間の確保やシンボルツリーなど、樹木の効果的な配置を行い、まちかど景観の向上に努めます。

③ 緑化重点地区（中心市街地地区）

ア 緑化推進のための基本方針

本市の中心であり、久松山や構谿公園といった山なみの自然環境保全と河川緑地の整備や住宅地の緑化に努め、都市環境と調和した緑を確保します。

本地区の緑化推進の施策を進めるにあたってのテーマを以下のとおり設定します。

「風格とにぎわいのある花と緑のまちづくり」

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

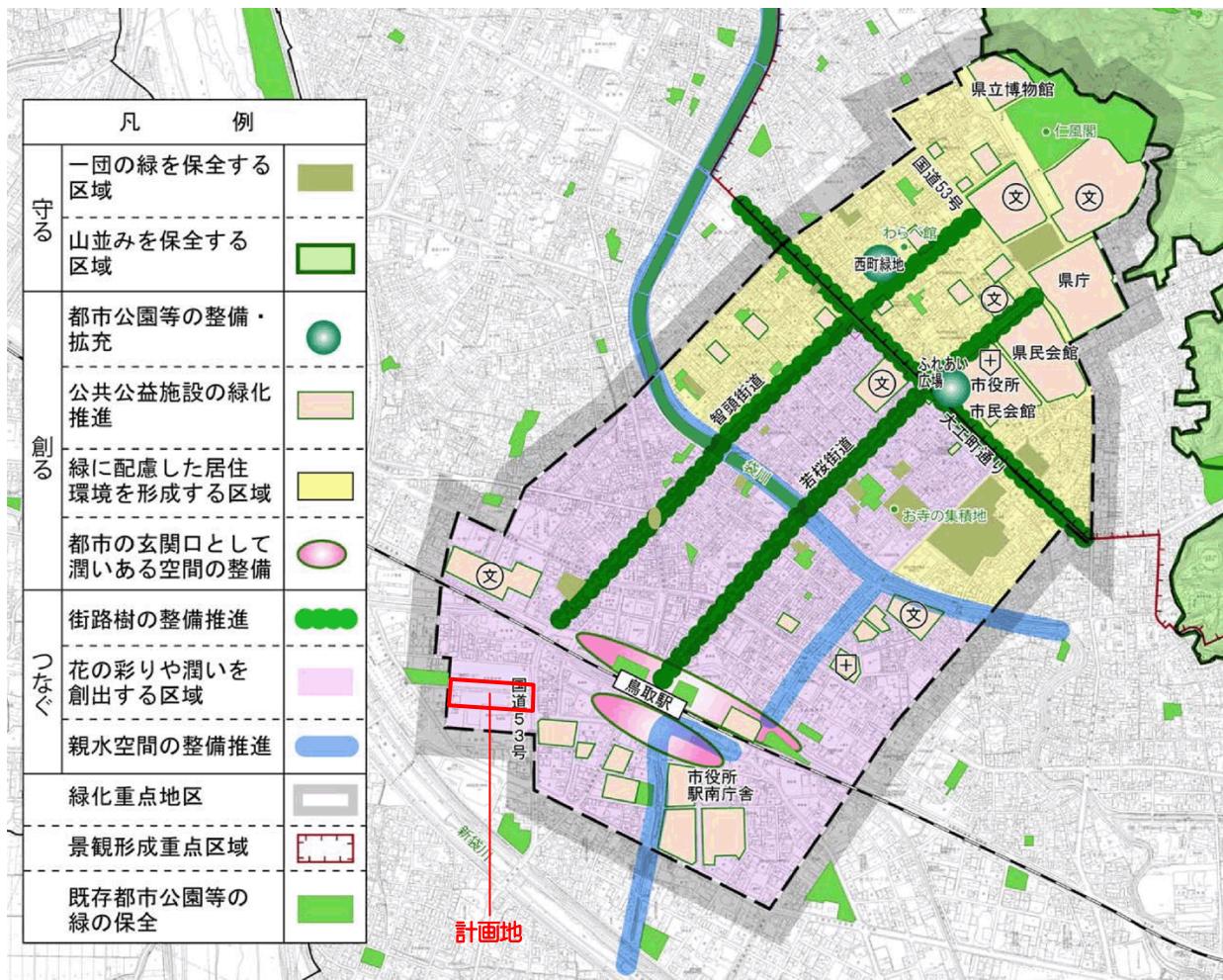
※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

イ 緑化推進の施策

次の施策について、市民・事業者・行政の協働で取り組み、緑化を推進します。

区分	内 容
守る	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地に残る社寺境内地など一団の緑の保全 ○市街のランドマークとなっている山並みの保全
創る	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい魅力スポット（場所）となる広場の整備 ○市役所など公共公益施設の緑化の推進 ○住宅地における緑化の奨励と生垣助成制度の検討 ○都市の玄関口として緑のうるおいある空間の整備
つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の街路樹の整備推進 ○店先や歩行空間等のスペースを有効活用した花による彩りやうるおいの創出 ○袋川などの河川における親水空間づくりの推進
広げる	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街や緑化団体等との連繋 ○花と緑の勉強会等による緑化啓発

■ 中心市街地の緑化イメージ ■



※下線は新本庁舎建設に関連する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

7) 第2期鳥取市環境基本計画【平成24年11月発行】

(1) 計画の期間

平成23年度～平成32年度

(2) 環境基本計画策定の趣旨

本市では、平成10年に「アジェンダ21鳥取市」、平成13年に「鳥取市地球温暖化対策実行計画」、平成18年に「第2期鳥取市地球温暖化対策実行計画」、平成19年に「鳥取市環境基本計画」を策定し、さまざまな環境保全施策を推進してきました。

このたび、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、特例市も地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が義務づけられたことから、「鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することとなりました。

また、平成23年度よりスタートした「第9次鳥取市総合計画」のまちづくりの目標の一つである“緑あふれる日本一のふるさとづくり”的実現のために、本市の市民・事業者・市が協働して取り組む課題を明確にし、それぞれの主体の役割分担と取り組みの推進が重要になってきます。

このような状況を踏まえ、新たな課題や情勢の変化に対応するため「鳥取市環境基本計画」を改定し、「第2期鳥取市環境基本計画」を策定することとしました。

(3) 鳥取市が目指す環境像

みんなでつくろう 快適でみどりあふれる とっとりライフ

(4) 基本方針

- ① 地球環境を守るまちづくり（地球環境）
- ② 誇れる自然と共生するまちづくり（自然環境）
- ③ 健康で安全・安心なまちづくり（生活環境）
- ④ 快適で住みよいまちづくり（都市環境）
- ⑤ みんなでふるさとを引き継ぐまちづくり（参加と協働）

(5) 庁舎整備に関連する記載

第4章 施策の展開

- ・再生可能エネルギーなどの利用
- ・省エネルギーの推進
- ・自然とのふれあいの場の整備
- ・緑地・公園の整備
- ・景観の保全と形成
- ・交通環境の整備
- ・人と環境に配慮した都市整備の推進

※下線は新本庁舎建設に関連する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

8) 鳥取駅周辺再生基本計画【平成 24 年 10 月策定】

(1) 目標年次

平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間

(基本構想：平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間)

(2) 鳥取駅周辺地区再生の理念

人が集い 交流し 魅力あふれる街『鳥取 O A C I S (オアシス)』の創造
(趣旨)

駅周辺地区では、市の広域交通の起点 (Origin) として魅力的 (Attractive) で人々が集い・
交流 (Communication) が進み、また新時代に対応した各種情報 (Information) がますます集積
する、持続可能 (Sustainable) なまちづくりをめざします。

(3) 鳥取駅周辺地区の将来像

- (1) 多機能を高度に集積した広域商圈対応型拠点の形成
- (2) 回遊性と滞留性をもたせた人が行き交う交通結節点の形成
- (3) 低炭素社会の実現に向けた都市環境の形成
- (4) 便利で安心、住み続けたいと思える快適な生活空間の形成

(4) 庁舎整備に関する記載

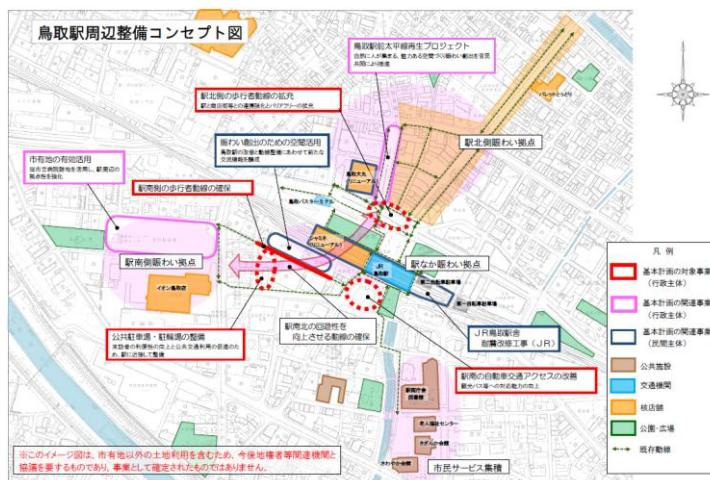
①駅南北の回遊性の向上

鳥取駅周辺には商業集積（賑わい拠点）として、駅北側に既存商店街及び鳥取大丸、駅なかにはシヤミネ鳥取店、駅南側にはイオン鳥取店があり、駅前太平線整備にあわせて鳥取大丸が、鳥取駅耐震改修にあわせてシヤミネ鳥取店が、それぞれ改装される予定です。それらの整備時期にあわせて環境整備を行い、駅南北の回遊性を高めるとともに、駅へのアクセスを向上します。

②動線整備と併せた賑わいの創出

駅南側歩行者動線の確保を含む既存市道の拡幅及び公共駐車場の整備により、現在は平面駐車場等として利用されている土地について、民間主体による賑わい創出のための空間活用を検討します。

■鳥取駅周辺整備コンセプト図■



※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

9) 鳥取市スマート・グリッド・タウン構想【平成23年5月策定】

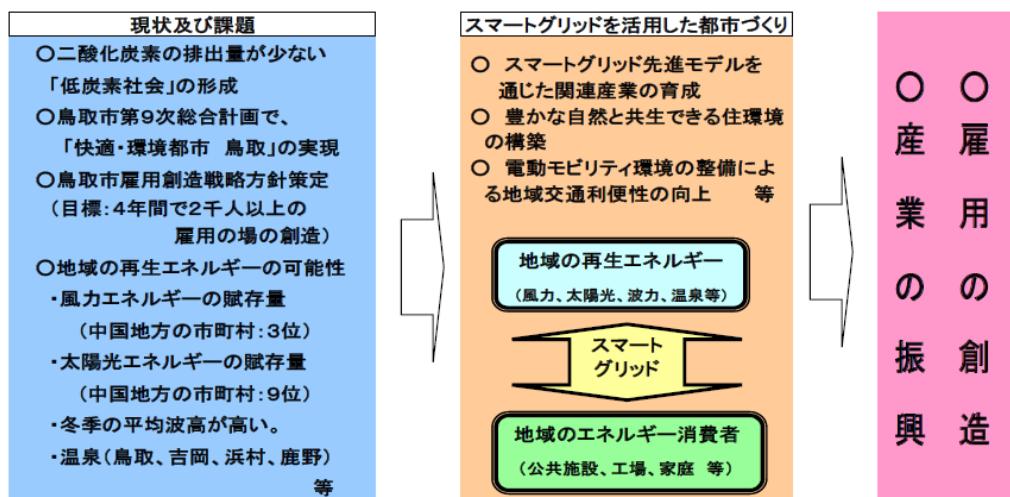
(1) 計画の期間

平成23年度～

(2) スマート・グリッド・タウン構想策定の趣旨

地域の再生エネルギーとエネルギー消費者を最適に結びつける「スマートグリッドを活用した都市づくり」を通じて、低炭素社会の実現による「快適・環境都市 鳥取」を目指すとともに、鳥取市の産業振興及び雇用創造につなげていく。

(3) スマートグリッドを活用した都市づくり



(4) スマートグリッドの展開

次の4地区でマイクログリッドを構築し、それらをスマートグリッドで結ぶとともに、他地域へ展開することにより、鳥取市全体に「エネルギーソリューション」の輪を展開していく「鳥取市まるごとエネルギーソリューション」に取り組む。



(5) 庁舎整備に関する記載

5 鳥取市中心市街地マイクログリッド

鳥取市役所新庁舎へBEMS（ビル用エネルギー・マネジメントシステム）を導入する。また、ビルの屋上には複数のトルネード型風力発電機のダムや、太陽光発電機を設置する。

(1) 鳥取市役所新庁舎への導入

ビルと一体化したトルネード型風力発電やビル南側壁面及び屋上に太陽光発電を設置したハイブリッド発電システムを導入した新庁舎を建設し、快適・環境都市 鳥取のシンボルとする。

また、ビルの中で直流給電システムやスマートメーターなどを導入したBEMSの実証実験を行う。

(2) 鳥取温泉を利用した発電

温泉を活用した温泉発電の実証実験を行うとともに、その余剰電力を、蓄電池充電、電気自動車用急速充電機、電気バスへの無接点給電などの実証実験を行う。

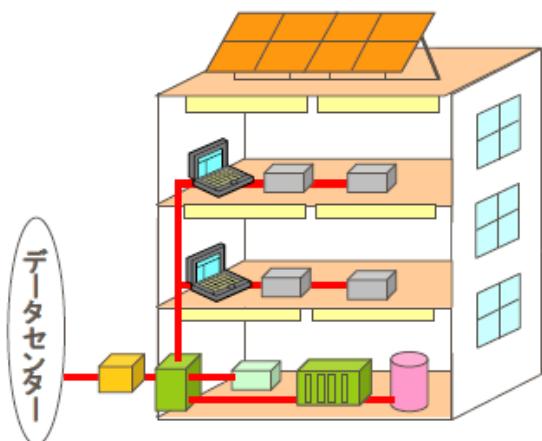
(3) ITS

バスロケーションシステムの導入や鳥取環状道路等を活用したITS（高度道路交通システム）の実証実験を行う。

また、WIFI、カーナビ、車載用センサーが結びついた電気自動車向けITSシステムの実証実験を行う。

(4) CATV を活用した最小限投資で高度なスマートグリッドの展開

テレビと通信の環境が整っているCATVを活用し、最小限の投資で高度なスマートグリッド地区を実現する。



BEMS (ビル用エネルギー・マネジメントシステム)

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

10) 新市まちづくり計画【平成27年3月変更】

(1) 計画の期間

平成16年度～平成31年度

(2) まちづくりの基本理念

合併後のまちづくりにおいては、これまで9市町村が築いてきたそれぞれの地域の「個性」を尊重し、活かしていくことが重要です。

また、人・物・情報の交流を活発化し、さまざまな地域の「個性」を結び、「連携」させることにより、新市が一体となって大きく「飛躍」する夢のあるまちづくりを進めていかなければなりません。

こうしたことから、「個性」「連携」「飛躍」を軸に、次の3つを新市のまちづくりの基本理念とします。

- ◆地域の「個性」を大切にするまちづくり
- ◆地域間の「連携」を強め、活力にあふれるまちづくり
- ◆未来へ「飛躍」する夢のあるまちづくり

(3) 新市の将来像

各市町村がこれまで築いてきたまちづくりを継承し、さらに発展させるためには、地域資源を再認識し、住民と行政が協働してまちづくりを進める必要があり、これから新しい時代において、新市が山陰、日本海地域の中核都市として存在感のある都市づくりを進めていくために、以下のような将来像を掲げます。

人が輝き　まちがきらめく　快適・環境都市　鳥取

(4) 庁舎整備に関する記載

第1章 序論 第3節 計画策定の方針 2. 計画の構成

(3) 公共的施設の統合整備に関する事項

住民の生活と関わりの深い公共的施設の今後の施設配置と整備の方針を示します。

第4章 まちづくりの基本方針

第1節 「夢のある20万都市づくりビジョン」

4. 安心・安全のまちづくりプロジェクト

地震をはじめとする風水害等あらゆる災害に対し、市民の安全を確保するため、消防・防災体制の充実・強化や地域における防災意識の高揚、施設の整備を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

第5章 新市の施策

第2節 主要プロジェクト

1. 地域コミュニティ・市民活動活性化プロジェクト

(3) 行政サービスの向上

主な事業	事業概要	事業期間		実施予定場所
		前期	後期	
公共施設建設基金 積立事業	老朽化した本庁舎改築等のための基 金の創設	○	○	鳥取市

4. 安心・安全のまちづくりプロジェクト

(1) 地域福祉の充実

主な事業	事業概要	事業期間		実施予定場所
		前期	後期	
バリアフリー社会 の実現	「ハートビル法」、「鳥取県福祉のま ちづくり条例」などに基づくバリア フリー施策の総合的推進 ・公共施設 ・公共交通・道路 ・情報	○	○	全域

(4) 安全なまちづくり

災害に強いまちづくりを推進するため、国・県と連携して治山・治水事業を促進するとともに防災施設・各種機器の整備や安全な市街地の形成、公共施設等の耐震整備、防災対策の拠点としての新本庁舎の建設など防災機能を強化し、あわせて、自主防災組織の育成や防災ハザードマップ作成による地域防災力の向上、防災意識の啓発により、機動的な防災体制を確保します。

主な事業	事業概要	事業期間		実施予定場所
		前期	後期	
防災体制の整備	防災対策の拠点としての新本庁舎を 建設する。		○	全域

第6章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、市民サービスの確保と地域バランスの観点から、従来までの利便性を損なうことのないよう配慮し、適正に配置します。

新たな公共的施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や効率性について十分検討し、既存施設の有効活用など、効率的な整備に努めます。

また、新市のまちづくりにあたっては、地域の文化や個性を継承し、住民の意向を尊重したまちづくりを進めるため、旧町村に総合支所を配置し、各種の行政サービスを提供するとともに、住民参加や地域のまちづくりを推進する拠点とします。

※下線は新本庁舎建設に関連する記載。

※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

1.1) 鳥取市障がい者計画【平成27年2月策定】

(1) 計画の期間

平成27年度～平成35年度

(2) 計画の基本理念

「いつまでも暮らしたい 鳥取市」～共に生きる地域づくり～

本市では、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざしまぎらまな施策を展開しています。

障がいの有無にかかわらず、自己の決定に基づいて社会に参加し、その能力を最大限発揮し、自己実現をめざす権利を有する主体として尊重されなければなりません。のために、誰もがお互いをひとりの個人としてその基本的人権を尊重し、理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の構築をめざします。

(3) 計画の基本的な視点

- (1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (2) 当事者本位の総合的な支援
- (3) 障がい特性等に配慮した支援
- (4) 「社会参加」しやすい環境づくり（アクセシビリティ5の向上）
- (5) 総合的かつ計画的な取組の推進

(4) 庁舎整備に関する記載

第3章 5 生活環境

- (3) 公共施設等のバリアフリー化の推進

①ユニバーサルデザインを踏まえた施設等の整備促進

市の施設の新設・改修にあたっては「バリアフリー新法」や「鳥取県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を推進します。施設の整備にあたっては、利用形態や利用者の特性等を充分に踏まえ、多目的トイレやオストメイト対応トイレの整備、障がい者優先駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置などを推進します。

※下線は新本庁舎建設に関する記載。

※※赤字、赤丸部分は本計画における追記。

「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」についての 市民政策コメント結果（まとめ）

平成27年5月20日（水）から6月15日（月）までの期間で、「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」に関する意見募集を実施しました。防災や市民サービスなど新本庁舎の機能、建設計画、建設費、財源など、多岐にわたり様々なご意見をいただきました。お寄せいただいた意見の概要及び市の考え方は、別紙のとおりです。

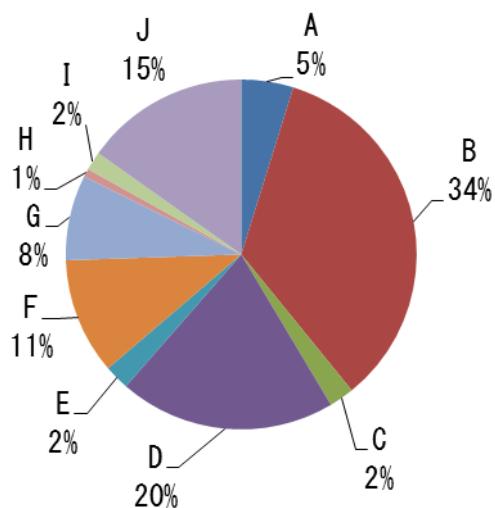
なお、新本庁舎の機能についていただいた具体的なご意見については、設計時に引き続き検討していきます。

実施期間：平成27年5月20日（水）～6月15日（月）午後5時まで

提出件数：193人（521件）

1 意見の分類

分類		件数
新本庁舎の機能	A 総合防災拠点として安全性・信頼性の高い庁舎を実現します！ …防災機能（25件）	25
	B 市民サービスの向上を実現します！ …窓口機能（81件）、ユニバーサルデザイン（42件）、駐車場等（56件）	179
	C 市民に開かれた、効率的、効果的な市政運営を進めます！ …議会機能（7件）、事務空間（4件）、情報化・セキュリティ（1件）	12
	D 市民交流、まちづくりに寄与します！ …市民交流機能（85件）、外部空間（19件）	104
	E 長期的な視点に立ち、費用を抑制します！ …庁舎維持・運用管理（2件）、環境配慮（10件）	12
	F 建設計画（56件）	56
	G 建設費・財源（41件）	41
	H 事業手法（4件）	4
	I スケジュール（9件）	9
	J その他 …進め方（29件）、まちづくり（33件）、中核市への移行・保健所（17件）	79



◆分類の割合

多くの意見が寄せられた分類は上位から、B市民サービスが約34%、D市民交流等が約20%、Jその他が約15%、F建設計画が約11%、G建設費・財源が約8%となっています。

新本庁舎の機能に関する意見(A～E、332件)が全体の6割強を占めており、中でも、市民交流機能（85件）、窓口機能（81件）、駐車場等（56件）、ユニバーサルデザイン（42件）について、多くの意見が寄せられました。

◆分類別の主な意見（意見の多かった分類、上位5つについて記載）

B 市民サービスの向上を実現します！

・窓口機能（81件）

窓口の一本化、相談スペースや待合スペースの充実、プライバシーへの配慮、わかりやすい案内、休日・夜間の窓口対応、職員の丁寧な対応など

・ユニバーサルデザイン（42件）

多目的トイレ、キッズスペース、高齢者、障がい者への配慮など

・駐車場等（56件）

十分な駐車スペースの確保、屋根付きの駐車場など

D 市民交流、まちづくりに寄与します！

・市民交流機能（85件）

市民が利用できる多目的スペース、喫茶店・食堂などの飲食スペースなど

・外部空間（19件）

鳥取らしい外観など

J その他

・進め方（29件）

事業の進め方（賛否の意見含む）、市民への説明など

・まちづくり（33件）

周辺の活性化、交通アクセスへの配慮、現本庁舎の敷地の活用など

・中核市への移行・保健所（17件）

中核市への移行の是非、保健所の設置場所など

F 建設計画（56件）

分散する機能の統合、既存施設の活用など

G 建設費、財源（41件）

建設費用の抑制、合併特例債活用の是非、テナント収入の検討、ライフサイクルコストの抑制など

2 意見の提出方法

提出方法	人数
郵送	167
ファクシミリ	5
電子メール	12
持参	9

提出方法は、郵送によるものが最も多い、8割以上となっています。

※別紙のお寄せいただいたご意見は、提出順に項目別に分類し、個人情報を削除の上、要約して取りまとめています。

※市民政策コメントは、政策の施策案や条例案の内容をより良いものにするため、市民の皆さんから意見等を募集し、意思決定を行うための参考とする制度であり、賛成・反対など各意見の多寡で意思決定の方向を判断するものではありません。

「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」についての市民政策コメント結果

平成27年5月20日（水）から6月15日（月）までの期間で、「みんなでつくる とっとり市庁舎の考え方」に関する市民政策コメント（意見募集）を実施しました。お寄せいただいた意見の概要及び市の考え方※は以下のとおりです。

※市の考え方は、庁内ワーキングなどでの検討結果、議会機能（C-1）については市議会の検討結果を踏まえ、とりまとめています。

実施期間：平成27年5月20日（水）～6月15日（月）午後5時まで

提出件数：193人（521件）

1 新本庁舎の機能

A 防災機能

分類	意見の概要	市の考え方
①災害に強い構造 (11件)	<ul style="list-style-type: none">・あらゆる緊急時を想定した建物を。・安全性を重視してほしい。・長年使用できるように耐震をしっかりとしてほしい。・鳥取地震もあったので、市が機能し、対応ができる災害に強い庁舎を。・防災の拠点としての機能が十分発揮できる安全な市庁舎を。・災害が起きても役割が果たせるように、丈夫で機能的なものにしてほしい。・耐震性のしっかりした安全な庁舎に。・耐震強度を高めてより安心な庁舎を。・地震等の災害に対して被害を最小限に。・市役所庁舎は市民のものであり、災害時の指令本部で台風、水害地震等に耐える構造が必要。・災害が起きても救援隊等は災害対策本部には寄らない。市役所が災害対策本部になるケースは100年に1回あるかないか。鳥取大地震規模の災害なら県庁が本部になる。災害対策は新築移転でなくても可能。分散等方法は多々ある。災害対策は事例をよく調べ現実に即した効果的な拠点を。災害対策で大事なのは住民を遅滞なく避難させる体制の確立。	<p>市庁舎は、鳥取市の総合防災拠点となる施設であり、災害時には庁内に災害対策本部を設置し、様々な活動を行います。</p> <p>大規模な地震、風水害等の災害発生時に来庁者や職員の生命を守り、市の保有する行政情報や個人情報を確実に保護し、または被害を最小限に抑えることが可能な高い防災性能を持ち、安心して利用できる施設を計画します。</p>
②継続的な活動を支える設備 (1件)	<ul style="list-style-type: none">・阪神大震災や東日本大震災を教訓に、地域の防災拠点として、災害に強い構造や設備で高い業務継続機能を。	<p>災害対策本部は、大地震等の発生直後においても、継続的な活動ができることが求められます。そのために必要となる設備の充実強化を図ります。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
③災害対策機能を強化した庁舎 (11件)	<ul style="list-style-type: none"> ・普段は違う用途で使用していても良いが、災害時に避難所として活用できるスペースを。 ・食料や水といった備蓄品を置いてほしい。 ・防災拠点として十分に機能するよう、設備面だけでなく空間的に余裕を持った庁舎が必要。 ・防災機能の高い庁舎で避難所としても利用できるように。 ・災害時に集まる、情報を得られる庁舎を。 ・災害時の備えがあり、いざという時安心して頼れる場所であってほしい。 ・災害時に対策本部としての機能が十分果たせる機能とスペースを。また、全国からのボランティアを受け入れるボランティアセンターの用途機能を確保するためにも十分な広さを。 ・災害時にも対応できるよう多目的スペースや駐車場は余裕を持って。 ・高齢化、人口減少時代では市民自治を進めなければならない。防災対策でも市民の自助、共助を勧める仕組みや環境づくりが必要。 ・災害時の緊急避難場所としての機能の充実を。 ・豪雨、津波による千代川の増水等により美保地区の浸水、冠水に対応できるように千代川水位観測カメラを設置する。リアルタイムに庁舎に画像を送信し、それに即応して対策がとれる。 	<p>災害対策本部として必要な防災情報システムや情報通信設備を整備し、各総合支所、防災関係機関や市民との連携を図れる設備を計画します。</p> <p>備蓄倉庫の整備とともに、一時避難スペース、ボランティアなどの活動スペースなどとして多目的に活用できるスペースの整備を計画します。</p>
④総合的な防災機能の強化 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な耐震性能を有し長期間にわたり災害応急対策を円滑に実施でき、ヘリポート含め防災拠点の司令塔機能を十分に果たせる庁舎を。 ・棒鼻公園には、災害時には煮炊きのできるかまどになるベンチの設置を。 	<p>災害時の隣接する幸町棒鼻公園の活用、緊急時にヘリコプターが離発着できるスペースの確保を検討します。</p>

B－1 窓口機能

分類	意見の概要	市の考え方
①3つの総合窓口の構築 (13件)	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の部署に用事がある人が効率よく回れる構造に。 ・相談が一ヵ所でできると良い。 ・市民利用が多い課は、1階に分かりやすいように配置する。 ・手続きが一ヵ所ですべてまかなえるように。 ・効果的、効率的な市民サービスができる窓口や案内のシステム。 ・用事が一ヵ所で済むようにして、「あちらに行ってください」ということがないように。 	<p>新本庁舎では、手続きをまとめてわかりやすく提供する「3つの総合窓口（以下参照）」を構築することで、窓口サービスの向上を図ります。</p> <p>①市民総合窓口：引越し、結婚、出産などのライフイベントに伴う総手続きを行い</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での手続きがスムーズになるように。 ・福祉関係の窓口を市民が分かりやすいようにまとめてほしい。特に障がい福祉課に手話通訳を。 ・窓口の数が限られており、対応できる職員がいても待たされることがあるので、窓口を増やしてほしい。 ・マイナンバー制度により業務が集約される。各窓口を一ヵ所に集約して様々な対応ができるように。 ・何でも相談できる気軽な窓口を。 ・窓口を一本化し、複数の庁舎に行くことのない簡単な手続きに。雨の日等、子連れの人は大変。 ・一つの場所で全ての手続きができるように。 	<p>ます。</p> <p>②福祉総合窓口：福祉関係の手続きを行います。</p> <p>③税総合窓口：税関係の手続きを行います。</p> <p>これら窓口の具体的な機能については、市民の皆さん利便性を第一に、今後検討します。</p>
②親切・丁寧な案内サービス (11件)	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルかつ使い勝手良く、分かりやすい絵表示なども。 ・各課を分かりやすく。 ・分散している庁舎を統合して、どこで用事が処理できるか分かりやすい表示を。 ・窓口が分かりにくいので、何の書類をどこに提出するのかも含めて分かりやすく。 ・市民に分かりやすく業務を表示し、利用しやすく。 ・利用したい部署を入力すれば現在地からの案内ができるシステムを1階に設置。もちろん人も必要。 ・窓口の数を増やしてほしい。待ち時間を短く。課の場所を分かりやすく、総合案内を入口近くに。 ・どこに行けば用事が済ませられるか分かりやすい説明、表示を。役所仕事をしないで市民の考えで。 ・見やすく分かりやすい表示に。 ・どこに何課があるのか分かりにくい。 ・床にテープで矢印表示をしたり、電光表示したりなど、各課の案内表示を明確に。 	<p>庁舎全体の案内業務を行う総合案内は、視認性の良い位置に配置し、来庁者の利便性を高めます。</p> <p>文字や色、ピクトサイン(案内用図記号)を組み合わせるなど、市民にとってわかりやすい、窓口フロアのサイン表示を計画します。</p> <p>また、窓口サービスなどを紹介、説明する、わかりやすい広報を検討します。</p>
③利便性の高い窓口・ロビー (36件)	<ul style="list-style-type: none"> ・対応や業務時間など、住民目線に立ち親切丁寧に。 ・待ち時間が豊かになるように窓から木々が見える庭があると良い。 ・土日にも利用できると平日休めない人が助かる。 ・庁舎と駅南の保健関係が連携して、保健関係の書類も庁舎で受け取れるなどしてほしい。 	<p>待合スペースは、十分な広さとし、ゆとりのあるものとします。</p> <p>窓口は、気軽にそして安心して相談いただけるよう、プライバシーに配慮できる形状とします。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を休まなくても良いように、土日も開庁してほしい。 ・待ち時間が長い時のために、くつろげる待合スペースを。 ・隔週でもいいので、休日に窓口業務をしてほしい。 ・平日だけでなく、休日も利用できるように。 ・平日だけでなく、月2回で良いので土曜も開庁してほしい。 ・窓口がもう少し遅い時間まで開いていると利用しやすい。 ・土日も休まず対応してほしい。 ・誰でも気軽に相談に行ける場所にしてほしい。 ・土曜も利用できるように。 ・TV等を設置して、待ち時間にゆったり座って待てるくらいの余裕のあるスペースを。 ・効率的な行政サービスが展開され、入りやすく親しまれる建物を市民は望んでいる。 ・待ち時間がない市役所に。 ・土日祝日、時間外等の窓口対応を考えてほしい。 ・休日も平日のように利用できるようにしてほしい。 ・休日も開庁してほしい。 ・座るスペースを今より広くとってほしい。 ・市民課を広くとって混雑を解消してほしい。 ・土日に証明書交付ができるように。 ・福祉の窓口は入口から近い所に。 ・さざんか会館の業務や教育、福祉関係の窓口は1階に集めて利用しやすく。 ・支払いや事務的なこともあるので下水道も統合した方が良い。 ・庁舎を一つにまとめ、土日も利用できるように。 ・休日や平日の少し遅い時間まで開いていると利用しやすい。 ・休日も利用できるように。 ・窓口を多くして待ち時間を短く。 ・休日も開けてほしい。現在のように午後7時まで開いていると良い。 ・休日も利用できると良い。 ・待ち時間を短く。 ・休日も利用できるようにしてほしい。 ・平日の夜間にも利用できるように。 	<p>来庁者の利便性を高めるため、窓口の連携など、窓口サービスを支援するシステムを導入します。</p> <p>ロビー、窓口、証明コーナー等は、休日や夜間の窓口一部開庁に配慮した配置を計画します。</p> <p>休日や夜間の窓口サービスの範囲、対応時間などは、今後検討します。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・各証明書の発行時間の短縮を図ってほしい。 ・各種証明書の発行が土曜日、日曜日の発行ができれば、利便性が向上する。 	
④プライバシーに配慮した相談室・相談スペース (12件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりとした待合スペース、プライバシーの守られた個別の相談スペースを。 ・福祉保健部の窓口に、プライバシーを保護のために衝立や間仕切り、また、相談室があると良い。 ・落ち着いて話ができる場所がほしい。周りを気にせず安心して何でも相談できる、気軽に立ち寄れる雰囲気になってほしい。 ・相談窓口は、銀行のような衝立がほしい。 ・相談時に周囲が気になるので、安心して相談できるスペースが必要。 ・プライバシーに配慮した、安心して相談できる環境が必要。 ・プライバシーに配慮した相談室等を。 ・相談も気軽にできて、必要があれば専門機関に取り次いでもらいたい。 ・銀行のような個室型スペースが必要。 ・周りを気にせず安心して話のできるスペース。 ・落ち着いて話ができる場所、相談がしやすい環境を整えてほしい。 ・相談しやすいスペースを。 	<p>ついたての仕切りや遮音に配慮した相談室等、相談の内容に応じてプライバシーを確保します。</p> <p>相談スペースは、利用者が落ち着いて相談できるよう配慮します。</p> <p>専門機関との連携は、引き続き強化していきたいと考えています。</p>
⑥職員のスキルの向上 (9件)	<ul style="list-style-type: none"> ・働いている職員は笑顔や配慮を。税金から給料が出ていることを忘れないで。 ・働く人も明るく、活気あふれ、よく気が付いて動く人材を育成してほしい。 ・用事がある時に気軽に職員に声がかけられるオープンな市役所になってほしい。 ・職員は笑顔で丁寧親切な対応を。 ・職員の明るい対応。 ・新庁舎建設に合わせて、職員には明るく笑顔での対応を心掛けてほしい。 ・市民サービスの拠点として、来庁者に満足していただくことが必要。 ・職員の資質向上を。意味のある研修で、対応してくれて良かったと思ってもらえるように。 ・窓口業務はワンストップ化をした方が効率が良いが、各種手続きがコンビニができるようになれば、近辺住民しか窓口に行かないということも起こりうる。公務員はもっと地域へ出していくべき。地域の終結点ではなく、そこを拠点にして広がっていく庁舎を。 	<p>サービスの基本は人です。すべての職員に、来庁者への「おもてなしの心」を徹底させるとともに、接遇スキルの向上や迅速で正確な事務処理の実現のための研修を強化します。</p>

B-2 ユニバーサルデザイン

分類	意見の概要	市の考え方
①誰もが訪れやすい庁舎 (22件)	<ul style="list-style-type: none"> ・温かみのある、バリアフリーに特化した誰もが利用しやすい施設を。 ・バリアフリーの庁舎に。 ・誰もが行きやすい庁舎であってほしい。 ・フロアは段差をなくしてほしい。 ・待合室は、通路を広く、専用窓口を作るなど車いすやその他障がい者に優しく使いやすいように。 ・高齢者、障がい者最優先の設備を。 ・ユニバーサルデザインを。 ・高齢者の方が多く利用するので、駐車場、庁舎内、周辺に配慮を。 ・車いすやベビーカー同士がすれ違う余裕のある通路。 ・出入り口、待合など、高齢者、幼児に優しい設備や環境。 ・高齢者など市役所に行くのが容易でない方も利用しやすい仕組みを。 ・高齢者、障がい者のために、バリアフリーを十分に。 ・広くて動きやすく、分かりやすい庁舎に。 ・お年寄りなど、皆が利用しやすい機能を充実してほしい。 ・駐車場や掲示などのハード面、手話などのソフト面でユニバーサルデザインを基本として、弱者に優しい設計を。 ・バリアフリーの庁舎を。 ・車いすなど体の不自由な方も移動に困らない工夫、バリアフリーの充実を。 ・フラットな構造などバリアフリー化を。 ・車いすが2台乗れる広さのエレベーター、廊下の手すり、段差を少なく、多目的トイレの充実、トイレスペースを広くなど、バリアフリー対応を。 ・誰でも利用しやすい環境、空間を。 ・障がい、貧困などの人が躊躇なく行くことができるような開かれた庁舎、鳥取市独自の改革を。 ・みんなが気持ちよく利用できる庁舎。 	<p>庁舎内外の主要な動線の十分な幅員の確保、わかりやすい誘導表示の配置、上下階への移動をスムーズに行うためのエレベーターの適切な設置など、障がいのある方や高齢者をはじめ、誰もが訪れるやすい庁舎を計画します。</p> <p>具体的には設計時に、バリアフリー法の誘導基準への対応など、ユニバーサルデザインを追及することをめざし、検討を進めます。</p>
②誰もが使いやすい庁舎 (16件)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども連れに向けてキッズルーム。また、ベビーシート設置や高齢者に配慮した多目的トイレを。 ・男女別に子どものおしめ交換ができるトイレを。 	障がいのある方や高齢者、親子連れなどの利便性に配慮し、誰もが使いやすい庁舎を計画します。

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本などのあるキッズスペース。 ・子どもを連れて行っても子どもが退屈しないものがあれば、もっと気軽に立ち寄れる。 ・手続きの間、キッズスペースに子どもを預けられれば利用しやすい。 ・介助犬のためのリードフックや水飲み場で介助犬利用者も行きやすいように。市民も介助犬の活躍を身近に感じられる。 ・きれいで機能的なトイレやフリースペースなど、子連れ、高齢者などが安心して来庁できるように。 ・無料の託児室など、子連れでも行きやすい設備を。 ・小さな子ども連れでも用事が済ませられるように託児所などがほしい。 ・ベビーカー貸し出しなど、小さい子どもが一緒にでも行きやすい環境に。 ・高齢者や障がいの方方が分かりやすく利用しやすい配置、構造を。 ・託児スペースや待ち時間に子どもが楽しく待てるような場所、TVの設置を。 ・老人車、ベビーカー等の貸出スペースを。 ・トイレにおしめ交換台を。 ・子どもが遊べるキッズコーナー。 ・水族館、絵本コーナーなどの子どもが喜ぶスペース。 	具体的には設計時に、バリアフリー法の誘導基準への対応など、ユニバーサルデザインを追及することをめざし、検討を進めます。
③わかりやすいサイン・案内 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に立ち寄れる雰囲気に。高齢者にとって分かりやすい目線の高さの案内表示。 ・ユニバーサルデザインを重視し、誰もが使いやすい、分かりやすい庁舎を。 ・目的地が分かりやすい案内板、案内係、待合場所といった、高齢者も利用しやすい環境を。 ・市民にとって利用しやすく、分かりやすく。 	<p>誰にでもわかりやすい、案内表示を計画します。</p> <p>具体的には設計時に、バリアフリー法の誘導基準への対応など、ユニバーサルデザインを追及することをめざし、検討を進めます。</p>

B-3 駐車場等

分類	意見の概要	市の考え方
①安全で便利な駐車場 (56件)	<ul style="list-style-type: none"> ・停めやすい駐車場で、無料開放を。 ・駐車場を無料に。 ・駐車場は広く。 ・雪に備えて地下駐車場か立体駐車場を。 ・住民票などが受け取れるドライブスルーを。 	<p>来庁者用の駐車場は、約200台確保することを想定しています。</p> <p>車いす利用者等の屋根付き駐車スペースは、利用しやすいよう出入口近くに配置し、段差のない計画とします。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨に濡れない駐車場を。 ・駐車場を広くしてほしい。 ・なるべく広い駐車場を。 ・駐車場をもう少し増やした方が良い。 ・駐車場を広くしてほしい。 ・十分な駐車スペースを。 ・駐車場はあまり遠すぎないように。雨が降っても濡れないようにしてほしい。 ・傘を差さなくても庁内へ入れる、たくさん停めるなど、駐車場の充実を。 ・ストレスなく駐車場出入りできるシステム。 ・雨、雪の日も、子ども、お年寄り、車いすの人等が快適に移動できる駐車場環境。 ・駐車場の完備。 ・駐車場は広く、出入りしやすいように。 ・バス停はできる限り入口玄関付近に。 ・広い駐車スペースを。 ・人が多く集まる施設なので、駐車場と周辺環境の整備を。 ・駐車スペースの確保をしっかりと整えてほしい。 ・駐車場のスペースを確保してほしい。 ・3月等の混雑期は仕方ないとしても、平常時に混まない程度の駐車場の確保を。 ・駐車場は出入りしやすく、一台分の幅も広くしてほしい。 ・駐車スペースは出入りしやすいように。 ・近くで停めやすい、十分な広さのある駐車場を。 ・駐車場を多くして、車が停めやすいように。 ・駐車スペースや一方通行のマナーが良くないので整備をしてほしい。 ・スムーズに入りできる駐車場を。 ・駐車場を広くとって、月初めや年度末等の混雑を解消してほしい。 ・駐車場も敷地内など近くにつくってほしい。 ・駐車場の確保。 ・誰でも安心して市役所に行けるように、駐車場の確保を。 ・現在は駐車場から出るときに歩行者が見にくいで入りしやすいように。 ・統合した分、駐車スペースをしっかり確保し雨に濡れないようアーケード等の工夫を。 	<p>駐車場は、周辺事業者との相互利用も検討します。</p> <p>駐輪場は、出入口近くの利便性の高い位置に配置し、屋根付きとします。</p> <p>タクシーの乗降場を計画するとともに、バス停を設置する場合は、庁舎出入り口付近の設置を検討し、屋根やベンチなどの設置により、待ち時間が快適になるよう計画します。</p> <p>また、災害時には、オープンスペースとして、多用途に使える計画とします。</p> <p>駐車場等の具体的な整備方法、運用方法については、設計時に検討します。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースの確保を。 ・駐車場はできるだけ広く。 ・鳥取は車移動が多いので、駐車場の確保をしてほしい。 ・駐車スペースを多く。 ・駐車場を十分確保してほしい。 ・駐車場は200台で十分だと思うが、1台分の広さや庁舎へのアクセス等の配慮を。公道に車が並ぶことがないように。 ・バリアフリーの駐車場を。 ・鳥取市主催のイベント時に、駐車場の無料開放を。 ・駐車場のスペースを確保してほしい。 ・現在は駐車場が狭く駐車に時間がかかるので広くしてほしい。 ・玄関にタクシー乗り場を。 ・駐車場が十分あり、安心して駐車できるように。 ・駅南庁舎は図書館、ジムがあり、何かがあると車を停められないことがある。 ・広くて停めやすい駐輪場、駐車場。駐車場は県庁のように公共バスが玄関付近まで入るように。 ・駐車場は広く使いやすいものに。 ・駐車場を広く使いやすく。 ・駐車スペースは1台ごとの区画を広く。 ・駐車場の一部を立体にするなど、雨天時に市民が濡れることなく庁舎に入れるような工夫を。駐車台数も、想定よりも余裕を持たせたものにすることにより、入りやすく停めやすいものとなり、市民サービスの向上につながる。 ・周辺事業者との駐車場の相互利用は積極的に進めてほしい。 ・市民の利用を最優先にした駐車場の確保を。 ・駐車場を地下に整備すれば土地が確保でき、雪、雨の際にも来庁しやすい。 	

C－1 議会機能

分類	意見の概要	市議会の考え方
①議場 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会には、市民の目に多く触れる機会が必要。議場が上層階にあると、そこまで足を運ぶ市民は限られる。 	<p>議場は、庁舎と一体的に整備します。 議場の多目的利用については、多目的利</p>

分類	意見の概要	市議会の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・議会はコンパクトな別棟に。庁舎内にあると議会の無い時期に無駄な階層になる。市民が気軽に議会見学するために、別棟で低階層がベスト。議員の部屋は議員控室のみで良い。 ・議会機能は市民会館、文化ホール、さざんか会館を活用すればいい。 ・傍聴席は、市民と議会の距離が近く、議会側、行政側、双方に視線が行き届くよう工夫します。と書いてあるが5月の「新庁舎建設に関する調査特別委員会」では、従来の考え方から変わっていない。 	用を前提とした整備は初期費用が高くなることや庁舎管理におけるセキュリティ等の課題があることから課題が多いため行わないこととしていますが、議場は現在でも子供の会議や若者議会等で利用されており、この取り組みは議場を活用できる範囲で積極的に継続するなど、開かれた議会のための取り組みは、継続して推進します。
③議会運営を補助するその他諸室 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・低層階の市民サービスの場にモニターを設置し、同時字幕をつけるなど、市民が待合の時も見える「議会の見える化」を。 ・SNSを活用して、議事のまとめを発信して若者の身近な参加も促してほしい。 ・議会機能は別棟で建築をしてほしい。議会図書室の場所はどうなるのか。 	<p>今後も、窓口フロアで議会中継が見られるようになります。</p> <p>新たな情報発信の手段など、具体的な内容については、設計時に検討します。</p>

C－2 事務空間

分類	意見の概要	市の考え方
①機能的で効率的な事務空間 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・課ごとに分かりやすく、広くゆとりのあるフロアに。 ・障がい者を雇用できる枠組みの確保を。 ・事務空間は最小限度でいい。 ・職員が働きやすい環境設備。事務や会議等が効率的、機能的にできるように。 	機能的で効率的な行政運営を実現する、働きやすく、フレキシビリティ（用途や機能の変化、間取りの変化などへの対応能力）の高い事務空間とします。

C－3 情報化、セキュリティ

分類	意見の概要	市の考え方
①情報化に対応した機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化、セキュリティの向上は現庁舎でも可能。 	新本庁舎は、現在の情報化への対応だけでなく、今後更新される情報化にも対応できる柔軟性の高い計画とします。
②安全、安心のセキュリティ (1件)		また、庁舎内のゾーニングを明確にすることで、セキュリティ区分のしやすい計画とします。

D－1 市民交流機能

分類	意見の概要	市の考え方
<p>①－1 市民交流スペース (48件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温かみのある色彩の床や壁など。 ・催しや美術展などが定期的に開催されると、用事が無くても行きたくなる。 ・多目的スペースがあれば講演会、講習会などで、平日、休日を問わず利用できる。 ・気軽に誰でも立ち寄れて、一息つける憩いの場所があると良い。 ・どの世代も気軽に立ち寄れる施設に。 ・屋外広場に子ども向けの遊具等があると良い。 ・老若男女が憩えるスペース。 ・市民が自由に使える多目的スペースを。 ・病児保育、一時預かり保育の施設を設ける。 ・イベントが開催できるスペースで立ち寄りやすく親しみを持てる施設となる。 ・憩いの多目的スペース、鳥取の食材が味わえる食堂、イベントスペース等、市民に開かれた施設を。 ・高齢社会に向け、病気予防のためにトレーニングジムを設置し、多くの利用者がある市役所に。 ・市民が誰でも利用しやすい庁舎を。学習など自由に利用できるスペースがあれば活用したい。 ・行政機能の他に、多目的スペースやブースがある複合型の庁舎を。 ・市民が集えるスペースを。 ・今の庁舎はくつろげる場所がない。もっと落ち着けて、明るい雰囲気にして、市民のための機能を充実して、休日でも利用できる庁舎を。 ・市民が行きやすい、使い勝手が良いものを。 ・明るく誰でも入りやすい雰囲気を。 ・市民のために機能を充実して、休日でも利用できるように。 ・ちょっと涼みたい時など、気軽に立ち寄れる市役所に。 ・介護予防のため、1回350円以下で利用できるフィットネスクラブを。 ・市民の憩いの場となるスペースや会議室、ホールを設置し、誰でも集まりやすい場所に。 ・講座、展示、図書館等で市民が利用できるようなスペースを。 ・緑やホール、喫茶店など市民が気軽に集えて利用できる憩いの場所。 	<p>市民交流スペースは低層階に配置し、開放的で明るく、市民が気軽に集い利用できるものとします。</p> <p>そして、様々な活動に対応できるよう、フレキシビリティの高い空間とし、災害時にも多用途利用できる空間とします。</p> <p>また、市民による小規模なイベントが実施できるよう、音響性能、展示機能などに配慮した空間とし、夜間や休日の市民利用に配慮した形態や配置とします。</p> <p>具体的には、いただいた意見も踏まえ、設計時に検討を進めます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎は、天井が高く明るい、ゆったりと市民がくつろげるスペースもある開放的なものを。 ・市民が有効に利用でき活用しやすい庁舎に。 ・入りやすい雰囲気にしてほしい。 ・市民に愛され、子どもからお年寄りまでいつでも利用してくつろぐことのできる建物に。 ・平日、土日祝日でも市民が利用できるように。 ・高齢者が気楽に来れるような場所に。 ・コミュニティセンターのような市民が集まれる場所を庁舎の中に。 ・市庁舎に余計な市民交流スペースなども必要ない。市民が市庁舎に出向くのは、年に1回あるかどうか。 ・落ち着いて話ができるスペースや、親子が楽しめるコーナーを作り普段でも行きやすいように。 ・ビオトープ、公園、足湯など、広場や屋上を大人も子どももくつろげるような場所に。 ・明るい雰囲気に。 ・市民主催のイベントなど、市民が幅広く利用できる広場。 ・ゆったりくつろぎながら市のことが話せるスペース。 ・東京都豊島区役所では毎週水曜にランチタイムコンサートがあり、老若男女多くの方が聞きに来ていた。新庁舎でもこのような取り組みを。このような発表の機会があまりない。文化の薫り高い鳥取市で、市民交流を深め地域活性化の一役としてほしい。 ・市民の憩いの場となる庁舎に。 ・フリースペースを花火大会、しゃんしゃんの時に市民が無料で使える等、庁舎を上手く使えるシステム。 ・地域交流ができるスペース。 ・憩いの場を増やしてほしい。 ・市民が利用しやすい、有効活用ができる庁舎。 ・現本庁舎は老朽化、手狭な事務空間、市民にとってもゆとりのある空間でなく交流ができない。 ・市民が集えるコミュニティの場として、ハード面、ソフト面の充実を。 ・市民サービスについては、市民交流、飲食、情報発信スペース、広場を廃止か他へ移 	

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>せばいい。市民交流スペースがどんな広場か分からぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民交流機能を充実させてもほとんどの市民は利用しない。 ・市民の交流の機能を庁舎に求める目的意識があまり明確でなく感じるので、はっきりとさせてほしい。市民会館もある。 	
①-2 飲食スペース (25件)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に集まれるカフェ。そこに市の行事などを紹介するブース。 ・地産地消のカフェ、食堂を。 ・喫茶店など用事のない人もくつろげる場を。 ・喫茶店など休憩できる場所や子どもが遊べるスペースを。 ・喫茶、読書コーナー、食堂などの、待ち時間に休憩できる場所を。 ・カフェ、パン屋を設置してほしい。 ・用事がなくても「庁内のカフェに行ってみたい」などと思えるような所がほしい。 ・誰でも入りやすい食堂を。 ・一般の人が利用できる食堂や売店。 ・障がい者の方が作っておられるパンの販売。 ・誰でも、休日も気軽に利用できる食堂、カフェ、イベント会場のようなスペースやテナントを。 ・市民が気軽に立ち寄れるおいしい食堂を。 ・行政サービス以外に立ち寄りたくなる、食事、コンビニなどの店舗がほしい。 ・飲食可能な休憩スペースを。 ・市民が気軽にに入る食堂等があれば、手続き後に寄れて良い。市民が集う場所が確保できる。(東京都庁食堂の職員の対応が良く印象的だった。気軽に観光を兼ねて入ることができた。庁内で落し物をしてもすぐ総合カウンターに届いていた。ある意味危機管理がなされていると感じた。) ・食堂などの飲食スペースで特産品などのメニューが食べられるように。 ・市民交流機能は不要。簡単な飲食可の休憩スペースで良い。食堂などは庁舎外の民間施設を利用すべきだが、庁舎内に入れるのなら、横浜ラーメン博物館のように業者を募集して運営し、市として利益を得られるように。 ・市民がいつでも利用できるフードコートを。 ・入りやすく気軽に利用できる食堂を。 ・お茶を飲みながら話ができるコーナー。 	<p>市民も職員も食事ができ、誰もが気軽に利用でき、鳥取市の地産地消を推進する食堂を計画します。</p> <p>また、気軽にに入る喫茶店、飲料水の自販機コーナーを計画します。</p> <p>具体的には、いただいた意見も踏まえ、設計時に検討を進めます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・現庁舎はゆっくりくつろげる場所がない。1階はレストランとし、2階から庁舎として利用する。 ・神戸市役所のように、上層階にカフェやお店を作り、市民や観光客が行きたくなるように。 ・市民も食事できる食堂、売店。 ・食堂や喫茶コーナーを充実し外部からも利用しやすいように。 ・市民が市役所の食堂で食べることはない。小さな喫茶店程度で良い。市場調査を。 	
①－3 利便施設 (8件)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内にある金融機関 ATM の設置。 ・コンビニなどの設置。 ・スーパーやコンビニ、図書館等、他の公共施設も併設されていると便利。 ・庁舎内はすべて禁煙に。 ・銀行、郵便局の ATM だけでなく、いろいろな業務の窓口を。 ・待ち時間に利用できるよう庁舎内に喫煙室を。 ・庁内に、待ち時間に喫煙する場所を。 ・たばこを吸える場所を庁舎内外に。できれば食堂や喫茶コーナーにも。 	<p>訪れる市民の利便性を高めるため、コンビニエンスストア、金融機関ATMなどを計画します。</p> <p>具体的には、いただいた意見も踏まえ、設計時に検討を進めます。</p> <p>喫煙は、受動喫煙の防止や来庁者への配慮の観点から検討します。喫煙所を設置する場合は、分煙や視環境に配慮した場所に計画します。</p>
②市民・行政による情報発信スペース (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップの設置や、市の名産品等の展示を。 ・砂丘、梨以外の観光資源もPRできる展示紹介スペース。(例：絵本「こんとあき(林明子作)」の壁面) ・鳥取の物産を直接購入できる場所を。 ・地産地消を促進する紹介、試食、販売コーナー。 	<p>来庁者の行き来が多い場所に、情報発信スペースを配置し、市民や市民団体などの日常的な活動状況や催しなど、積極的に発信します。</p> <p>また、鳥取市の魅力、各地域の取り組み、市庁舎を訪れた人のまちなか散策を促す、まちなかのイベント情報、店舗情報などを積極的にPRします。</p> <p>具体的には、いただいた意見も踏まえ、設計時に検討を進めます。</p>

D－2 外部空間

分類	意見の概要	市の考え方
①市民の憩いの場	・マナーを守れるのであればスケボー場は残しても良い。	幸町棒鼻公園を含む庁舎周辺を憩いの

分類	意見の概要	市の考え方
となり賑わいを生む屋外広場 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場をつくり、朝市、フリーマーケット、ミニコンサート、相談など、活動や憩いの空間とする。 ・市民が自由にお茶を飲めるなど、待ち時間に有効に使える、縁があり広々とした空間を。 	<p>空間として活用し、木陰を作ったり芝生化するなど、快適で、誰もが憩えるよう開放的なつくりとします。</p> <p>庁舎に隣接する平面駐車場は、地域の賑わいづくりに貢献し、イベントなどでも活用でき、隣接する幸町棒鼻公園と一体となって災害時には多目的に利用できる屋外広場として活用を計画します。</p> <p>現在のスケートボード場は、旧市立病院跡地の活用方法が決定するまでの間、暫定的な活用策として整備されたものです。今後、スケートボード場をどうしていくのかについては、これから検討していくこととしています。</p>
②市民に親しまれる外観 (16件)	<ul style="list-style-type: none"> ・県産の木材を使って心地よいものを。 ・鳥取らしい絵の描いてある外壁で市のアピールを。 ・鳥取砂丘、ラクダ、らっきょう等のデザインで鳥取らしい建物を。 ・鳥取市の顔となる施設なので、外観、ロビー等見た目も美しくくつろげる雰囲気のものを。 ・清潔感のある建物を。 ・観光名所の一つとなるような外観作りを。 ・風紋、梨、建材、らっきょう、和紙など特産品をモチーフにした外観に。 ・新市庁舎は砂丘をイメージした屋根にしてほしい。 ・鳥取のシンボルとなるよう外壁も明るい色で素敵な庁舎を。 ・機能面で必要な費用は惜しまなくてよいが、外見のデザインには金をかける必要はない。 ・「想像より地味だけど車が停めやすく案内も丁寧」と言ってもらえるように。 ・壁面にガイナーレのマークを。 ・外観、内装ともに明るい雰囲気に。 ・明るい感じの建物。 	<p>鳥取をイメージできる外観とし、安心感と親しみを与えるデザインを採用します。</p> <p>地元産材の活用など地域の特性を生かします。</p> <p>具体的には、いただいた意見も踏まえ、設計時に検討を進めます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の和紙、木材などを利用してほしい。 ・外観はバードハット、砂の美術館及び片原立体駐車場のようなコンクリート打ちっぱなしの建物か。ホテルのイメージで庁舎に“おもてなし”されたい。また、21世紀美術館のように、そこにその建物があるだけで、人々に芸術的な気づきを喚起できるような庁舎を。 	

E－1 庁舎維持、運用管理

分類	意見の概要	市の考え方
①庁舎維持 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルで後年のメンテナンスが容易な、機能重視の建物を。 ・市民の安心安全、サービス向上の場として孫子の代まで受け継ぐ庁舎の完成を望む。 	ライフサイクルコストの低減のため、施設の耐用性やメンテナンス性を適切に確保するなど長寿命化を図り、永きにわたって市民が使いやすい庁舎を計画します。

E－2 環境配慮

分類	意見の概要	市の考え方
①自然エネルギーの活用・省エネルギー化 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルやLEDなどクリーンエネルギーを活用した庁舎。太陽光を取り入れて明るい庁舎を。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギー、バイオマス、コーチェネレーションを積極的に導入して環境負荷への取り組みを。 ・機能を集約し、自然エネルギーを活用した建設を。 ・緑に囲まれ、自然エネルギーを利用する施設を。 ・太陽光、風力発電の活用。 ・太陽光発電、風量発電。また、雨水を活用できるシステムを。 ・OMソーラー等の、パッシブエネルギーシステムの導入を。 	太陽光発電、小型風力発電、地熱利用等の自然エネルギーの効果的な利用を計画します。 雨水利用など、水資源の有効活用を計画します。 具体的には、いただいた意見も踏まえ、設計時に検討を進めます。
②エネルギー負荷の低減 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の憩いの場として、屋上に木を植えて緑化を。 ・緑を多くして、外にはベンチ等を設置してほしい。 ・憩いの場、交流の場となる緑のあるスペースを。 	敷地内緑化、屋上緑化などを積極的に行い、環境に対する市民の意識を高めるとともに、建物への熱負荷の低減やヒートアイランド現象の抑制を図ります。

2 新本庁舎の建設計画、建設費、スケジュールなど

F 建設計画

分類	意見の概要	市の考え方
①建物計画、規模 (20件)	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰東部圏域の発展のために、必要な機能や役割等を十分に兼ね備えた建物を。 ・中核市が果たしていく役割を考え、相応の庁舎規模の確保を。 ・市の課題は将来にわたるものであり、総合デパートのように多くの機能を持った新庁舎は課題解決の第一歩となる。 ・30年先も見越して、いろいろな庁舎を統括して便利にしてほしい。 ・先々を考え、しっかりとしたものを作つてほしい。 ・将来を見据えて無駄にならないものを。 ・途中で増改築や建て替えがないように長い間使えるしっかりしたものを。また、将来的に必要なことが出てくるので、新たに建てなくとも良いようにゆとりある庁舎を。 ・人口は減少していくが、市政に求められる業務、機能は増加していく。今後50年以上使用していくだけの庁舎を整備してほしい。 ・分散の非効率を解消する二度とない機会。可変性や柔軟性の高さだけでなく、面積的な余裕という観点が必要。 ・実際の使用面積と職員を課ごとに公表し、現状や将来を検討して必要面積と職員数を割り出すことが必要。課の統廃合や人員整理、再配置なども考慮すべき。具体的な内容があれば説得力がある。窓口など、今以上に面積を拡大する必要はないが、低層階は課別の検討と想定をすべき。事務機能や市長室は、現状以上の面積は不要。マイナンバー制度により、窓口業務は良くなるが、市民にとって重要なのは利便性。新庁舎は現在分散している窓口業務のみを集め、現本庁舎は補修して議会と事務機能を。 ・中途半端な建物にならないように。本庁舎に全ての課があり、行き来しやすい環境にしてほしい。 ・フレキシビリティの高い庁舎というのは重要な点。 ・人材を発掘し、地に根差した生きている意見を集約し、庁舎を多岐にわたって活用できるものに。 ・6階建ての豪華な庁舎にしても、広域合併、都構想、道州制等で無用の長物になる。市庁舎は行政機能が十分であればいい。国全体の行政機構、ビジョンを見通した未来志向の市庁舎計画になつていい。20年先までの耐用建築で良い。 ・県の東部総合事務所は本庁へ集約され、空き室ができている。レンタルして市の部署 	<p>新本庁舎の延床面積は、中核市への移行を踏まえ、約23,000m²と想定しますが、設計時において、各機能に必要な面積を精査するとともに、将来の人口減少に伴う職員数の変動を見据え、効率的なレイアウトの配置などにより、事務室面積の縮減に努めます。</p> <p>人口減少、地方制度改革など社会情勢の変化に伴う業務量や職員数の変動により、将来的に、新本庁舎に余剰空間または面積不足が生じる可能性があります。このような状況変化に柔軟に対応できるよう、フレキシビリティ（可変性や柔軟性）の高い建物を計画し、市民の資産である新本庁舎を長期にわたって有効活用していきます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>を移設しては。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役所の建物は多くあり移転は必要ない。必要に応じて耐震補強すれば良い。 ・大きく立派な市庁舎は今の鳥取市に必要ない。現庁舎耐震改修、駅南庁舎活用、施設のリフォーム等、今あるものを有効に。 ・鳥取市の人口減少は確実で、公共施設は拡大すべきでない。 ・必ずしも建物の分散化が悪いわけではない。これからの中核市づくりの構想がありきの庁舎であるべき。 ・挑戦する庁舎であり、市であってほしい。過疎地の最先端にはどのような建物が建つのか、市民みんなに気づきをもたらすような、みんなで感動を体験していく、そんなわくわくできるような庁舎になってほしい。 	
②庁舎の配置 (33件)	<ul style="list-style-type: none"> ・分散している庁舎を一つに統合してほしい。 ・市庁舎の機能はなるべく一ヵ所に集約してほしい。 ・遅い時間まで開いている所や休日開いている所も含めて施設を全て統合してほしい。 ・現在は図書館が一緒のため駐車場が混雑するので、図書館は別にしてほしい。 ・あっちこっち行かなくて済む、効率的な建物を。 ・図書館も駅南庁舎から移動してほしい。 ・駅南庁舎は新庁舎に統合してほしい。 ・できるだけ機能を集約してほしい。 ・分散している庁舎を統合し、便利にしてほしい。 ・便利になるように庁舎を統合してほしい。 ・いくつも庁舎があるのは不便なので統合してほしい。 ・庁舎を分けることなく一つに統合してほしい。 ・現在は庁舎が分かれているどこにどの課があるのか分かりにくいので、統合してほしい。 ・庁舎はいくつかに分かれるのではなく一ヵ所にまとめてほしい。 ・庁舎がいくつもあるのは不便で、統合してほしい。 ・横の連携がスムーズにとれるように、教育など関係機関の設置を。 ・今まで分かれていた庁舎が一ヵ所になり便利になる。 ・以前、行く庁舎を間違えたことがあったが、統合されれば安心。 ・一ヵ所にまとめ、無駄のないように。 	<p>本庁機能は、新本庁舎と環境下水道庁舎に配置します。</p> <p>駅南庁舎は、中核市への移行に伴い設置が必要となる、鳥取市保健所の設置に併せて、保健センターや子育て支援機能などを配置し、保健医療、環境衛生、子育て支援の総合拠点として整備します。</p> <p>また、総合支所は、引き続き地域の拠点として存続します。</p> <p>新本庁舎に駅南庁舎の本庁機能を集約することは、防災体制のさらなる強化、より一層の市民サービスの向上など機能面のメリットに加え、行政のさらなる効率化やライフサイクルコストの抑制など費用面のメリットがあると考えています。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての課を一力所にまとめてほしい。 ・庁舎が分かれているのは不便。まとまった庁舎に。先を見据えて、今しっかりした市役所を。 ・庁舎を一つにまとめ、誰もが利用しやすい場所に建て、市民のためになる庁舎整備を。 ・駅南庁舎1階でワンストップ市民サービスは完結としていたのに、市民サービスの向上を目指すために新庁舎に移転させるのは、市民の感覚では理解できない。足りないところは補充すればよい。根本的に駄目なら、システムをつくった行政のずさんさを証明している。駅南庁舎は庁舎でない面積が3千m²以上ある。5階、6階は賃貸で、地階、3階も有効活用されていない。保健所や本庁舎の一部の業務は駅南庁舎を活用すれば十分可能。長岡市庁舎は、市内の商店街などに分散配置している。この情報化時代に1か所に庁舎業務を集中させる必要はない。むしろ危機管理の面から問題である。これから行政はハードではなく、市民を巻き込むなどソフトに重点を置き、職員を減らし、スリムな行政事務を目指すべき。 ・庁舎が分かれているのは不便。 ・市民が利用しやすいよう、全ての庁舎を統合してほしい。 ・一つの建物で手続きが済むよう、庁舎は一つに。 ・駅南庁舎のサービスを新庁舎に。 ・市役所が分かれており不便で行きにくい。一つにまとめてほしい。 ・庁舎がいくつもあると不便なので、一つに統合し、市民のための市庁舎として、充実した建物と運営を。 ・本庁と駅南庁舎が離れていて不便。目的によっては両方に行かなければならない。 ・一力所に集約することでサービスを向上させ、市民の利便性が良くなるように。 ・一力所に集約することで、市民、特に高齢者にとって利便性が高い。 ・今までどおり駅南庁舎を本庁機能の一部として使用するのが基本。保健、医療、環境衛生、子育て支援は今までどおりの場所、建物で。 	
(③)動線 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> ・駅と庁舎、イオンを結ぶ屋内通路など、動線や利便性を考慮した設備に。 ・動線確保を十分に検討してほしい。 ・新庁舎とイオン駅南店とを、跨線横断橋など連絡通路で結ぶ。 	動線は、安全性と利便性に配慮することとし、具体的には設計時に検討します。

G 建設費・財源

分類	意見の概要	市の考え方
①建設費等 (23件)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物はシンプルで良いので予算内で進めてほしい。 ・経費削減の努力を。 ・費用を抑えてほしい。 ・今までの議論は経費の比較が中心で、中核市移行を踏まえても、巨額な建設経費は行政不信の火種となる。 ・予算もあるが、中途半端なものではなく、しっかりとした、長期的に安全に使用可能な建物を。 ・必要以上に費用を削って融通が利かなくなないようにしてほしい。 ・建設費が増えることが注目されているが面積を小さくすると色々な方面で支障が出てくる。平常時はもとより災害時も含めて最終的には市民のための施設として機能するので、金額だけに捉われるのではなく必要性を十分議論して庁舎規模を決めてほしい。 ・建設費は市民の関心事だが、無駄なものを建てるわけではないので、中長期的な視点で、市民が安全で使いやすい、集約されたものにすべき。それが市民サービスにも結び付く。 ・費用は多くても少なくともダメ。適正に。 ・建設資材の高騰はやむを得ない要因。 ・事業費算定が甘い。増額はわかっていて、事業費を少なく見せようとしていたと思える。人口減も見込んでいるとの説明だが、具体的にどう工夫するのかわからない。事業費が増額となることで他の事業に影響が出る。福祉や子育て施策に使うべき。国も多額の借金を抱えている。そもそも新庁舎建設が本当に必要なのか。 ・駅南庁舎1階は、最もコンピューターシステムに依存しており、移転すると、新庁舎での新システムの構築、什器備品の新設、既存のシステムや什器備品の解体廃棄で、総費用は約20億円にもなり、無駄な事業といえる。 ・建設費用は安い方が良いが、長い目で見て耐震などをしっかりしてほしい。 ・庁舎建設の費用は市民に影響しないと説明しているがそれは当然のこと。有用な将来の投資に備えるため、市庁舎への投資は最低限で良い。 ・税金を無駄遣いしないように。子どもたちに負担を負わせることがないように。 ・再度見直しして金額の検討を。 ・必要最低限の設備で、お金がなるべくからないように。 	<p>良いものを安くつくっていくということが基本です。ただし、当初の費用を優先し、必要な機能が抜け落ちることにより、将来に負担を先送りするということはあってはいけません。</p> <p>今後も、設計や工事などのあらゆる場面において、費用対効果を見極めつつ、費用の抑制に努めていきます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ建設費が65億6千万円が98億4千円に上がるのか。中核市移行と保健所設置、消費税の10%引き上げによる建設単価の値上げなどと言われるが上げ幅が膨大すぎる。基金は市民のために活用してほしい。将来必要になったら既存の施設を活用してほしい。高齢化社会が進む中、バスや列車で市役所に行かなくて済むように各支所を充実してほしい。既存の施設を最大限に有効活用して建設費を抑えるべき。 ・建設費が1.5倍に膨らむ見通しだが、それなり理由があると認識している。 ・市財政の赤字を増やすことになり市民の負担が大きくなる。ライフサイクルコストの削減を謳ってはいるが精神論で具体策がない。将来の行政機構を見据えて必要最小限の効率的建物を。どうしても新築移転なら最少の経費で。 ・合併特例債をフル活用して鳥取市新本庁舎のめざす姿を追求し、実現に向けた取り組みを。98億4千万円等にはとらわれず必要な機能を備えて、設計、入札等を通じて最終的な金額の確定を。 ・東京オリンピック建設でも大幅な費用削減がされている。鳥取市庁舎の費用も以前の額に戻し節減を。高額な市庁舎は市民生活の実態とそぐわない。全国へ悪しき実態をさらすことになる。 ・建築費の增高について、建築資材の高騰、消費増税など社会情勢の要因部分は致し方ない。 	
②財源 (11件)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区役所のように分譲マンション、また、シネコンなどの商業施設を組み合わせ、収益によって負担をまかなう方式の検討を。 ・映画館、レンタル店など、テナントを設けて収入を得てはどうか。 ・マンション、テナント等の複合ビルで収入を得られるように。豊島区のように民間施設の併設を。 ・特例債が使える今、将来に禍根を残さないよう市民の誇れる立派な庁舎を建設してほしい。 ・庁舎建設は今後100年の長期拠点都市として今やらなければならず、財政上も問題ない。 ・特例債は各総合支所の充実などみんなのために使うべき。基金があるなら借金しないでもいいように積み立ててから庁舎を建設しては。30年返済の31億円は毎年の返済額の利息が考えられているのか。 ・長期的にみれば、国の財政は社会保障費に圧迫されて地方交付金が今よりも減らされ 	<p>有利な財源である合併特例債、積立て済の基金を活用するとともに、今後も国庫補助金など他の有利な財源の活用などの検討を積極的に進め、市の負担を抑制します。</p> <p>鳥取市は、財政の健全性の維持向上のため、平成16年の市町村合併以降、さまざまな行財政改革を進めています。その結果、計画を上回る規模で市債（借金）残高は減少し、基金（貯金）残高は増えています。新本庁舎建設で合併特例債を活用し、借入れを行っても、毎年の公債費（返済額）は年々減少していき、他の市民サービスへ</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>ることは確実。負担増は市民に転嫁される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立病院跡地駐車場収入がなくなれば、収入減で、自主財源が減り、依存財源が増大する。98.4億を使っての市庁舎建設に反対。 ・夕張市や篠山市のようにならないために、これ以上借金を増やすのはやめてほしい。乳幼児の医療費負担や共働き社会で、子どもを産み育てにくいため、出生数、生産年齢人口も減少し、税収入や市民サービスに影響する。 ・合併特例債の交付金は30年間確定か。建設費の高騰があったがメンテナンス費にも配慮してあるか。最初の計画予算に合わせる考え方が必要。 ・建築費用の大幅アップについて、地元の銀行からファイナンスの提案を受けるなど、計画的な資金の運用計画を。民間の知恵を借りてもいいのでは。 	<p>の影響はありません。</p> <p>他の機能との複合化について、大規模な機能との複合化は、①合併特例債の活用期限（平成32年3月末）を踏まえると、平成27年度には基本設計に着手する必要があり、短期間での調整は困難であること、②撤退した際のリスクが大きいことから困難ですが、コンビニエンスストアなど小規模な機能の配置については検討ていきたいと考えています。</p>
③ライフサイクルコスト (7件)	<ul style="list-style-type: none"> ・何回も建て替えなくてもいいようにしてほしい。 ・長期的に健全な財政運営ができる、また、しばらくは増改築がないように、しっかりした建物を。 ・機能不足で後に増改築すると費用がかさむので、最初からしっかりしたもの。 ・現在は複数の庁舎が点在しており、一ヵ所に集まると市民にとっても分かりやすくて良い。長い目で見ると、経費の削減効果もある。 ・今後建て替えの必要がないほど丈夫な施設を。 ・人口減少、少子高齢化の財政への影響を考慮して、ライフサイクルコスト低減の取り組みを。 ・2、30年後の人口減少も踏まえ、総合的に費用が抑えられるところは考慮してほしい。 	<p>新本庁舎は、フレキシビリティ（可変性や柔軟性）の高い建物を計画するとともに、長寿命化や環境配慮に積極的に取り組むことで、ライフサイクルコストの抑制に努めます。</p>

H 事業手法

分類	意見の概要	市の考え方
①事業手法 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設は地元業者で。 ・建設業者も地元優先で、地元に利益が落ちることが最優先。 ・地元業者、地元の材料を使うなど、地元に貢献した庁舎建設を重視してほしい。鳥取市活性化のため、コストだけで考えることなく進めてほしい。 ・庁舎の構造設計等は高層ビル、大病院等の設計実績のある大手設計会社、施工業者は大手ゼネコンとする。入札等、業者選定については公開入札を基本として、設計施工 	<p>公共事業には、良好な品質の社会资本整備の推進、また、その担い手となる地元業者の育成や支援という大きな目的があります。この基本的な考え方方に立ち、新本庁舎の建設に当たっては、品質や競争性の確保に十分に配慮しつつ、地域経済に貢献が</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	分離方式か、設計施工一括発注方式。	できるよう取り組んでいくこととします。

I スケジュール

分類	意見の概要	市の考え方
①スケジュール (9件)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎整備が長期化しており、早期の着工を望む。 ・何度も自然災害の情報があり、我々の生活や安全を守る拠点を早期に整備しなければならない。 ・全国放送に取り上げられた問題で、議会や市民の参加の機会もあり、長期間議論を重ね新築に決した。21世紀を生き抜く礎となる鳥取市庁舎を建設すべき。建築面積、坪単価の、出来上がった製品の値引き交渉のような議論は既に十分行われてきた。市議会特別委員会は平成26年3月、中間報告で「市庁舎整備は喫緊の課題であり、市庁舎整備の方向性を早期に決定する。」と表明され、9月には「執行部においては、市庁舎整備を早急に進められることを求める」と最終報告された。今回の考え方は市民の思いが集約されており十分満足できる内容であり、市議会と市長は、直ちに建設着手すべき。 ・新庁舎の早急な整備を期待する。 ・早くつくれほしい。全て統合して、機能が充実したものを。 ・早く新庁舎を造り、サービスの向上を。 ・早く新庁舎ができる事を希望している。 ・庁舎位置も議会で議決されており、早期に着工してほしい。 ・合併特例債を活用し、早急に建設を。 	<p>新本庁舎は、市民の安全・安心のための拠点であり、その整備は急がれます。</p> <p>合併特例債を活用期限（平成32年3月末）も踏まえ、速やかに事業を進めます。</p>

3 その他

J－1 進め方

分類	意見の概要	市の考え方
①進め方 (19件)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画段階と試算がずれるのは想定されることで、理由が明確であれば問題ない。 ・「市役所本庁舎は市民のもの」というフレーズの根底に、責任転嫁的要素を感じる。将来の人口、産業、経済、市財政、あらゆる角度からのシビアな推計のもと、今一度精査するべき。限られた予算の中でいかに効率的、効果的な市民サービスを行える建物をつくるかという市の姿勢を強く示し、理解を求めるべき。このままでは、市全体に 	<p>市庁舎整備については、長きに渡り議論が重ねられており、色々な経過を経て、現在に至っています。市民の皆さんには、様々なお考え、捉え方があると思っていました。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>混乱と行政不信がうまれてしまう。今一度の精査、再検討をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政のやることに期待はしていない。住民投票で反対多数であったにもかかわらず、いともたやすく反故にした。合併交付金は振って沸いた好きに使っていいお金だと勘違いしていないか。そのお金も税金。私利私欲に利用されるのは一市民として我慢ならない。小さな鳥取市で 100 億円もの大金を新市庁舎にかける意義はあるのか。小さな田舎の鳥取市に巨大な箱物を建設しようとしている。巨大であるほど解体するときの費用も莫大になる。防災だのとありもしない言い訳で、目先の利益を榨取したいだけにしか見えない。急な保健所の併設案といい、何もかも不透明で市民から隠れて決めようとしている。保健所を併設するくらいなら、そのお金でもう一度住民投票をしてほしい。行政の姿勢には怒りや不信感を通り越して、呆れと、軽蔑の念すら禁じえない。私利私欲に走る市長、市議を止めたいと思う常識的な内部の方に動いてほしい。 ・費用の増加について、市長が素案とは別物といった趣旨の発言をしたが撤回をすべき。中核市移行など事情が異なると説明したが、市長の考えと市庁舎の建設は別であり、これを原因とすることは不適。 ・今後のことを考えると新庁舎建設に賛成。 ・新しい庁舎を建てるのは賛成。 ・年々人口が減少している中 20 万人以上という中核市の条件がクリアできるのか。できなければ無駄な出費。住民投票の結果できないとしておき、新築は大幅に試算を上回る。市民を馬鹿にしているとしか思えない。始めから新築を前提としているように感じる。再度住民投票を。 ・これを良くする、効率的な市政運営を進めると説明しているが、現在はできていないのか。市職員に失礼。 ・本庁舎は 50 年前の建物なので新しく建てるのが良い。 ・今後の鳥取を考えると絶対に建設すべき。今しないでいつするのか。 ・住民投票結果をベースに計画し、市民とコンセンサスをとればいい。50 %を超える市民の意思が反故にされた。20.8 億は推計値で検証自体が無意味。65 億案も検証し、比較検討すべき。米子、倉吉、境港市は耐震改修で済ませている。鳥取県の国民所得は都道府県で 46 位。生活は困窮している。新市庁舎の新築移転による建設を多角的公平に検討するとデメリットがメリットを上回る。選挙前の議会で否決されながら 12 月議会で強行とも思える可決。道義的問題が残る。駅南庁舎を新築庁舎に集 	<p>引き続き、市民の皆さんに丁寧に説明していくことはもちろんのこと、広くご意見を伺うとともに、いただいたご意見を反映し、しっかりと取り組みを進めていきます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>約するのは市民との約束違反。現庁舎の耐震改修を含めたあらゆる方策を考え選択肢を多くして見直すべき。今回募った意見はよく吟味し取り入れてほしい。コメントと市の検討結果を情報公開してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報に一般会計だけでなく特別会計等も記載してほしい。 ・市民感情軽視で、市長、議員等移転ありき。予算面も含め白紙に。 ・深澤市長は「新庁舎建設で市民に新たな負担は求めない」として位置条例への議会支持を取り付けた。そのたった四か月後に、建設費の五割増しの金額が必要としたことに市民はあきれ返っている。今後、市長の言動、市民に対する約束は、市民から疑いの眼で見られることになり、「市民への約束をすぐに裏切る人物」との評価が定着する。市長は方針を転換し、建設費を当初の 65.6 億円に収める方法を至急検討すべき。建設費用圧縮は到底できないと言うのであれば、この混乱の責任を取って速やかに市長の椅子から降りてほしい。 ・現庁舎を耐震改修すべしとの市民の声を汲み取るように。 ・各総合支所の権限の向上を。 ・合併特例債の期限があるので急ぐという理屈は市民の混乱に不信を上塗りするようなもの。 ・公平な情報公開と丁寧な意見交換で市民との合意を築くのが行政の最大の役割。 ・新庁舎建設の理念、主旨、予算等、本当に市民のことを考えているのか、将来を見据えているのか不安。この結果は誰が責任を持つのか。様々な角度から検討、意見を聞いて市中の生の声を反映する議会、行政であってほしい。 	
②市民説明 (10 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・税金が上がるのではという不安があるが、市民の声を聞いて利用しやすい庁舎の建設を。 ・きちんと内容を決定したうえで市民に説明してほしい。 ・建物の規模やあり方について、建設費はいくらが高くて安いのかの基準はあいまい。反対意見の多くは「お金の無駄」であって、市民にとって無駄な建物でなければ良い。これだけかかるというのも大切だが、費用のうち県内業者にどれだけお金が行き渡るかの公表をしっかりと行ってほしい。市庁舎の工事となると規模も大きく、鳥取市の業者、そして雇用等市民へお金が回り、経済が活性化し、お金の無駄に極力ならないことをアピールしてほしい。市民の安全安心のために建物の機能がこうだから、これだけかかるということばかりだが、お金を使った先についてはほとんど触れていない。 	<p>新本庁舎建設の取り組みに関しては、毎月のとっとり市報で検討状況をお知らせするとともに、CATVや市公式ホームページなどでも情報提供に努めてきました。また、この度の考え方については、CATVで内容を詳しく紹介したほか、概要版を作成し、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、市公式ホームページでご覧いただくことができるようになりますし、また、市報 6 月号とともに市民の皆さ</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ずさんな事業計画のよう。過去も公共事業の大幅な事業費変更があり、市民に丁寧に説明すべき。建設ありきで話を進めているように思われ、行政に対する不信感が募る。合併特例債がある今、新築するのがベストというのは、市民感覚とはかけ離れており理解できない。 ・ 建設費について、市民への説明責任がある。98億に上がった経過、検討内容など、市民が納得できるように説明をしてほしい。 ・ 中核市移行で市民サービスが向上することを市民が納得できるように説明を。一人当たりの県民所得46位の鳥取に98億の新庁舎建設は反対。リフォームすればいい。 ・ 市民に全く説明のないまま、建設費が100億円近い額になっている。このようなやり方は断じて許されるものではない。市民全体を対象にした説明会の開催を。資料の内容にも納得いかない。 ・ 市民に向け公開講演会、討論会、説明会など開催し、説明責任を果たしてほしい。 ・ 65.6億が98.4億になった基本的な考え方、ライフサイクルコストについての関連事項、本体工事に付随して発生する周辺道路の拡張などあれば、その工事費等、第2庁舎、駅南庁舎、福祉会館、さざんか会館等の存廃、利用方法の変更について根拠を示して納得のいく説明を。 ・ 特例債を使うために、市民との合意形成を怠ってはいけないし、議論を省いてはいけない。コミュニケーションをしっかりしてこそ、みんなの市庁舎となる。 	<p>んにお届けしています。</p> <p>その他、様々な機会を捉えて、引き続き、情報提供に努めています。</p>

J-2 まちづくり

分類	意見の概要	市の考え方
①まちづくり (9件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市役所の屋上と大丸の屋上に歩行者通路を。足元を透明にするなどして観光名所に。 ・ 新市役所から久松山山頂まで市街地の上を横断するロープウェイ。観光の目玉に。 ・ バスターミナルをシャミネ駐車場に移転し、新市役所の利便性を高める。バスターミナルの場所にシャミネと共に商業ビルを建て、駅と商業ビル、大丸の回遊性を持たせて賑わいを創出する。 ・ JR の高架を鳥取駅から見て国道53号手前で分岐させて、新庁舎3階に引き込む。鳥取駅止まりの列車は終着駅を新市役所駅とする。米子方面からの電車は鳥取駅で折り返し運転、岩美、智頭方面からの電車はそのまま新市役所駅まで走らせる。 ・ 鳥取城を再建しなくても、徳島の眉山のような夜景が見えるレストランとか観光施設 	<p>まちづくりに関して、様々にご意見やアイデアをいただきました。</p> <p>これらについては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>で十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい市役所を中心に新しい町づくりが始まると期待する。 ・庁舎移転に伴って市街地や経済の活性化につながる取り組みもしてほしい。 ・廃校の学校など、建物を再利用しては。 ・大丸前のアーチの建築の結果、効果に対してどう思うか。 	
②周辺施設 (6件)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所への用事のついでに買い物ができる、アクセスのいい商業施設を。 ・市役所周辺のお店も充実してほしい。 ・駅周辺に安価な駐車場を増やしてほしい。 ・銀行や郵便局、事務関係の手続きが周辺でできれば、新庁舎の機能が十分に発揮されると思う。 ・駅前に駐車場をたくさん作ってほしい。 ・公園、子どもの遊び場、安い駐車場、娯楽施設、映画館、アウトレットモール、コストコ、イケア等が近くにほしい。 	<p>鳥取市そして山陰東部圏域の核となる鳥取駅周辺は、都市機能の集積をめざして、官民が力を合わせ、様々な取り組みを進めているところであります、その再生に向けて着実に成果を上げつつあります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
③交通アクセス (13件)	<ul style="list-style-type: none"> ・無料バスなど、車を持っていない人が行きやすいシステム。 ・車の行き来しやすい道路。 ・交通渋滞が起きにくいように道路の整備を。 ・駅前の活性化の努力を。また、交通渋滞を回避できるように考えてほしい。 ・渋滞にならないような工夫を。 ・近隣の道が渋滞しないように。 ・スタバにより渋滞が発生している。これ以上渋滞がないように、駐車場の確保や入り口方向を検討してほしい。 ・駅から安全に、雨に濡れずに行くことができる歩道を。 ・道路が狭く混雑しやすいため道路整備の充実を。 ・予定地は日ごろから交通渋滞が発生している。その対策は。 ・鳥取駅から新庁舎予定地までアーケードがなく、大通りを横断するため、バリアフリー、渋滞対策として歩道橋を検討しては。 ・周辺道路網等交通体系の整備を。 ・鳥取駅周辺の道路事情に不安。 	<p>新本庁舎建設場所（幸町）は、鳥取駅やバスターミナルから徒歩圏内に位置しています。</p> <p>鳥取駅周辺の道路環境は、鳥取環状道路の整備や市道整備などにより、向上してきているものと考えています。</p> <p>アクセス道路については、鳥取駅周辺の道路整備事業の一環として、交通量調査（本年度予算）を行った上で、国や警察などの関係機関とも協議し、整備が必要となれば、検討していきます。</p>
④現本庁舎跡地 (5件)	<ul style="list-style-type: none"> ・現本庁舎は駐車場にして、市民会館やとりぎん文化会館利用時に停められるように。 ・現本庁舎の今後については不透明で、構想を示さない限り新庁舎建設を進めるべきで 	<p>跡地の利用は、市民の皆さんに喜ばれる、時代のニーズに合ったものとすること</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>はない。駅周辺に集中すればという場当たり的な発想ではダメ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現本庁舎跡地を、市民が集えて、若者が集まれる場に。 ・現本庁舎跡地の活用法を検討して市内が寂れることのないように。 ・現本庁舎の有効な活用方法を明確に。 	<p>が求められると考えています。</p> <p>広く市民の皆さんのお聞きしながら、今後、改めて府内組織を立ち上げ、検討を進めていきたいと考えています。</p>

J－3 中核市への移行など

分類	意見の概要	市の考え方
①中核市への移行 (8件)	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市になることで、現在市が進めている福祉サービスがさらに発展し、特色ある市政となる。 ・中核市へ移行し、鳥取県東部、中部、兵庫県北部を圏域とした地方中枢拠点の都市づくりが、今後の活性化へ向け重要。 ・人口19万人の鳥取市に中核市となる意義があるのか不明。市民が納得できる説明もない。市議会が全く機能しておらず、市議会議員に対しては怒りを覚える。議員定数の大幅削減が必要。 ・中核市移行のプロセスが分かりにくい。移行にあたり、デメリットが本当でないのか提示してほしい。県から権限移譲があった経費は地方交付税により補てんがあると思うが、その説明もないので市民は不安。保健所を駅南庁舎に設置する話が突然出てきたという感じが否めない。 ・中核市への移行に伴い、県から二千数百件に及ぶ業務が市へと移管されると費用の増加が予想されるが、その費用はどうなっているのか。現在は県と市の担当業務の棲み分けがうまく出来ている。同じ市内にある県庁から多数の仕事を引き受ける必要はない。市民の混乱が起きる。中核市に移行する必要があるかどうか、改めて市民にその是非を問うべき。 ・中核市移行を実現して、特色あるまちづくりを推進し、市民サービス向上に取り組んでほしい。 ・中核市となるメリットは何か。20万人を切り人口減の進む鳥取市にとって負担とか思えない。保健所業務は今のシステムがベスト。システムの変更に伴う人材育成の将来構想も示してほしい。 ・建築費増高の最大の要因は「中核市への移行、それに伴う保健所新設にかかる建築面積増」であり、中核市移行は中止とし、保健所設置をやめて、建築面積を減らして、 	<p>中核市をめざす理由は、大きく2つあります。</p> <p>まず、「市民サービスの向上」です。中核市になると、保健所の業務のほか、保健衛生、福祉、環境、都市計画、教育などの分野の事務について県から移譲を受け、各種手続きの簡素化やスピードアップを図ることができます。また、市民の皆さまの要望やニーズを、直接市政に反映したり、本市の判断で個性を生かしたまちづくりができるようになります。</p> <p>次に、近隣の自治体と協力して「山陰東部圏域の発展の基盤をつくる」ことです。医療、福祉、雇用、教育など、市民生活に関わる重要な課題は、鳥取市だけでなく、生活圏を同じくする近隣自治体にも密接な関わりがあり、今後も緊密に連携しながら、協力して取り組んでいかなければなりません。国は、中核市を中心とする地方圏域を「連携中枢都市圏」として、地方が踏みとどまるための拠点と位置づけ、支援を強化することにしています。人口20万人を切った特例市である本市が、中核市へ移</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>建築費を抑えるべき。鳥取市は今後の人口減少が明らかであり、背伸びしてまで中核市へ移行すべきではない。身の丈にあった行政、新庁舎であるべき。保健所は県設置のままでよく、鳥取市が担う必要はない。松江市は中核市への移行について、期日は設けず「鳥取市の動向を参考に検討する」と慎重。鳥取市が松江市を参考とすべき。中核市への移行については、大変重要な事項であるにもかかわらず“経過措置の期限があるから”として市民に対してメリット、デメリットなど十分な説明と理解がなされていないまま進んでいる。市の見栄や面子、格好付けだけで移行しようとしている。中核市への移行については、大阪のように住民投票して賛否を決定すべき。</p>	<p>行できるのは、平成32年3月末までです。今、中核市にならなければ、鳥取市は都市としての求心力を失い、山陰東部圏域は圏域としての拠点性を失うことになります。山陰地方で中核市の要件を満たすのは、本市と松江市の2市のみです。今こそ、山陰東部圏域の生き残りをかけて、中核市への移行を進めていかなければなりませんと考えています。</p>
<p>②保健所 (9件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁機能と福祉保健ゾーンを分けるのは、分かりやすくて良い。福祉保健ゾーンを誰でも使いやすく、分かりやすく、今よりも充実させて、本庁舎と福祉保健ゾーンの連携を密にしてほしい。 ・駅南庁舎の駐車場はとても使いにくいので改善してほしい。 ・駅南庁舎はさざんか会館と近く、子どもの集いや手続きの際、複数の用事を同時に済ませられる。同一の建物ならより便利だと思う。 ・保健所の駅南への設置は福祉保健ゾーンとして利便性等から大切であり、それに伴う新庁舎への事務面積増は市民サービス向上においても今後の拠点都市づくりにおいてもやむを得ない。 ・保健所も必要なことなので進めた方が良い。 ・県が保健所の事務を移譲するのは、市が行えば市民と連携して効率的に行えるからで、県と同じように行うのでは意味がない。倉敷市は圏域56万人が対象の保健所でも5千400m²。鳥取なら3千m²以下で出来る。保健所は、ハードよりソフトが重要とされている。 ・中核市移行に当たり駅南庁舎に保健所を設置となっているが、Mersなどの感染者が保健所に行った場合、子育て機能を利用するため訪れた妊産婦、乳幼児等に2次感染する可能性がある。伝染病が発生した場合、駅南庁舎は近くに専門の医療機関がない。県が使っていた施設を賃貸で借りて業務を継続すべき。 ・駅南庁舎内に保健所と子育て支援部門を併設すると、妊産婦、乳幼児と伝染病患者予備軍が同時に同一施設を訪れることがあり得て極めて危険。階を別にしても、入口、エレベーター、トイレ等の共用部分での感染もあり得る。不特定多数の人々が絶えず 	<p>保健所の設置場所については、鳥取市保健所設置有識者委員会の提言を踏まえ、様々な点から検討を行った結果、駅南庁舎を活用して整備するのが、最も優位性があるとの結論に至ったところです。</p> <p>駅南庁舎に保健所機能を設置することは、①保健・医療・福祉・環境衛生分野で鳥取県東部圏域の連携強化に資する立地環境であること、②公共交通機関の利便性や車での来訪者に対応できる駐車場が確保されていること、③さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館など福祉関連施設が集積し、将来福祉保健ゾーンとして相乗効果が見込まれる、④保健所、保健センター、子育て支援機能等の配置に必要な床面積が確保できる、などというメリットがあります。</p> <p>感染症については、鳥取県の保健所によると、①感染症に、り患した方が、直接、保健所を訪れるではなく、不安のある方の電話相談を受け、治療が必要と思われる</p>

分類	意見の概要	市の考え方
	<p>行きかう鳥取駅のそばに、伝染病対策施設を設置すること自体が間違い。伝染病患者の疑いがある人が駅の中を通って保健所を訪れた場合、接触した人物をどのようにして特定するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所がなぜ庁舎内ではないといけないのか。多くの未使用公共施設があり、再利用はできないのか。 	<p>場合は専門の医療機関を案内していること、②移送など直接対応が必要な場合は、感染を防ぐ体制をとって、相談者の所に向くこと、から庁舎内に感染が拡大するおそれはない、と伺っています。</p>

類似他都市の新庁舎建設設計一覧表

自治体		庁舎の概要				設計者				設計 委託料 (億円)	設計期間	建設工事		備考	
自治体	人口(人) [H27.6]	延床面積 (m ²)	構造	階数	耐震工法	選定 方法	名称	大 手 元	市内業者 出資比率			建設費 (億円)	施工業者		
茨城県 つくば市	221,432	21,434	RC(PC)造 一部S造	地上7階	基礎免震	プロポ	山下設計 つくば建築設計	1	1	不明	2.4	H18.8-H19.3 (基本:約8ヶ月) H19.4-H20.1 (実施:約10ヶ月)	60.7	清水建設	
島根県 出雲市	174,720	24,786	S造	地上7階 地下1階	制震	プロポ	日建設計 みずほ設計	1	1	不明	2.6	H18.12-H19.5 (基本:約6ヶ月) H19.6-H19.9 (実施:約4ヶ月)	67.3	中筋組・今岡工業・ 御船組・トガノ建 設・中央建設	設計委託料には測 試、工事監理含む。
山梨県 甲府市	192,822	27,973	S造 一部SRC 一部RC	地上10階 地下1階	基礎免震	プロポ	日本設計 馬場設計・進藤設計事務所・山 形一級建築士事務所・竜巳一級 建築設計事務所	1	4	30%	4.1	H21.7-H22.3 (基本:約9ヶ月) H22.4-H23.1 (実施:約10ヶ月)	66.0	竹中工務店	設計委託料には測 試、工事監理含む。
兵庫県 豊岡市	85,170	15,879	RC造	地上7階 塔屋1階	基礎免震	プロポ	日本設計	1			2.2	H21.8-H22.2 (基本:約7ヶ月) H22.3-H22.12 (実施:約10ヶ月)	35.7	熊谷組 谷垣工業・共栄建設 工業	
秋田県 秋田市	317,236	30,980	RC造	地上6階 地下1階	基礎+ 柱頭免震	プロポ	日本設計 渡辺佐文建築設計事務所・コス モス設計	1	2	20%	2.1	H23.8-H24.3 (基本:約8ヶ月) H24.4-H25.3 (実施:約12ヶ月)	125.2	清水建設 千代田興業・シブヤ 建設工業・田村建設	
広島県 呉市	234,613	38,834	S造	地上9階	基礎免震	プロポ	大建設計	1			2.2	H23.11-H24.6 (基本:約8ヶ月) H24.7-H24.11 (実施:約5ヶ月)	133.4	五洋建設	
栃木県 佐野市	121,429	20,404	SRC造	地上7階 地下1階	柱頭免震	プロポ	佐藤総合計画 都市環境建築設計所	1	1	49%	1.4	H24.3-H24.11 (基本:約9ヶ月) H24.12-H25.3 (実施:約4ヶ月)	70.4	鹿島建設	
茨城県 日立市	183,800	24,910	RC造	地上7階 地下1階	基礎免震	コンペ	S A N A A事務所	1			3.3	H25.3-H25.9 (基本:約7ヶ月) H25.10-H26.9 (実施:約12ヶ月)	102.5	竹中工務店 鈴縫工業・秋山工務 店・岡部工務店	
滋賀県 甲賀市	92,495	14,362	S造	地上5階	基礎免震	プロポ	梓設計	1			1.6	H25.8-H26.3 (基本:約8ヶ月) H26.5-H27.3 (実施:約11ヶ月)	64.9	東急建設 三陽建設	
高知県 高知市	336,489	25,705	SRC造 一部S造 一部RC造	地上6階 地下1階	柱頭免震	プロポ	日建設計 上田建築事務所	1	1	30%	1.9	H26.4-H27.1 (基本:約10ヶ月) H27.3-H27.12 (実施:約10ヶ月)	—	—	
茨城県 水戸市	270,724	32,670	RC造	地上7階 地下1階	柱頭免震	プロポ	久米設計 柴建築設計事務所	1	1	30%	3.2	H26.5-H27.1 (基本:約9ヶ月) H27.2-H28.3 (実施:約14ヶ月)	—	—	
山口県 周南市	147,813	20,930	SRC造 一部S造	地上6階	基礎免震	プロポ	日建設計	1			2.0	H26.6-H27.5 (基本:約12ヶ月) H27.6-H28.2 (実施:約9ヶ月)	—	—	
青森県 青森市	293,859	21,500	基本設計中			プロポ	佐藤総合計画 八洲建築設計事務所・福士晴也 建築設計事務所・A & Aマネジメ ント・フクシアンドフクシ建築事務所	1	4	45%	1.9	H27.3-H27.10 (基本:約8ヶ月) H27.11-H28.10 (実施:約12ヶ月)	—	—	駐車場等設計、解体 設計等あり
岐阜県 岐阜市	414,628	41,000	基本設計中			プロポ	佐藤総合計画 司設計・Ai設計室	1	2	30%	2.8	H27.5-H28.3 (基本:11ヶ月) H28.4-H29.2 (実施:11ヶ月)	—	—	

※インターネット情報及び聞き取り調査により、過去10年以内の類似例について、設計着手の古い順に記載。

※設計者の欄で、2行以上は、1行目が大手設計事務所、2行目以降が地元設計事務所。

※設計期間の欄で、「基本」は基本設計の業務月数、「実施」は実施設計の業務月数。開始や終了が月の途中の場合もあり、それぞれおよその期間。

鳥取市新本庁舎建設基本設計、実施設計の業務時間及び必要人員（見込み）

資料 2-2

1 業務時間（約23,000m²の庁舎の新築）

2 想定している業務期間を踏まえた必要人員の見込み

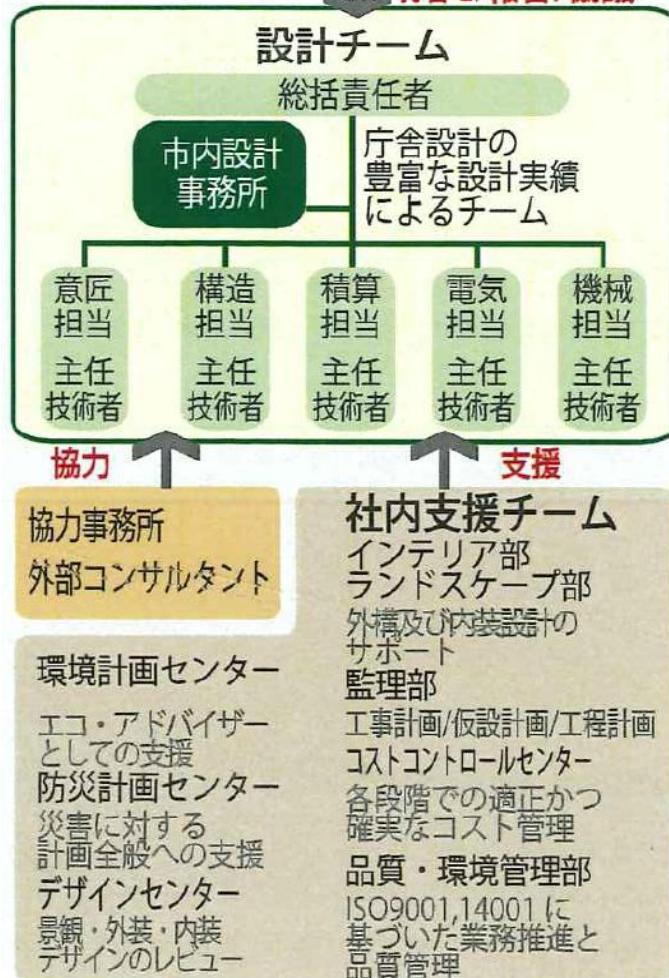
	基本設計					実施設計					備考
	総合	構造	設備	その他		総合	構造	設備	その他		
④業務月数	8	8	5	5	1	12	12	8	7	3	[業務期間に影響のある手続き等] 基本設計… パブリックコメント、市民ワークショップ、 市議会などへの中間報告など 実施設計… 国土交通大臣認定（免震工法とする場合）、 計画通知等各種手続など
	0				8	0				12	
											
必要人員	14	4	3	4	3	16	4	3	4	5	③÷④（小数点以下切り上げ、合計は内訳の計）

(参考) 新庁舎建設に係る他都市の設計チーム

	建物概要			設計チーム	業務期間
	面積m ²	構造	耐震工法		
水戸市	32,670	RC造、地上7階地下1階	柱頭免震	別図①のとおり	H26.5-H27.1（基本：約9ヶ月）、H27.2-H28.3（実施：約14ヶ月）
秋田市	30,980	RC造、地上6階地下1階	基礎+柱頭免震	別図②のとおり	H23.8-H24.3（基本：約8ヶ月）、H24.4-H25.3（実施：約12ヶ月）



←別図①



別図②



※チーム体制は、プロポーザル最優秀者の提案内容（インターネット情報を元に調製）

市内設計事務所の状況（一級建築士4名以上）

事務所	一級建築士			建築 積算士	実績			
		うち 構造設計一級	うち 設備設計一級		設計 年度	J V	用途	面積 (m ²)
								1万超 ~5千
A 設計	18人	3人		3人	H13	●	事務所	○
					H15		福祉施設	○
					H25		学校	○
B 設計	6人	2人		1人				
C 設計	5人		1人		H10		学校	○
					H17	●	事務所	○
					H11		集会施設	○
D 設計	5人			1人				
E 設計	5人							
F 設計	5人				H17	●	事務所	○
G 設計	4人	2人		1人	H13	●	事務所	○
H 設計	4人							
I 設計	4人			1人	H15		学校	○
J 設計	4人							

※一級建築士の多い順に記載

※実績は、平成10年度以降の延床面積5,000m²以上（店舗除く）の設計で、面積の大きいものから上位3つを記載建築設計（延床面積約23,000m²）に求められる法的な資格等

区分	建築総合・設計	構造設計・計算	電気設備設計 機械設備設計	建築積算
資格名	一級建築士	構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	—

※建築士法…構造設計一級建築士が構造設計を行った場合は構造設計図書に表示をし、若しくは構造設計一級建築士以外の一級建築士が構造設計を行った場合は法規定に適合するかどうかの確認をしなければならない。設備設計についても同様。（「構造」を「設備」に読み替える。）